

国立特別支援教育総合研究所パンフレット等一覧

国立特別支援教育総合研究所は、神奈川県横須賀市にある、特別支援教育に関する我が国唯一のナショナルセンターです。

特別支援教育に関する研究、研修、情報発信等を行っており、その研究成果や授業づくり等の教育活動への活用方法、研修コンテンツ等に係るパンフレット等をご案内いたします。以下のパンフレット等は研究所のホームページで閲覧できるようにしております。また、これら以外にも研究所のホームページにて研究成果物等を発表しておりますのでぜひご覧ください。

<国立特別支援教育総合研究所ホームページ>

<https://www.nise.go.jp/nc/>

<パンフレット等一覧>

- 資料 1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 NISE 案内パンフレット
- 資料 2 「先生の困った！」を解決するために（研究成果物リスト）
- 資料 3 肢体不自由特別支援学級の指導ガイドブック
- 資料 4 「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」事例整理集
- 資料 5 病気療養等により支援が必要な児童生徒のための遠隔教育 Q&A
- 資料 6 令和 2 年度地域実践研究事業報告書
地域におけるインクルーシブ教育システムの推進
- 資料 7 インターネットによる講義配信「NISE 学びラボ」
～特別支援教育 e ラーニング～のご案内
- 資料 8 発達障害教育推進センター事業紹介
- 資料 9 インクルーシブ教育システム構築支援データベース「インクル DB」
「合理的配慮」実践事例データベースのご案内
- 資料 1 0 特別支援教育教材ポータルサイト（支援教材ポータル）のご案内
- 資料 1 1 i ライブラリー（教育支援機器等展示室）のご案内
- 資料 1 2 NISE メールマガジン等のご案内

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

NISE

National Institute of Special Needs Education



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(NISE)は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを目指したインクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育に関する研究活動や研修事業、情報普及活動等を推進していきます。



理事長あいさつ

今年度は、第5期中期目標期間の2年目です。研究所では、令和4年度計画に基づき、各種事業を実施してまいります。研究活動では、重点課題研究や障害種別特定研究等を通じて、特別支援教育の当面する課題の解決に取り組みます。また、研修事業としては、コロナ禍の中、来所型とオンライン型の両方を取り入れた研修の在り方を検討し、試行します。これらの成果については、セミナーやSNSなどを通じて、関係者への普及を図ります。今年度も、関係の皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

令和4年4月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (NISE) 理事長 宍戸 和成

沿革

- 昭和46年10月 国の所轄機関として国立特殊教育総合研究所設置
- 平成13年4月 独立行政法人化(主務大臣：文部科学大臣)
- 平成19年4月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更
- 平成20年4月 発達障害教育情報センター設置
- 平成28年4月 インクルーシブ教育システム推進センター設置
- 平成29年4月 発達障害教育推進センター設置(発達障害教育情報センターの機能拡充)
- 令和3年4月～令和8年3月
第5期中期目標期間(令和4年度は第5期中期目標期間の2年目)
- 令和3年10月 創立50周年

役員・職員数

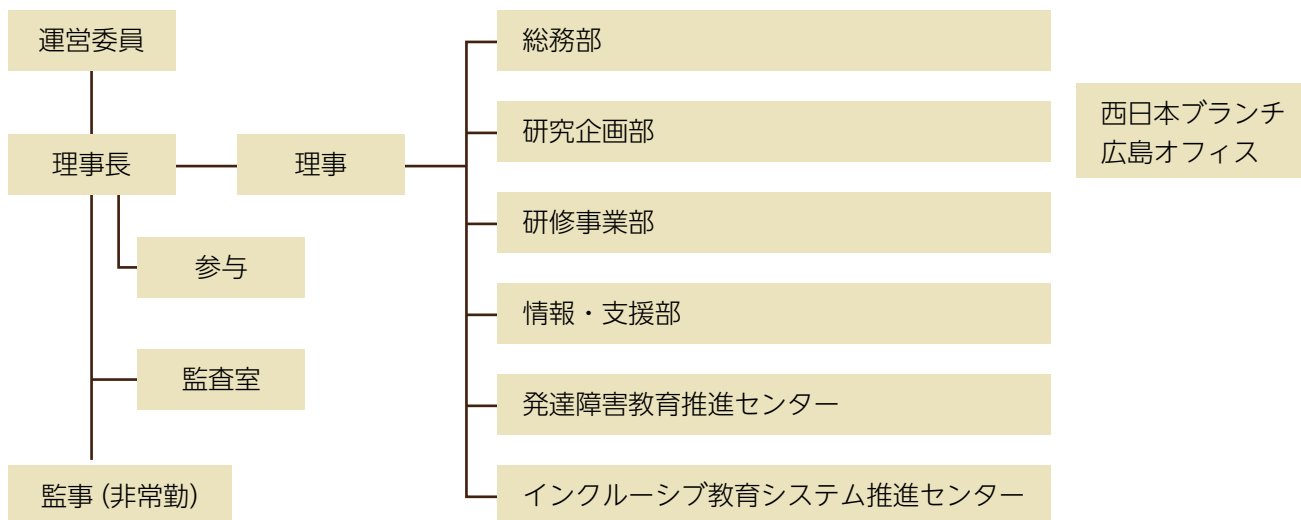
合計	71(3)
役員	2(2)
研究職	36(1)
一般職	33

R4.4.1現在
()内は非常勤で外数

令和4年度の財政規模

区分	金額(千円)
運営費交付金	1,084,169
施設整備費補助金	79,215

組織



特別支援教育とは

- ・障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。
- ・従来の特殊教育が対象としていた障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。
- ・障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成の基礎となるものです。

(詳しくは、「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知)をご覧ください。)

インクルーシブ教育システムとは

- ・障害者の権利に関する条約第24条によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことで。
- ・「共生社会」の形成に向けて、上記の条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。
- ・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

(詳しくは、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会報告)をご覧ください。)

研究所の活動(第5期中期目標より)

ミッション(使命)

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国や地方公共団体、関係機関等と連携・協力しつつ、教育実践を研究するフィールドを有し、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる法人の強みを生かしながら、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化も踏まえた国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション(使命)とする。

ミッションを達成するための取組

- ・特別支援教育に係る实际的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献
- ・各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成
- ・特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援

研究活動

国の政策課題や教育現場の課題に対応した研究の推進

障害種の枠を超えて、国の特別支援教育の推進や教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する「重点課題研究」と、各障害種における、喫緊の課題の解決に寄与する「障害種別特定研究」、合わせて毎年度概ね5～7課題を実施します。

また、重点課題研究や障害種別特定研究を支える研究所の基盤的な活動として、障害種別に組織する研究班や、社会的背景等から必要なテーマ別研究班を設置し、関係団体との連携を図りながら基礎的研究活動を行い、その成果を重点課題研究や国の政策立案等に生かしていきます。

●重点課題研究（令和4年度に実施する研究課題）

- (1) 教育課程に関する研究(国への政策貢献)
 - ・学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施・評価・改善に関する研究
- (2) 切れ目ない支援の充実に関する研究(教育現場等の喫緊の課題に対応)
 - ・障害のある子どもの就学先決定の手続きに関する研究
 - ・高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究
 - ・ICT等を活用した障害のある児童生徒の指導・支援に関する研究
 - ・通常の学級における多様な教育的ニーズのある児童生徒の教科指導上の配慮に関する研究

●障害種別特定研究（令和4年度に実施する研究課題）

- ・知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する研究

●その他の研究

○基礎的研究活動

テーマ別研究班及び障害種別専門分野の課題に対応する研究班における基盤的な研究

○外部資金研究、受託研究

科学研究費助成金等の外部資金を獲得して行う研究、外部からの委託を受けて行う研究

研究成果

研究の成果は、「研究成果報告書」やその要旨をまとめた「研究成果報告書サマリー集」「リーフレット」等としてNISEのウェブサイトにおいて公開しています。また、ガイドブックの作成、セミナーの開催等により教育現場等への普及を図っています。

最新の刊行物・研究成果物等（一部）

	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル 第11号 令和4年4月
	国立特別支援教育総合研究所研究紀要 第49巻 令和4年3月
	研究成果報告書サマリー集(令和2年度終了課題) 令和3年6月
定期刊行物	我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究 ー地域と学校での主体的取組を支援する「インクルCOMPASS」の提案ー 令和3年3月
	特別支援教育における教育課程に関する総合的研究 ー新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題ー 令和3年3月
	聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に関する研究 ー乳幼児を対象とした地域連携ー 令和3年3月
	知的障害特別支援学級担当者サポートキットの開発 ー授業づくりを中心にー 令和3年3月
	小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を活用した授業改善に関する研究 令和3年3月
研究成果報告書	社会とのつながりを意識した発達障害等への専門性のある支援に関する研究 ー二次的な障害の予防・低減に向けた通級による指導等の在り方に焦点を当ててー 令和3年3月
	インクルーシブ教育システムの理解啓発の推進に関する研究 令和3年3月
	交流及び共同学習の充実に関する研究 令和3年3月
	特別支援教育の基礎・基本 2020 (株)ジアース教育新社, ISBN978-4-86371-548-6 令和2年6月
	特別支援学級での自閉症のある子どもの自立活動の指導 ー確かに育つ!子ども、確かに高まる!教師の指導力ー (株)ジアース教育新社, ISBN978-4-86371-575-2 令和3年3月
書籍	ここにヒントがある!インクルーシブ教育システムを進める10の実践 ー「インクルCOMPASS」で強みや課題をみつけようー (株)ジアース教育新社, ISBN978-4-86371-574-5 令和3年3月
	知的障害特別支援学級の授業づくり『すけっと』がお助けします! 令和3年7月
リーフレット・ガイドブック・事例集等	病気療養等により支援が必要な児童生徒のための遠隔教育Q&A 令和3年7月
	インクルーシブ教育システムの推進を目指す特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブック ー知的障害および自閉症・情緒障害特別支援学級を中心にー 令和3年3月



▶▶▶ 詳しくはこちら：<https://www.nise.go.jp/nc/study>

研修事業

都道府県等において指導的役割を果たす 教職員を対象とした研修の実施

都道府県等における特別支援教育の指導的な役割を果たす教職員を対象とし、特別支援教育専門研修（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース、知的障害教育コース、発達障害・情緒障害・言語障害教育コース：約2か月、計210名程度、オンラインと来所の組合せ）や、インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（ICT活用、高校通級：各2日、オンラインと来所の組合せ、交流及び共同学習：1日、オンライン、計210名程度）及び発達障害教育実践セミナー（1日、70名程度、オンライン）を実施し、各都道府県等の指導者の養成を図っています。この他、全国特別支援学校長会との連携研修（特別支援学校寄宿舎指導実践協議会：1日、50名程度、オンライン）や難聴児に関わる地区別研究協議会を実施しています。



特別支援教育専門研修（来所）（平成30年撮影）



特別支援教育専門研修
（オンライン）
（令和3年撮影）

インターネットによる講義配信「NISE学びラボ～特別支援教育eラーニング～」

障害のある児童生徒等の教育に携わる教員をはじめ、幅広い教員の資質向上の取組を支援するため、特別支援教育に関する講義を収録し、インターネットにより、学校教育関係者等へ配信しています。個人登録を行うことによって、およそ170の講義がパソコンやタブレット端末、スマートフォン等で、誰でも無料で視聴できます。目的に応じて系統的に学べるように、例えば、「特別支援学級（知的障害）の担任になったら」のような「研修プログラム」を提案しています。また、団体登録を行った教育委員会や学校等は、受講者のニーズに合わせて、いくつかの講義を組み合わせるなど、オリジナルの研修プログラムを設定し、教職員等の研修に活用することができます。



講義配信の視聴画面

▶▶▶ 詳しくはこちら：

https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online



免許法認定通信教育総合情報サイト

免許法認定通信教育の実施

特別支援学校教諭免許状取得率の向上のため、特に保有率の低い視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域の講義について、インターネットを利用した「免許法認定通信教育」を実施しています。

▶▶▶ 詳しくはこちら：

<http://forum.nise.go.jp/tsushin/>



情報普及活動

ウェブによる情報発信

NISEのウェブサイトや「特総研ジャーナル」、メールマガジンの発行等を通じて研究成果や特別支援教育全般に関する情報を総合的に提供しています。また、障害の状態や特性等に応じた教材、支援機器や実践事例等の情報を発信する「特別支援教育教材ポータルサイト（支援教材ポータル）」や発達障害教育に関する最新情報を国民に幅広く提供し、理解啓発を推進するとともに、発達障害のある子供の教育に関する基本的な知識と指導・支援に関する情報を発信する「発達障害教育推進センターWEBサイト」を運用しています。

さらに、発達障害のあるご本人やご家族に向けた情報を中心に、その方々の暮らしを支える教育、医療、保健、福祉、労働の各分野の情報を発信する国のサイト「発達障害ナビポータル」を国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと共同で運営しています。

- ▶▶▶ 特別支援教育教材ポータルサイト：<http://kyozai.nise.go.jp/>
- ▶▶▶ 発達障害教育推進センターWEBサイト：<http://cpedd.nise.go.jp/>
- ▶▶▶ 発達障害ナビポータル：<https://hattatsu.go.jp/>



支援教材ポータル



発達障害教育推進センターWEBサイト



発達障害ナビポータル

発達障害教育に関する理解啓発と実践的な指導力向上のための情報提供

発達障害教育に関する研究成果の普及や自治体における研修の支援等を通じて、自治体との連携や教育現場の実践的な指導力の向上を図っています。

シンポジウム・セミナーの開催

研究成果の普及促進や教育現場等との特別支援教育に関する情報共有を図るため、「研究所セミナー」を毎年度開催しています。また、世界自閉症啓発デーに関連したイベントを、関係団体と共に毎年度開催しています。さらに、NISEの活動をより身近なものとしていただくため、「研究所公開」を開催しています。

特別支援教育推進セミナー

全国を地区ブロックに分け、ブロック内の特別支援教育の理解啓発を図るために、令和3年度から特別支援教育推進セミナーを年間3回開催しています。各関係団体等と連携しながら、特別支援教育等に関する有益な情報を提供するとともに、ブロック内の交流促進や関係構築を図っています。



発達障害教育実践セミナー（オンライン）
（令和3年度）



特別支援教育推進セミナー
オンライン配信の様子

インクルーシブ教育システム構築のための自治体や学校等への支援と国際事業

地域支援事業

令和3年度から、教育委員会と研究所が連携して地域のインクルーシブ教育システム構築を推進する事業である「地域支援事業」を実施しています。

今年度は全国から13の県市町に参画いただいています。インクルーシブ教育システムの理解啓発の取組、地域の支援体制の構築、校内研修の推進など、研究所と協働し、それぞれの県市町の課題や目的に応じた事業に取り組んでいます。事業の成果は、各県市町において報告会等を実施して普及する他、事業報告書をNISEのウェブサイトに掲載するなどして普及します。



オンラインでの情報交換の様子



インクルDBのウェブサイト

インクルーシブ教育システム構築を支援するデータベース(インクルDB)の運用

インクルDBは、子どもの実態から、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる事例を紹介しています。また、法令・通知・用語等や、学校における遠隔授業や動画配信、新型コロナウイルス感染症予防の取組等、様々な関連情報を掲載しています。

【主な内容】

- ・「合理的配慮」実践事例(令和4年3月末現在590事例掲載)
- ・関連する法令・施策
- ・関係用語の解説
- ・インクルーシブ教育システム構築に関するQ&A 等

▶▶▶ 詳しくはこちら：<http://inclusive.nise.go.jp/>
詳細な情報をダウンロードできます。



国際動向の把握や海外との研究交流

諸外国のインクルーシブ教育システム構築に関する最新動向や取組を計画的に収集し、国内との比較・検討など参考になる情報をNISEのウェブサイト等で公表しています。

韓国国立特殊教育院と日韓特別支援教育協議会を開催する等、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図ります。

また、海外からの視察・研修を受け入れ、我が国の教育制度等についての情報提供を行っています。



韓国国立特殊教育院との日韓特別支援教育協議会の様子

体育施設のご利用案内

体育館やフットサルコートをご利用いただけます。

<ご利用可能時間>

体育館：9時～19時

フットサルコート：9時～17時

土曜・日曜・祝日も

ご利用いただけます。



▶▶▶ 詳しくはこちら：

https://www.nise.go.jp/nc/physical_education



*令和4年4月現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、貸出しを中止しています。
最新の情報はウェブサイトでお知らせします。

寄附のお願い

NISEの業務は、主として国からの運営費交付金等によって活動しておりますが、障害のある子供の教育のより一層の振興を図るため、広く皆様方からの寄附を受け入れています。

▶▶▶ 詳しくはこちら：<https://www.nise.go.jp/nc/fund>



交通案内

京浜急行電鉄ご利用の場合

京急久里浜駅下車

▶[久3]系統・久里浜医療センター行で約15分、
国立特別支援教育総合研究所下車すぐ

▶[久8]系統・野比海岸行で約20分、終点下車300m
又はタクシー約8分

YRP野比駅下車

▶徒歩20分、又はタクシー約5分

JR横須賀線ご利用の場合

久里浜駅下車

▶[久8]系統・野比海岸行で約15分、終点下車300m
又はタクシー約10分



 独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

TEL：046-839-6803 FAX：046-839-6918(総務部総務企画課)

URL <https://www.nise.go.jp/nc/>



このパンフレットで紹介した研究成果報告書、NISE学びラボ、特総研ジャーナル、メールマガジン、発達障害教育推進センターWEBサイト、研究所公開、研究所セミナー、インクルDBなどの詳しい内容は、**NISE**でまとめて検索できます！



再生紙を使用しています

令和4年4月

先生の
困った!

を**解決**するために



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

National Institute of Special Needs Education

リーフレットを見たい時 ▼

まずは、<https://www.nise.go.jp/nc/> へアクセス！

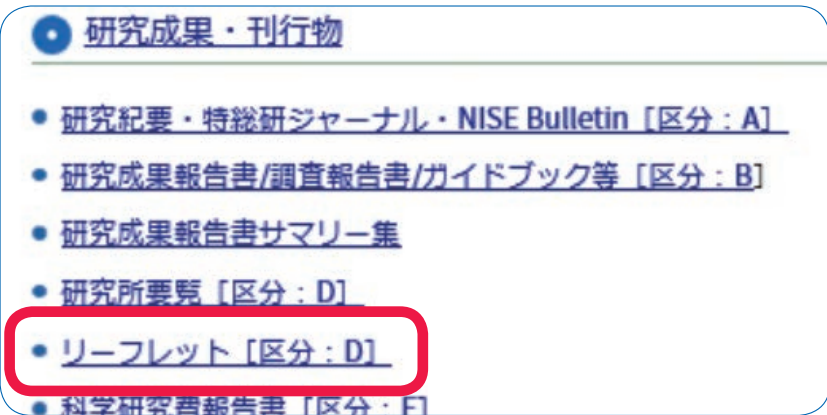
1

画面右上メニューの「報告書・資料」をクリック



2

「リーフレット」をクリック



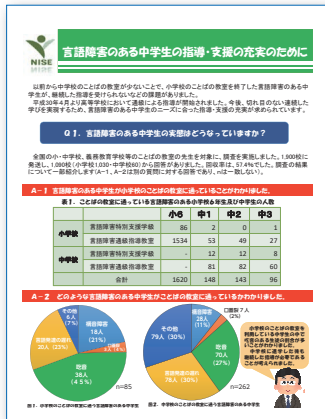
3

リーフレットの紹介ページの中から目的のPDFファイルをダウンロードしてください。

区分	表紙	刊行物名	発行
D-375		言語障害のある中学生の指導・支援の充実のために【5M pdfファイル】PDF	令和2年5月

4

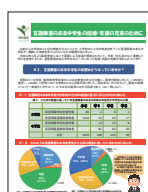
ご自宅のPCに保管して授業の参考にしたり、印刷して研修会や保護者会の資料に用いたり、ぜひご活用ください。



研究成果物リスト

こちらで紹介しているのはほんの一部です。HP で最新の情報をぜひご覧下さい。

研究成果報告書	研究成果報告書サマリー集（令和2年度終了課題）令和3年5月
リーフレット	視覚障害を伴う重複障害の児童生徒等の指導に関する研究 －特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に－ 平成31年3月 http://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/461abb9ee6ba1a2b30ec92c91cdd3f6b?frame_id=1235
	「インクル COMPASS」ガイド 令和3年2月 https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/0268a82e3496739df67d904da372318f?frame_id=1235
	知的障害特別支援学級の授業づくり『すけっと』がお助けします！ 令和3年7月 https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/3874245f4dc3c95f0d2581fff2b89089?frame_id=1235
	小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を活用した授業改善に関する研究 令和3年3月 https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/5e05240dd26f61653fb0fa1795b385ce?frame_id=1235
	精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究 － Co-MaMe(連続性のある多相的多階層支援)－ 令和2年1月 https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/e8ec1140df63665bb0e2bceea764638a?frame_id=1235
	言語障害のある中学生の指導・支援の充実のために 令和2年5月 https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/b63291da546834b573084bb47ce544dc?frame_id=1235
	自閉症のある子どもの自立活動の指導について考えよう！ 令和2年5月 https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/a89cfe3fd46491ddf8b4e03e10562022?frame_id=1235
	発達障害のある子供の教育に関わる全ての教員の皆様へ もしかして、それ・・・二次的な障害を生んでいるかも・・・？ 令和3年3月 https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/08f50f2da9864d68fd321cb3595a1aaa?frame_id=1235
事例集 ガイドブック	難聴児の切れ目ない支援体制構築と更なる支援の推進に向けた研修パッケージ 令和3年3月 https://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/hearing/package
	視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろうの子どもたちの育ちと学びのために －教職員、保護者、関係するみなさまへ 令和3年3月 https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/9353ab9431f5f2e41a616f6cd3dc3fc1?frame_id=1235
調査報告書	重複障害のある子供の教育に関する調査報告書 令和3年3月 https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/0a3a3ace55c2950cfff05b6e4f44148?frame_id=1235
WEB 情報 サイト	N I S E 学びラボ：インターネットによる講義配信 https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online
	インクルDB：インクルーシブ教育システム構築支援実践事例データベース http://inclusive.nise.go.jp/
	特別支援教育教材ポータルサイト：支援機器等教材に関する活用方法や取組事例 http://kyozai.nise.go.jp/
	N I S E チャンネル：YouTubeにて活動紹介動画、研修講義動画を配信中 https://www.youtube.com/user/NISEchannel
	N I S E 研究者紹介ページ：特総研 Web ページにて在籍する研究者の専門分野等を紹介 https://www.nise.go.jp/nc/study/researcher_list



肢体不自由特別支援学級の 指導ガイドブック

日々の指導に生かす
肢体不自由教育の基礎・基本

改訂版

令和4年3月



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

改訂版ガイドブックの活用について

1. 肢体不自由とは（障害特性）	4
(1) 肢体不自由の定義	
(2) 主な起因疾患の特徴	
(3) 心理学的・教育的側面から見た肢体不自由	
(4) 医学的側面からの実態把握	
(5) 心理学的、教育的側面からの実態把握	
2. 肢体不自由特別支援学級の教育課程	10
(1) 小学校・中学校等における特別支援教育の動向と学習指導要領	
(2) 特別支援学級の教育課程	
(3) 特別支援学校（肢体不自由）の教育課程編成の考え方	
(4) 自立活動	
(5) 学級経営	
(6) 個別の教育支援計画・個別の指導計画	
(7) 関係機関との連携	
(8) 交流及び共同学習	
3. 肢体不自由の障害特性を踏まえた授業実践のポイント	21
(1) 「思考力、判断力、表現力等」の育成	
(2) 指導内容の設定等	
(3) 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫	
(4) 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用	
(5) 自立活動の時間における指導との関連	
4. 地域にある資源や関係機関を活用した指導の充実	28
(1) 特別支援学校のセンター的機能の活用	
(2) 地域資源を活用した授業改善の取組事例	

5. 教材・教具の紹介 31

- (1) 筆記具
- (2) リコーダー
- (3) 座位保持装置や姿勢保持クッション
- (4) 書見台 (ブックスタンド)

6. 自己の指導力向上を目指して 35

- (1) 国立特別支援教育総合研究所のインターネット講義配信
- (2) 社会福祉法人 日本肢体不自由児協会
- (3) 特定非営利活動法人 日本肢体不自由教育研究会
- (4) 各地域の特別支援学校主催の公開研修

参考・引用文献 38



改訂版ガイドブックの活用について

インクルーシブ教育システムの充実・発展を目指す中、肢体不自由のある児童生徒の学ぶ場は多様化し、それぞれの場での指導・支援の充実が課題となっています。肢体不自由特別支援学級の設置状況は地域によって差はありますが、令和元年度の設置状況は小・中学校合わせて3,150学級で、平成18年度の学級数に比べるとおよそ1.3倍増になっています。

そのような中、本研究所肢体不自由教育班では、肢体不自由特別支援学級の実態調査を5年ごとに実施して、研究や研修等に生かしています。肢体不自由特別支援学級を担当する先生方の教職経験に着目してみると、令和元年度に行った調査結果では、肢体不自由教育経験の浅い先生方が多いことが確認できました。また、研修の実施状況を見てみると、研修の機会が決して多いとは言えない状況を看取することができました。

そこで、肢体不自由特別支援学級を担当する先生方のうち、特に肢体不自由教育経験が浅い先生方に向けて、肢体不自由教育の基礎的・基本的な事項を提供し、日々の指導に生かしていただくガイドブックを作成し、令和元年度～令和2年度基幹研究「小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を活用した授業改善に関する研究」報告書に掲載しました。そのような中、インクルーシブ教育システムにおける特別支援教育の充実と発展に向けて、令和3年6月に文部科学省より「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」が公表されました。それに伴って、先にご紹介したガイドブックに掲載されている関係部分を更新するとともに、より多くの先生方が活用しやすいよう、改訂版ガイドブックとして単体で公表する運びとなりました。

本ガイドブックは、先に紹介した調査結果を参考にしながら、特別支援学級を担当する先生方が日々の指導で悩んでいると思われる事項も取り上げています。まずは本ガイドブックをお読みいただき、ご自身の関心に基づいてさらに専門書や関連資料などをあたり、関係の研修を受講したりして、日々の指導の改善・充実につなげていただくことを願っています。また、GIGAスクール構想が進む中、ICT機器の活用なども期待が寄せられています。肢体不自由のある児童生徒の障害特性を踏まえた効果的なICT活用については、ホームページなどで発信していきますので、ご期待ください。

令和4年3月

国立特別支援教育総合研究所

肢体不自由教育班研究員一同

1

肢体不自由とは（障害特性）

（1）肢体不自由の定義

医学的には、発生原因の如何を問わず、四肢体幹に永続的な障害があるものを肢体不自由といます。先天的に四肢体幹の形成が障害されたり、生後の事故等によって四肢等を失ったりすることなどによる形態的な障害によって運動障害が起こる場合と、形態的には基本的に大きな障害はないものの、中枢神経系や筋肉の機能が障害されて起こる場合があります。

運動障害の発症原因別に見ると、特別支援学校（肢体不自由）において最も多いのは表1のとおり脳性疾患で、次いで脊椎・脊髄疾患、筋原性疾患、骨系統疾患、代謝性疾患が挙げられます。本研究所が行った肢体不自由特別支援学級を対象にした実態調査（2021a）でも、同様の傾向が示されています（表2）。

表1 全国特別支援学校（肢体不自由）幼児児童生徒病因別調査（令和2年5月1日現在）

分類	割合 (%)
脳性疾患（脳性まひ、脳外傷後遺症、脳水腫症、その他）	63.7
脊椎・脊髄疾患（脊椎側わん症、二分脊椎、脊髄損傷、その他）	4.4
筋原性疾患（進行性筋ジストロフィー、重症筋無力症、その他）	4.3
骨系統疾患（先天性骨形成不全、胎児性軟骨異栄養症、その他）	1.3
代謝性疾患（ムコ多糖代謝異常症、マルファン症候群、その他）	1.4
弛緩性まひ（脊髄性小児まひ、分娩まひ、その他）	0.1
四肢の変形等（上肢・下肢切断、上肢・下肢ディスメリー、その他）	0.2
骨関節疾患（関節リュウマチ、先天性股関節脱臼、ペルテス病、その他）	0.9
その他	23.5

* 全国特別支援学校肢体不自由教育校長会実施

表2 令和元年度 肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒の診断名

全体 (N)	脳性まひ	髄膜炎後遺症	二分脊椎	脊柱側わん症	筋ジストロフィー	骨形成不全症	ペルテス病	脱臼・変形	四肢欠損	水頭症	その他	
全体	2,499	861	22	172	66	149	61	15	25	27	104	1,214
	100.0%	34.5%	0.9%	6.9%	2.6%	6.0%	2.4%	0.6%	1.0%	1.1%	4.2%	48.6%

* 国立特別支援教育総合研究所 肢体不自由教育班 基幹研究（2021a）

脳性疾患では、姿勢や運動・動作の不自由の他に、視覚、聴覚、言語、知覚・認知などの障害を伴う場合があります。また、直接的な原因となる疾患による障害に加えて、それらによる長期にわたる運動障害や姿勢反射障害によって、関節拘縮や変形性股関節症、気道や尿路の感染症などの二次障害が見られることも少なくありません。

肢体不自由とは、姿勢や運動・動作に不自由が生じる障害の総称であり、起因疾患によっ

て出現する障害の状態や健康面や生活面の配慮事項なども異なります。そのため児童生徒の起因疾患を把握することは大切です。なお、児童生徒の身体障害者手帳などの障害名部分に「機能障害による両上下肢不自由」「体幹機能障害」などと記載されています。これは手帳を交付する際に、一定の基準に照らし合わせて障害の部位と機能欠損の状態、あるいは目的動作能力の障害の状態について記載しており、起因疾患名が明記されていないことに留意する必要があります。起因疾患名については、その他の個人情報や保護者に確認することが大切です。

(2) 主な起因疾患の特徴

①脳性まひ

脳性疾患で最も多いものは脳性まひです。脳性まひの定義について、一般的に合意の得られている規定要素を次に示します。

- (ア) 原因については、発育過程における脳の形成異常や様々な原因による脳損傷の後遺症という非進行性の脳病変であること
- (イ) 運動と姿勢の異常、すなわち運動機能障害であること
- (ウ) 成長に伴って症状が改善したり増悪したりすることもあるが、消失することはないこと

原因の発生時期について、受胎とする点ではほぼ合意が得られており、我が国においては、昭和43年の厚生省（当時）研究班の定義で、生後4週間までに生じるとされています。

脳性まひを引き起こす脳損傷の原因としては、出生前の原因として小頭症や水頭症、脳梁欠損、脳回形成異常などの遺伝子や染色体の異常などがあります。出生後の原因としては、胎児期や周産期における低酸素状態や頭蓋内出血があります。

主な症状から障害型が分けられています。脳性まひの最も多い障害型は痙直（けいちよく）型で、伸張反射の亢進によって四肢などの伸展と屈曲が著しく困難になってしまう状態になるものです。アテトーゼ型（不随意運動型）は、四肢などに自分の意思と関係なく異常運動が起こるもので、最近では一部の筋肉に異常な緊張が起こるジストニアや手指等の震えなどの症状も含めて考えられています。

②筋ジストロフィー

筋原性疾患で多く見られる疾患としては、筋ジストロフィーがあります。これは筋原性の変性疾患で進行性であり、筋力が徐々に低下して運動に困難をきたすだけでなく、長期的には呼吸筋の筋力低下によって呼吸も困難になっていく予後不良な疾患です。筋ジストロフィーの型としては、X染色体劣性遺伝で幼児期頃から発症することの多いデュシェンヌ型とベッカー型、常染色体劣性遺伝で乳幼児期早期に発症する福山型、常染色体優性遺伝で先天型では新生児期あるいは乳児期早期に発症する筋強直性筋ジストロフィーがあります。

③二分脊椎

脊椎脊髄疾患として多いのは二分脊椎です。脊髄が入っている背骨のトンネル（脊柱管）の一部の形成が不完全となり、脊髄が脊柱管の外に出てしまう先天性の疾患で、神経の癒着や損傷が生じ、様々な神経障害が出現します。生まれてすぐに手術を行い修復しますが、脊髄の損傷位置や状態などによって障害の程度は異なり、下肢のまひや膀胱直腸障害が主に見られます。膀胱直腸障害の場合は、導尿が必要になることもあります。また、水頭症をしばしば合併し、脳圧を下げるための手術が必要なこともあります。

(3) 心理学的・教育的側面から見た肢体不自由

肢体不自由のある児童生徒は、上肢、下肢又は体幹の運動・動作の障害のため、起立、歩行、階段の昇降、いすへの腰掛け、物の持ち運び、机上の物の取扱い、書写、食事、衣服の着脱、整容、用便など、日常生活や学習上の運動・動作の全部又は一部に困難があります。これらの運動・動作には、起立・歩行のように主に下肢や平衡反応に関わるもの、書写・食事のように主に上肢や目と手の協応動作に関わるもの、物の持ち運び・衣服の着脱・用便のように肢体全体に関わるものがあります。

運動・動作の困難は、姿勢保持の工夫と運動・動作の補助的手段の活用によって軽減されることが少なくありません。この補助的手段には、座位姿勢の安定のためのいす、作業能力向上のための机、移動のためのつえ・歩行器・車いす、廊下や階段に取り付けた手すりなどのほか、よく用いられるものとしては、持ちやすいように握りを太くしたりベルトを取り付けたりしたスプーンや鉛筆、食器やノートを机上に固定する器具、着脱しやすいようにデザインされたボタンやファスナーを用いて扱いやすくした衣服、手すりを取り付けた便器などがあります。

肢体不自由のある児童生徒の運動・動作の困難の程度は一人一人異なっているので、その把握に際しては、個々の姿勢や身体の動かし方、バランス感覚やボディイメージなど運動を円滑に行う基礎となる能力の特徴を知る必要があります。具体的には、日常生活や学習上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要です。

(4) 医学的側面からの実態把握

次のような点について把握することが考えられます。以下、文部科学省(2021)の資料から、その一部を列挙します。

(ア) 既往・生育歴

- 出生週数・出生時体重・出生時の状態・保育器の使用・生後哺乳力
- けいれん発作と高熱疾患・障害の発見及び確定診断の時期・入院歴や服薬等

(イ) 乳幼児期の姿勢や運動・動作の発達等

- 姿勢の保持：頸の座り、座位保持、立位保持

- 姿勢の変換：寝返り、立ち上がり
- 移動運動：はいはい、伝い歩き、ひとり歩き
- 手の操作：物の握り、物のつまみ、持ち換え、利き手

(ウ) 医療的ケアの実施状況

- 経管栄養（鼻腔に留置された管からの注入、胃ろう、腸ろう、口腔ネラトン）、I V H 中心静脈栄養
- 喀痰（かくたん）吸引（口腔内、鼻腔内、咽頭より奥の気道、気管切開部（気管カニューレ）、経鼻咽頭エアウェイ）
- その他（ネブライザー等による薬液の吸入、酸素療法、人工呼吸器、導尿等）

(エ) 口腔機能の発達や食形態等の状況

- 口腔機能：食物を口に取り込む動き、口の中でかむ動き、飲み込む動き等
- 食形態：食物の大きさ、軟らかさ、粘性（水分も含む）等
- 食環境：食事及び水分摂取の時間・回数・量、食事時の姿勢、食器具の選定、食後のケア等
- 既往歴：誤嚥（ごえん）性肺炎、食物アレルギー（原因食物）等
- その他：偏食の有無、除去食の必要性等

(オ) 現在使用中の補装具等

- 車椅子、歩行器（前方支持と後方支持の2種類がある）、座位保持装置、つえ（両松葉づえと両側肘つえ（ロフストランド型））、短下肢装具又は靴型装具や足底装具等

(カ) 医療機関からの情報の把握

- 現在の医療機関をはじめ、これまでにかかっていた専門の医療機関がある場合には、その間の診断や検査結果、それに基づく治療方法、緊急時の対応など、医学的所見の把握

(5) 心理学的、教育的側面からの実態把握

肢体不自由のある児童生徒の場合、その起因疾患や障害の程度などが多様であるため、一人一人について十分な評価を行い必要な資料を作成する必要があります。

このためには、行動観察や諸検査を通して、次のような行動の側面を把握するための基礎的事項について把握することが望まれます。以下、文部科学省（2021）の資料から、その一部を列挙します。

(ア) 身体の健康と安全

- 睡眠、覚醒、食事、排泄等の生活のリズムや健康状態等

(イ) 姿勢

- 遊びや食事などにおいて無理なく活動できる姿勢や身体の状態が安定する楽な姿勢のとり方等
- 学校生活等における休息の必要性やその時間帯等

(ウ) 基本的な生活習慣の形成

- 食事、排泄、衣服の着脱等の基本的な生活習慣に関する自立の程度や介助の方法等

(エ) 運動・動作

- 遊具や道具等を使用する際の上肢の動かし方などの粗大運動の状態やその可動範囲、小さな物を手で握ったり、指でつまんだりする微細運動の状態等
- 筆記能力については、文字の大きさ、運筆の状態や速度、筆記用具等の補助具の必要性、特別な教材・教具の準備、コンピュータ等による補助的手段の必要性等

(オ) 意思の伝達能力

- 言語による一般的理解、コミュニケーションの手段としての補助的手段や補助機器などの必要性等

(カ) 感覚機能の発達

- 保有する視覚、聴覚等の状態について把握するとともに、特に、視知覚の面については目と手の協応動作、図と地の知覚、空間の認知などの状況等

(キ) 知能の発達

- 色・形・大きさの弁別、空間の位置関係、時間の概念、言語の概念、数量の概念などの状態等

(ク) 情緒の安定

- 多動や自傷などの行動の有無や、集中力の継続の状況等

(ケ) 社会性の発達

- 遊びや対人関係をはじめとして、これまでの社会生活の経験や事物などへの興味・関心の状況等

(コ) 健康面での配慮が必要な子供の場合

- 食事及び水分摂取の時間や回数・量
- 食物の調理形態、摂取時の姿勢や援助の方法
- 口腔機能の状態
- 排せつの時間帯・回数、方法、排せつのサインの有無
- 呼吸機能、体温調節機能、服薬の種類や時間
- 発熱、てんかん発作の有無とその状態
- 嘔吐、下痢、便秘
- 脱臼の有無、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化、側弯による姿勢管理、骨折のしやすさによる活動の制限等



また、学校教育において、児童生徒の自立と社会参加を目指し、心身の調和的発達を支える適切な指導・支援を講じるためには、次のような観点から総合的に判断する必要があります。

(ア) 障害の受容と自己理解

(イ) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力

(ウ) 自立への意欲

(エ) 対人関係

(オ) 学習意欲や学習に対する取組の姿勢

上記の行動の基礎的事項と特別な指導や指導上の配慮の必要性の把握については、引き継ぎ資料や保護者・本人との面談の他に、日々の行動観察、諸検査の実施などを通して把握することになります。行動観察においては、場面や環境によって異なる様子を見せる場合がありますので、複数場面の様子を把握することが大切です。

また、諸検査を実施又は結果を参照する場合は、肢体不自由の障害特性を踏まえて、諸検査の特徴を理解した上で活用することが大切です。

肢体不自由のある児童生徒の中には、言語や上肢の障害のために意思の伝達などのコミュニケーションや、文字や絵による表現活動など、自己表現全般にわたって困難さがあり、新しい場面では緊張しやすく不随意運動が強くなる場合も見受けられます。

このため、標準化された発達検査等は、上肢操作が必要な物、時間制限があり運動速度を必要とする物、実施にあたって言語を媒介にして行う物などが多く、肢体不自由の姿勢や運動・動作の障害が影響して、諸検査から得られる結果が妥当性の高い検査値を求めることができない場合があります。そのため、発達検査を行う場合は、目的を明確にするとともに、その結果を弾力的に解釈できるような工夫をして実施する必要があります。

また、特別支援学校では、多様な実態の児童生徒にあわせて、実態把握の方法を工夫しています。特別支援学校のセンター的機能を活用してその手続や方法、また解釈の仕方などの助言を求めることも有効です。



2

肢体不自由特別支援学級の教育課程

(1) 小学校・中学校等における特別支援教育の動向と学習指導要領

特別支援学級の教育課程の編成にあたっては、特別支援教育の動向や学習指導要領を理解しておくことが大切です。

2007年（平成19年）の文部科学省初等中等教育局長通知（19文科初第125号）によって、幼稚園、高等学校等を含む、すべての学校において特別支援教育を実施することになりました。各学校では、特別支援学級や通級による指導における特別な指導の充実とともに、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名等、校内における特別支援教育体制整備を行ってきました。

また、我が国は平成26年に障害者の権利に関する条約を批准し、第24条で求められているインクルーシブ教育システムの構築と推進を進めてきています。本システムは障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組みです。平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を踏まえ、就学基準に該当する障害のある児童生徒等は特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市町村の教育委員会が就学先を決定する仕組みへと改正されました。また、障害の状態の変化による転学のみならず、就学先決定後は、障害のある児童生徒等の発達程度、適応の状況等を勘案した柔軟な転学を検討できる規定の整備を行うよう示されました。

そして、このような背景を踏まえて平成29年に小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が改訂され、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方などについて新たに示されました（表2-1）。

表2-1 小学校学習指導要領に示された特別支援学級の教育課程等に関する規定

【小学校学習指導要領（平成29年告示）】

第1章総則第4の2の(1)

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支

援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

第1章総則第4の2の(1)

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(中学校学習指導要領にも同規定あり)

教育課程の編成においては、学校教育法施行規則の規定に基づき、告示として示される学習指導要領に基づいて編成することが重要です。学習指導要領は、公教育として一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であり、各学校の教育課程の編成・実施に当たっては、これに従わなければならないものです。

また、その一方で学習指導要領は、基準の大綱化・弾力化が図られており、児童生徒や学校、地域の実態等に応じて各学校が創意工夫を生かした教育課程の編成を行うことが大切です。なお、特別支援学級の教育課程を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の他に特別支援学校学習指導要領を参考にし、実態に応じた教育課程を編成する必要があります。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第21条第5号）、法令及び条例に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定めるものとする（第33条第1項）とされています。この規定に基づき、教育委員会が教育課程について規則などを設けている場合、公立の学校はそれに従って教育課程を編成する必要があります。

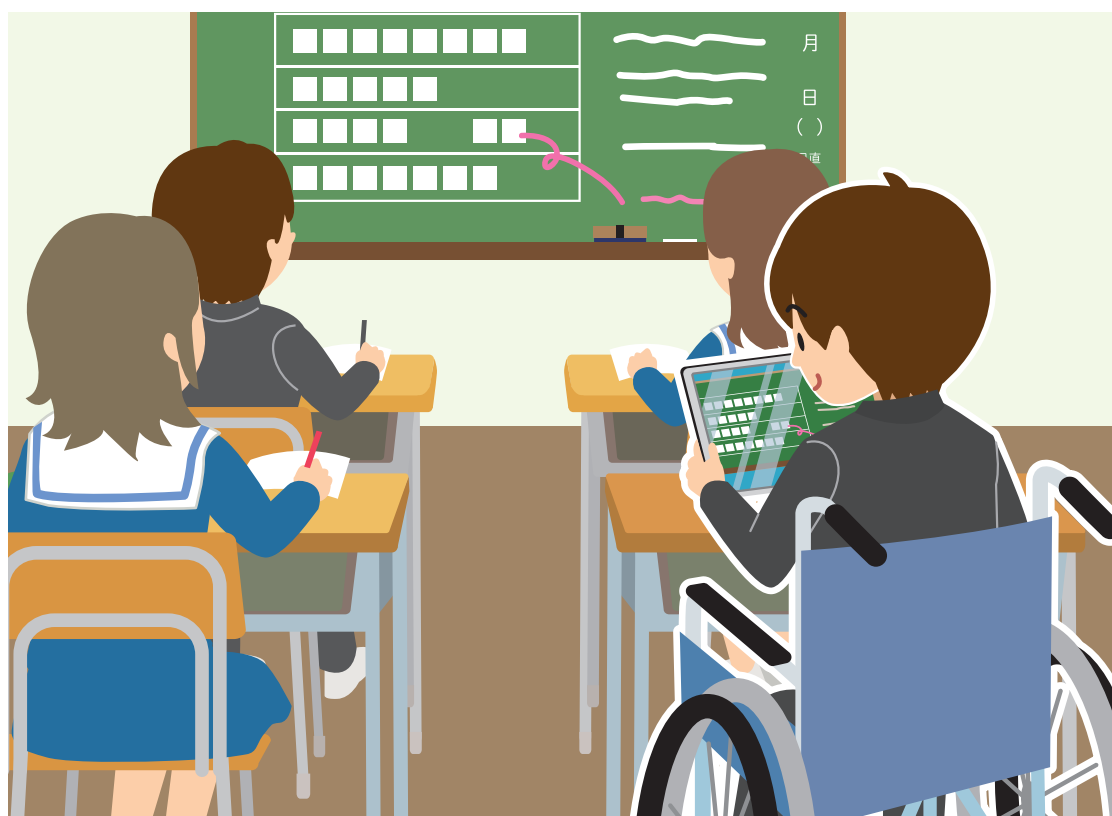
(2) 特別支援学級の教育課程

特別支援学級は、障害のある児童生徒を対象とする学級であり、2006年（平成18年）の学校教育法の改正で「特殊学級」から名称が改められました。学校教育法第81条第2項には、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる」と規定し、その対象として知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なものとしています。その他としては、これまで言語障害、自閉症・情緒障害の特別支援学級が設けられています。

特別支援学級の教育課程については、特別支援学級が小学校・中学校に設けられているこ

とから、基本的には小学校・中学校の学習指導要領に基づくこととなりますが、対象となる児童生徒の障害の種類、程度、発達の段階等によっては、障害のない児童生徒の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。

学校教育法施行規則第138条に、「第138条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の3、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）及び107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定されています。この規定により、特別支援学級において特別の教育課程を編成して教育を行う場合であっても、特別支援学級は小・中学校に設置された学級であるため、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的・目標を達成するものである必要があります。そして、特別の教育課程を編成する場合には、自立活動の指導を取り入れるとともに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下、「小・中学部学習指導要領」）を参考とし、例えば、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成する必要があります（図1）。



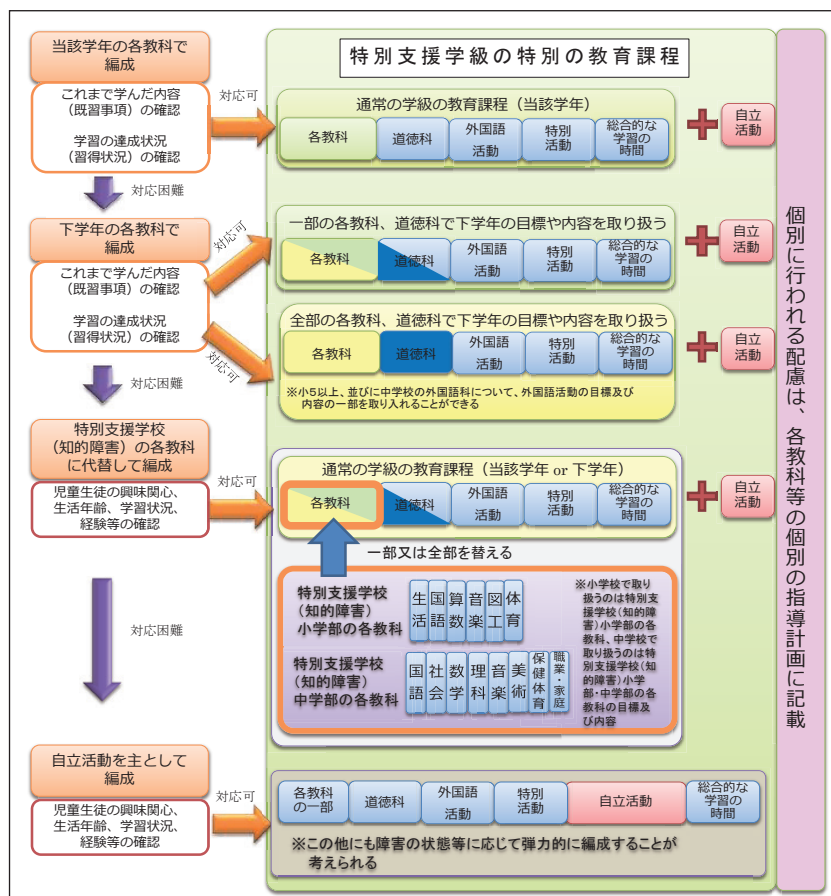


図1 特別支援学級の教育課程の例
国立特別支援教育総合研究所 (2021b) より

(3) 特別支援学校（肢体不自由）の教育課程編成の考え方

特別支援学級においては、小・中学部学習指導要領を参考にした教育課程の編成が可能なことを概説しましたが、ここでは特別支援学校（肢体不自由）の教育課程の編成の考え方について確認します。特別支援学校においては幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、幼稚部、小学部、中学部及び高等部を通じ、幼児児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目標としています。この目標を達成するために教育課程は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動（高等部にあっては、各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動）によって編成されています。

近年、肢体不自由のある児童生徒の起因疾患で最も多いのは、脳性まひをはじめとする脳性疾患であり、肢体不自由のほか、知的障害、言語障害などの他の障害を一つ又は二つ以上併せ有している重複障害者が多く在籍しています。

例えば脳性まひを基礎疾患とする幼児児童生徒においては、身体の動き以外にも、視知覚や認知面で様々な困難を有することもあるので、漢字の形を間違えたり、数直線を読み違えたり、地図から目的の場所を探し出すことができなかつたりします。したがって、あらかじめ肢体不自由のある児童生徒の特性などを把握し、学習場面で見られる困難の背景にある要

困をおさえておくことがとても大切です。

このようなことから、教育課程の編成に当たっては学習指導要領に示されている重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用するなど、多様な教育課程の編成が必要となります。

特別支援学校（肢体不自由）では以下に示すように、おおむね4つの教育課程を編成する学校が多くなっていますが、一人一人の児童生徒に適切な教育を行う視点から教育課程の改善・充実を図ることが必要です。

①小学校・中学校の当該学年の各教科で編成した教育課程

肢体不自由単一の障害のある児童生徒や肢体不自由と病弱の重複障害の児童生徒などを対象とし、小学校・中学校の当該学年の各教科等の目標、内容及び自立活動によって編成されています。

ただし、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができます（小・中学部学習指導要領第1章第8節1（1））。

例えば肢体不自由のある児童生徒については、「体育」の内容のうち器械運動などの学習の一部が困難又は不可能な場合は、当該児童生徒にこの内容を履修させなくてもよいという趣旨です。しかし、安全に留意した上で本人の可能な運動・動作を取り上げながら指導内容を工夫したり、実技ができない場合でも、器械運動のポイントを見聞きしながら理解して説明できるようになるなどの工夫が考えられますので、安易に取り扱わないという判断を行うことは避けて、指導を計画することが大切です。

②小学校・中学校の下学年（下学部）の各教科で編成した教育課程

障害の状態により特に必要のある場合、小・中学部学習指導要領（第1章第8節1（1）（2）（3）（4）（5）（6））に示されている教育課程の重複障害者等に関する教育課程の取扱いに基づき、各教科及び外国語活動（高等部においては各教科・科目）の目標・内容の一部を取り扱わないこととしたり、当該学年より下の学年〔学部〕の目標・内容により編成したりするものです。これに加え自立活動等の内容によって構成されます。例えば小学部5年生の児童の場合は小学部4年生以下の学年を指します。また、中学部の「数学」に対する小学部の「算数」を指すものです。しかし、教科の名称を替えることはできないことに留意する必要があります。

③特別支援学校（知的障害）の各教科に代替して編成した教育課程

知的障害を併せ有する児童生徒が在籍している場合に、児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程の編成ができます。例えば、肢体不自由に加えて知的障害も併せ有する児童生徒を対象に、特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって編成されるもので、小・中学部指導要領の第1章第8節3に基づくものです。これに加え自立活動等の内容を学びます。この場合も教科の名称を替えることはできないことに留意する必要があります。

あります。なお、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間（中学部においては外国語科）を設けないこともできます。

④ 自立活動を主として編成した教育課程

この教育課程は、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合についての取扱いの規定によるものです（小・中学部学習指導要領の第1章第8節4）。重複障害者については一人一人の障害の状態が多様であり、発達の諸側面にも不均衡が大きいことから、特に心身の調和的発達の基盤を培うことを指導のねらいとする必要があります。こうしたねらいに即した指導は主として自立活動において行われ、このような児童生徒にとっての重要な意義を有することからこの規定があるといえます。

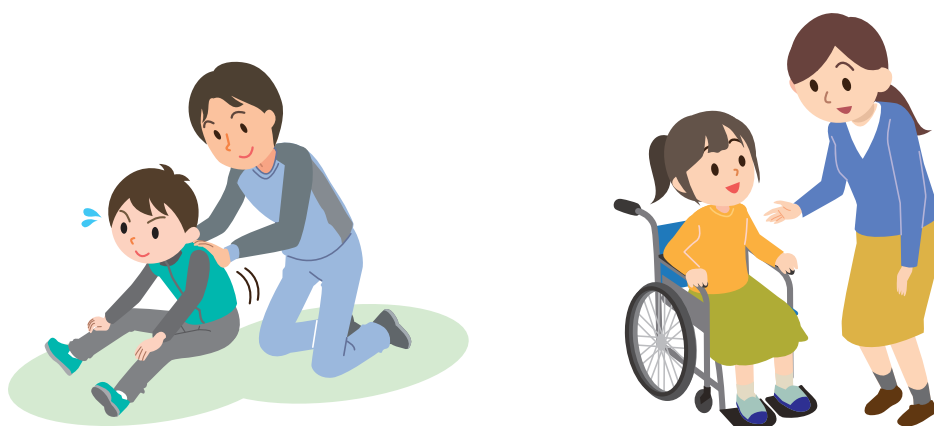
自立活動を主として指導する教育課程では、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部に替えて自立活動の指導を行うほか、各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に代えて、自立活動を主として指導を行うことができます。児童生徒の調和的な発達を目指した指導を行うためには、自立活動のみで児童生徒の学習内容をすべて網羅できるものではありません。他の教科や領域で取り扱う内容を含めて授業を展開することが重要です。なお、道徳科及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要があります。

（4）自立活動

①自立活動の目標・内容

自立活動の目標は、「個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」と示されています。この目標は、小学校及び中学校学習指導要領には示されておらず、特別支援学校学習指導要領の第7章に示されています。

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を、6つの区分と27の項目に分類・整理したものです（表2-2）。したがって、指導に当たっては、6区分27項目の



内容の中から、個々の幼児児童生徒に必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的に指導内容を設定する必要があります。学習指導要領においては、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、できるだけ早期から学校を卒業するまで一貫した教育が重要であることから、幼稚部、小学部、中学部及び高等部の自立活動の内容を同一の示し方としています。

表2-2 自立活動の内容

1. 健康の保持

生命を維持し、適切な健康管理とともに、日常生活を行うために必要な身体の健康状態の維持・改善を図る観点から内容を示している。

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事

2. 心理的な安定

自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る観点から内容を示している。

- (1) 情緒の安定に関する事
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

3. 人間関係の形成

自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から内容を示している。

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事
- (4) 集団への参加の基礎に関する事

4. 環境の把握

感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から内容を示している。

- (1) 保有する感覚の活用に関する事
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事

- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること
- (5) 認知や行動の手がかりとなる概念の形成に関すること

5. 身体の動き

日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から内容を示している。

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること
- (4) 身体の移動能力に関すること
- (5) 作業の円滑な遂行に関すること

6. コミュニケーション

場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から内容を示している。

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること
- (2) 言語の受容と表出に関すること
- (3) 言語の形成と活用に関すること
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

②自立活動の個別の指導計画

自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが基本であるため、自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画を作成することが必要です。また、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること、と示されています。

自立活動における個別の指導計画作成の手順は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）において、以下のように示されています。

- ① 個々の児童生徒の実態（障害の状態、発達や経験の程度、生育歴等）を的確に把握する。
- ② 実態把握に基づいて指導すべき課題を抽出し、課題相互の関連を整理する。
- ③ 個々の実態に即した指導目標を明確に設定する。
- ④ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の指導目標を

達成するために必要な項目を選定する。

- ⑤ 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの中で、指導すべき課題を整理することが目標設定の根拠となります。個別の指導計画は、児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。その上で、個々の児童生徒にとって必要な指導を系統的に進めることが大切です。

(5) 学級経営

小学校及び中学校の学習指導要領解説総則編では、障害のある児童生徒などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の児童生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要があるとされています。また、集団指導において、障害のある児童など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切であることが示されています（小学校学習指導要領解説総則編、中学校学習指導要領解説総則編）。

(6) 個別の教育支援計画・個別の指導計画

平成 29 年告示小学校及び中学校学習指導要領において、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、障害のある児童生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することが努力義務として位置付けられました。同様に、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握するために個別の指導計画を作成し活用することに努めるよう示されました。

同学習指導要領では、小・中学校に設置されている特別支援学級に在籍し指導を受ける児童生徒については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする示されました。

特別支援学級に在籍している児童生徒のなかには、医療や福祉等に関係する機関と指導や支援に関して情報の共有が必要な場合があります。この場合、個人情報保護の観点から、個別の教育支援計画の管理については漏洩のないように適切に保管するほか、保護者と緊密に連絡を取りながら、作成及び共有に関する承諾を得ることも必要となります。

また、作成に当たっては、校内の特別支援教育コーディネーターと連携を図り、交流及び共同学習先の担任や教科担当者、支援員などの関係する教職員と共通理解を深めながら行うことも大切です。

(7) 関係機関との連携

児童生徒の個々の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するために、関係する機関との連携が求められています。また、特別支援学級に在籍している児童生徒の実態は、多種多様であり、個々の児童生徒の実態に応じた指導を追求するために、教師としての専門生を追求することは大切です。特別支援学校のセンター的機能の活用や医療・療育機関等からの専門家の招聘等を行い、特別支援学級の教育の質の向上につなげることが考えられます。

関係機関との連携を図る際には、全校支援体制の観点から、管理職や特別支援教育コーディネーターと綿密に打合せをしたうえで実施することが大事です。また、関係機関等との連携を図る際や、専門家を招聘したケース会議等を行う場合には、対象の児童生徒の実態や長期・短期的な目標を共有するために、個別の教育支援計画を活用する事も視野に入れる必要があります。

(8) 交流及び共同学習

文部科学省（2017a）が全国の小学校・中学校・高等学校を対象に実施した、交流及び共同学習等実施状況調査によると、特別支援学級が設置されている小学校・中学校のほぼすべてにおいて、特別支援学級の児童生徒が通常の学級の児童生徒と共に学ぶ、校内の交流及び共同学習が実施されていることが明らかになりました。各学校においては、日常の学習や生活など様々な場面で、特別支援学級の児童生徒が通常の学級の児童生徒と活動を共にしていることが伺われます。

小学校及び中学校学習指導要領解説総則編において、特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との間の交流及び共同学習については、「双方の児童（生徒）の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。」と記されています。充実した交流及び共同学習に継続して取り組んでいくためには、交流及び共同学習によって、特別支援学級の児童生徒のどのような資質・能力を育成するのかを明確にした上で、教育課程に位置付け、年間を通じて計画的に取組を進めていくことが求められます。

障害のある児童生徒が通常の学級で学ぶ際には、その授業の目標、内容、方法における変更調整等、様々な合理的配慮が必要となる場合があります。障害のある児童生徒の交流及び共同学習における学びを保障し、また、周囲の児童生徒との相互理解を深めるためにも、特別支援学級の担任と通常の学級の担任との間で、効果的・効率的に情報共有を図ることは、大変重要です。なお、文部科学省は、令和3年6月に公表した、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」において、交流及び共同学習の実施における留意事項を挙げています。

- 小中学校等における通級による指導の授業時数については、年間 35 単位時間から 280 単位時間以内の範囲で行うことを標準とし、週当たりに換算すると、1 単位時間から 8 単位時間程度まで、通常の学級以外での特別な指導を行うことができることとなっている。このため、例えば、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外での自立活動における特別な指導の時間が、週当たり 8 単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討するべきである。
- 実施に当たっては、特別支援学級において当該子供に編成した教育課程の目的が達成されるよう、当該子供を担当する教員等が適切な指導を行いながら、実施する必要があり、指導体制が整わないまま実施することは不適切である。



3

肢体不自由の障害特性を踏まえた 授業実践のポイント

各教科等の指導に当たっては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分に考慮しなくてはなりません。その際、障害による学習上又は生活上の困難に着目し、教科等の指導を行う際の手だてや配慮等についても適切に施すことが求められます。

小・中学部学習指導要領には、肢体不自由のある児童生徒に対して、当該学年の教科指導を行う際の留意事項として5点挙げています。これは特別支援学校の当該学年の教科指導のみならず、特別支援学級で学ぶ肢体不自由のある児童生徒の教科指導や各教科の目標と内容で学ぶ知的障害のある児童生徒にも関係するポイントです。

本ガイドブックでは、小・中学部学習指導要領解説各教科編に記されている内容をベースに、肢体不自由の障害特性を踏まえた授業実践のポイントについて事例を交えながら紹介します。

(1) 「思考力、判断力、表現力等」の育成

小・中学部学習指導要領第2章第1節第1款3（1）

体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。

児童生徒が教科学習を行ったり学校生活を送ったりするためには、ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間や時間、言葉等の様々な概念が必要です。肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きに困難があることから、乳幼児期からの運動や体験の機会が不足し、これらの概念形成に影響を及ぼし、学習や生活場面の困難さの要因となっている場合があります。また、脳性まひなどの脳性疾患の児童生徒の中には、視覚的な情報や複数の情報の処理を苦手とするなどの認知の特性により、知識の習得や言語、数量などの基礎的な概念の形成に偏りが生じている場合があります。

例えば言葉を知っていても意味の理解が不十分であったり、概念が不確かなまま用語や数字を使ったりすることがあります。また、1 m = 100cmと知っていても、1 mがだいたいこれくらいといった量感がもてない場合もあり、教科書などに数字と単位で表されている量をイメージしたり実感したりすることが難しかったりします。このような知識や概念等の不確かさは、各教科の学びを深める活動全般に影響します。

各教科の指導に当たっては、具体物を見る、触れる、数えるなどの活動や、実物を観察する、測る、施設等を利用するなどの体験的な活動を効果的に取り入れ、感じたことや気付いたこと、特徴などを言語化し、言葉の意味付けや言語概念等の形成を的確に図る学習が大切にな

ります。そのような学習を基盤にして知識や技能の着実な習得を図りながら、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等を育成し、学びを深めていくことが重要です。

自分の思考し判断したことを表現する方法は、その授業の指導目標や指導内容によって異なり、文章で書いたり、絵や図などで表現したり、口頭で発表したりと様々です。肢体不自由のある児童生徒の場合、上肢操作の制限から書く・描くなどでは時間が掛かったり、負担軽減のために作文なども短文で終わらせてしまうことがあります。また視覚的な情報の処理の困難さから、形や図を思い通りに表すことが困難な場合や、ボディイメージが十分に育まれていないことから、人物画などを描くとアンバランスな人物画や身体部位が欠損した絵になるため、絵を描くことに苦手意識をもっている児童生徒もいます。

口頭発表では、言語障害の影響でスムーズに話すことが難しかったり発音が不明瞭で思うように伝えられなかったりすることがあります。発表内容を頭の中で整理することに困難さがあり、要点をまとめた的確に表現することが難しかったり、メモをとって整理しようとしても上肢操作の困難さなどからメモを取ることに負担がかかり思考が深まらなかつたりする場合があります。また、文章を読んで、調べたことや自己の考えをまとめたりする学習は、文章を読むこと自体に困難があり、情報の収集や読解に負担がかかってしまう場合があります。

思考・判断・表現の各段階でどのような困難が予想されるか考えながら、指導の工夫を行うことが必要不可欠です。



(2) 指導内容の設定等

小・中学部学習指導要領第2章第1節第1款3 (2)

児童生徒の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。

当該学年に準ずる各教科で教育課程を編成している場合、原則学習指導要領に示されている目標や内容は取り扱うことになっています。しかし、肢体不自由の児童生徒は学習動作に時間が掛かることから、授業の進度がゆっくりになったりして、単元や学習内容によっては授業時間を多く設定することが必要な場合もあります。また、特別支援学級の場合、自立活動の指導を設定することが求められます。自立活動の指導は、各教科のように標準授業時数として示されていませんが、個々の児童生徒の実態に応じて適切に設定することが求められます。このようなことを踏まえると、通常の学級と同じ授業時数等で各教科の指導を展開しようとした場合、当然無理が生じ、児童生徒の心身に過度な負担が掛かることが心配されます。そのため、自立活動の時間における指導の時数を適切に設定するとともに、各教科の指導に必要な授業時数を確保して、バランスよく指導が展開できるように、授業時数や指導目

標・指導内容の調整が必要になります。

肢体不自由のある児童生徒の姿勢や運動動作の困難さは、周囲の人に気づかれやすいですが、脳性まひのような脳性疾患の場合、認知的な困難さに気づかれにくい場合があります。文字を書く場合は、線を書く方向に視線を運びながら、鉛筆を動かすため、手よりも視線が先行して動きます。しかし、手指や腕にまひがなくても、字形が整わなかったりする場合、目を滑らかに動かすことが難しかったり、線の交わりや位置関係を正しく認知することの困難さが推測されます。このような場合、「よく見て、丁寧に書いて」といった声掛けやドリル的に繰り返し書くような指導方法だけでは、なかなか改善や発展が見られない場合があります。困難の背景にある要因を分析しながら指導方法や教材教具の工夫を施すとともに、自立活動の時間における指導として取り出して指導を行うことが大切です。

また、各教科の指導においては、時間的な制約の関係から、指導内容に軽重をつけ計画的に指導を行うことが大切です。例えば説明文の学習で文の全体構成を把握させるため、段落要旨や段落相互の関係を丁寧に確認することなどが挙げられます。このような学習効果を高めるために必要な事項には、時間を多く配当して丁寧に指導し、その他の事項については必要最小限の時間で指導するなど配当時間の調整が必要になります。また、作文などの授業では、書字動作に困難がある児童生徒の場合、予め授業時間を多く設定したり、筆記ではなくコンピュータなどの情報機器を活用して書くなどの工夫が考えられます。その際、授業時数の増減の調整や支援機器の工夫だけに着目するのではなく、各教科の特質や目標と内容の関連を十分に研究し、各教科の内容の系統性や基礎的・基本的な事項を確認した上で、重点の置き方、指導の順序、まとめ方、時間配分を工夫して指導の効果を高めるための指導計画を作成することが大切です。

(3) 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫

小・中学部学習指導要領第2章第1節第1款3(3)

児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること

肢体不自由のある児童生徒の特性として、骨の変形や関節の拘縮、まひや筋力の低下等の状態から姿勢がうまく保持できなかったり、長時間座り続けることが難しかったりする場合が少なくありません。これらの状況がある中で、学習を続けることで身体に過度な負担をかけたり、集中力が低下したりして、学習へのマイナスの影響をもたらすことがしばしば見られます。結果として身体の変形や拘縮を進行させてしまったり学力の定着などにも大きく影響することが予想されます。したがって、指導に当たっては以下のようなことに留意することが大切です。

①できるだけ楽な姿勢で学習すること

教室での教科学習活動には教科書をめくる、ノートに字を書く、挙手する等、身体の動き

が当然ながら伴います。これらの動きは1授業時間、1日の中で繰り返されます。1、2回ならば負担がなくても、繰り返すうちに身体に影響をもたらすことも想定しておく必要があります。児童生徒の状況によっては車いすから降りる、または教師が下ろして、マット等の上で休憩する時間を確保することが必要です。姿勢については、特に学習活動に使うことが多い上肢が自由に動かせるように、姿勢を保持できる座位補助装置や補助具を活用することが望ましいです。これらは児童生徒の成長に伴って、身体に合わなくなることがしばしば起こり、逆に身体や学習に悪影響を及ぼす可能性があります。定期的に確認し、必要に応じて交換することが必要です。

併せて、椅子や机の高さ、黒板との距離等、児童生徒とよく話し合いながら決めていくことが大切です。また、児童生徒の中には、視知覚に課題のある場合が少なくありません。図と地の区別がつかなくなったり、注視する位置に滑らかに視点を合わせたりすることができなくなったりするために、板書や掲示の情報をうまく受け取れないことがしばしば見られます。教室内の机の場所や黒板との距離や角度についても、本人と相談しながら決めることが求められます。板書の際の字の大きさ、使うチョークの色等にも気をつけなければなりません。

この他、授業中の教師の声などの聴覚的な処理についても検討し、教室環境などの調整をすることも大切です。



②専門家の意見を参考にして授業に生かすこと

児童生徒の身体状態は日常的な学習活動に大きく影響します。したがって、主治医や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、関係する専門家と定期的にコンタクトをとり、情報交換を行うことが大切です。保護者の了解を得ることが前提になりますが、診察やリハビリ等に同行して、アドバイスをもらう機会を設定することが可能です。また、特別支援学校のセンター的機能を活用して、自立活動の指導に関する専門的な知識や技能を有する教員から助言を得て指導・支援に生かす方法もあります。

(4) 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用

小・中学部学習指導要領第2章第1節第1款3(4)

児童の身体の動きや意思の表出の状態に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

運動・動作に困難さがある肢体不自由児が、自己の可能な動作や力で活用できる道具を選んだり、ローテク、ハイテクを問わず、状況に応じた道具を選択したり、組み合わせて使うことが大切です。

例えば筆記については、持ちやすい筆記具、通常の鉛筆ではなく太軸、三角軸の鉛筆、シャープペンシルを使うことで力を軽減できます。また消しゴムは電動のものを使う等の工夫が考えられます。これらと併せてノート等が動かないよう滑り止めを使うことを検討することが望ましいでしょう。また、道具を状況や目的に応じて使い分けることも必要です。例えば教科書をめくることは自力で行っても、ページ数が多く、かつ紙が薄い辞書等を使う場合は電子辞書やタブレット端末で辞書アプリを活用する等、児童生徒の運動・動作の状態や指導内容に応じて、本人と相談しながら柔軟に選択するとよいでしょう。また、教科それぞれの特性や学習活動によってアナログとデジタルを使い分けることが大切です。その際の留意事項は以下のとおりです。



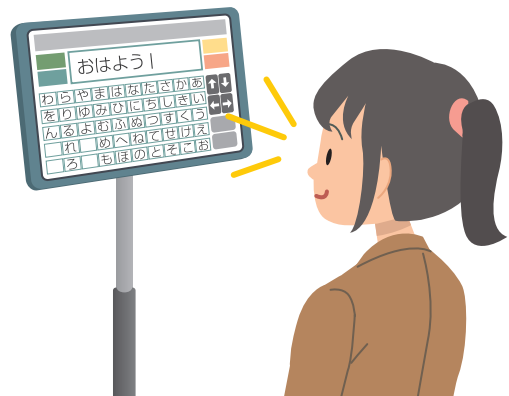
①姿勢や教材等と視線との位置に留意する

筆記具等、長時間道具を使用する場合、それらの動きや姿勢が身体に与える影響を十分留意し、できるだけ楽に使用できる道具を検討する必要があります。また、机や椅子の高さ等を合わせて検討し、筆記や読書の際の視線の位置等がより適切になるように、先の(3)で述べた事項と関連させながら設定することが大切です。

②新しい技術について

コンピュータをはじめとするICT機器は日々進化し、支援に活用できるものも年々増えています。近隣の特別支援学校のセンター的機能を活用し、タブレット端末やそのアプリ、視線入力装置等についても情報を得ることが望ましいと考えられます。しかし、同時に新しい技術が万能ではないことにも留意し、児童生徒の認知や運動の実態に応じて機器等を選択

することを第一に考えることが必要です。本人が心理的にも、技能的にも無理なく、使えそうなものを早い段階から提示し、活用する中で自分に合ったものを自分で選択しながら、自己の力を発揮する有効な支援機器や方法であるということを自己理解しながら、将来にわたって活用していく力を身に付けることが大切です。



③外部専門家等の意見を参考にすること

文房具やコンピュータ等の活用には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の外部専門家の意見や特別支援学校での実践事例などを聞くことが大事です。また、活用した文房具や機器、それをテスト等でどのように使ったか等の支援が引き継がれていくためにも、個別の教育支援計画や個別の指導計画に記載しておくことが大事です。

(5) 自立活動の時間における指導との関連

小・中学部学習指導要領第2章第1節第1款3 (5)

各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等により、各教科の様々な学習活動が困難になることが少なくないことから、それらの困難を改善・克服するように指導することが必要であり、特に自立活動の時間における指導と密接な関連を図り、学習効果を高めるよう配慮しなければなりません。このことについて、従前は、音楽、図画工作、美術、技術・家庭、体育、保健体育などの教科の内容を念頭に置き、「身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導」の際に配慮を求めていましたが、平成29年に告示された小・中学部学習指導要領では、どの教科の指導においても自立活動の時間における指導と密接な関連を図る必要があることから、「各教科の指導」で配慮を求めることになりました。学習効果を高めるためには児童生徒一人一人の学習上の困難について、指導に当たる教師間で共通理解を図り、一貫した指導を組織的に行う必要があります。また、学習上の困難に対し、児童生徒自身が自分に合った改善・克服の仕方を身に付け、対処できるように指導していくことも大切です。

なお、各教科において自立活動の時間における指導と密接な関連を図る場合、児童生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎることによって、各教科の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要です。

例えば姿勢が崩れやすく身体に痛みが生じて集中して授業が受けられないような児童生徒

の中には、自立活動の時間における指導で、安定した座位姿勢を保持するための身体の動かし方を学習することがあります。この場合、学習中の姿勢が崩れる度に教科指導を中断して自立活動の時間における指導で取り組んでいる身体のリラクゼーションの取組を求めているわけではありません。児童生徒の自立活動の学習状況や段階などに合わせて、姿勢が崩れそうになったら自立活動の指導で行っている身体の使い方のポイントを確認するような言葉掛けをしたり、直接身体に触れて身体をほぐしながら姿勢を正すように促したりして、教科指導から逸脱しない範囲で行うことが大切です。また、自立活動の時間における指導と関連した指導の例としては、自己の身体の状態に応じて適切な支援を申し出る力を身に付けることが必要な児童生徒の場合は、痛みや疲労度を授業中に自己申告して適宜休息を申し出たりすることなどが考えられます。



4

地域にある資源や関係機関を活用した指導の充実

(1) 特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援教育を推進する体制を整備していく中で、多様な学びの場に在籍する障害のある児童生徒の指導・支援の充実を図るために、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとして機能し、小・中学校等に対する支援が行われるようになりました。学校教育法では「第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」と規定し、センター的機能は、法律で規定された機能になります。

特別支援学校のセンター的機能を活用する場合は、各校の特別支援教育コーディネーターが窓口になることが多いと思います。徳永・新谷・生駒（2016）は、特別支援教育コーディネーターの役割に焦点を当てて結果を分析し、特別支援学校のセンター的機能の活用に係る課題である「手続きや申請の仕方を知らない」については、特別支援教育コーディネーターの担当の有無、特別支援教育の経験別で差が見られました。すなわち、特別支援教育コーディネーターを担当していない教員や、特別支援教育の経験が比較的短い教員ほど、特別支援学校のセンター的機能の手続きや申請を知らないと推察されました。また、「特別支援学校に対して相談することに心理的な抵抗がある」については、特別支援教育コーディネーターの担当の有無で差が見られました。すなわち、特別支援教育コーディネーターの担当の有無でセンター的機能そのものについての認識には差はないにもかかわらず、特別支援学校に対して相談することについては特別支援教育コーディネーターを担当していない教員ほど、心理的な抵抗があると推察されました。このことから特別支援教育コーディネーターなどが中心となって校内の特別支援教育の理解・啓発を図りながら、障害のある児童生徒の指導・支援の充実を図っていくことが大切です。

(2) 地域資源を活用した授業改善の取組事例

地域にある学校の教育活動を支える資源に着目してみると、いろいろな資源があります。特別支援学校のセンター的機能はもちろんですが、その他の資源を活用した授業改善の取組の事例をご紹介します。本事例と同じ資源がない場合もあるかと思いますが、授業改善の視点や助言を求める際のポイントについて参考にしてみてください。

①特別支援学校のセンター的機能の事例

中学校の特別支援学級に在籍する生徒のケースです。「タブレット端末でノートテイクや、問題を解くことができる」という小学校からの引継を受け、交流及び共同学習を行う、通常

の学級での授業の全てでタブレット端末でノートテイクをしていました。書字に比べると速いとはいえ授業進度についていける速度ではなく、身体的な負担も相当にある状況であり、特別支援学校のセンター的機能を活用して助言を求めました。

小学校からの引継内容を確認するとともに、中学校生活に合わせたフィッティングが行われました。タブレット端末でのノートテイクを一旦中断し、補助につく特別支援学級担任及び支援員による口述筆記を中心とした学習支援の方法の提案がありました。そして、この提案に基づく学習支援の変更が、授業内容理解の保障につながったり、体力の過度な消耗を抑えることにつながったりして、本人にもゆとりが生まれ学習状況や生活状況が改善されました。

さらに、宿題への負担軽減が課題として挙がりました。特別支援学校のセンター的機能を活用して、URAWSS（ウラウス）を使って書字速度の評価を実施して、どのような配慮が必要か検討しました。一般的な小学6年生の標準に比べて約3倍の時間がかかること、タブレット端末に置き換えても約2倍かかることの結果から、宿題量の減免等の支援を検討し、提出期限を長く取る等の配慮が実施されることになりました。



②高等工業専門学校を活用した事例

コミュニケーションの有り様はさまざまな活動の是非を左右するために、さらに高度な表現が可能なデバイスの操作を視野に入れた機器の導入が必要となりました。特に、通常の学級での教科学習に参加する上で、意思表示を正確に、かつ簡便に実行できるインターフェイスがあることが望まれました。

そこで、地域にある高等工業専門学校に協力を求めて、タッチセンサーを用いた操作スイッチを開発してもらいました。対象児童が右手指先でタッチセンサーに触れることで電気信号が発生し、スイッチをオンの状態にでき、自動走査式のコミュニケーションエイドを操作することができるようになりました。



③大学を活用した事例

特別支援学級に在籍する児童の中には、スポーツに興味・関心をもち始めており、卒業後の生活を考えると、体育の指導の改善・充実を図りたいという特別支援学級の担任の思いがありました。

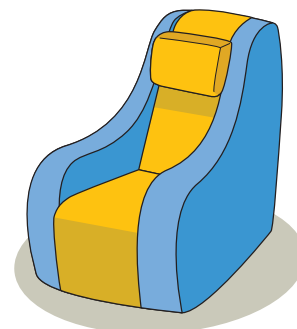
肢体不自由のある児童に適した障害者スポーツの種目や内容、指導方法を追究する必要があると感じ、県内にある教職課程のある大学の体育科専攻の教員に助言を求めることにしました。そして、授業参観で児童の実態を把握してもらった上で、学習指導要領に示されている体育科のポイントの他に障害者スポーツの理念と具体的な種目や指導内容・方法、教材・教具の工夫などについて助言を得ながら、次年度の体育の年間指導計画の作成を行いました。



特別支援学級を担当する先生方の中には、姿勢や運動・動作に困難のある肢体不自由のある児童生徒の体育の指導に悩むことも少なくないかと思います。今回は大学を活用しましたが、この他の資源としては、各自治体の障害者スポーツ担当部署、障害者スポーツの各団体・協会、地域に在勤・在住の障がい者スポーツ指導者などが考えられます。

④医療機関を活用した事例

肢体不自由のある児童生徒は、日常的に理学療法や作業療法などのリハビリを受けています。その他に、身体の変形や拘縮などの状態によっては、手術・リハビリが必要となり、その間小・中学校等から特別支援学校に転学するケースも少なくありません。



入院にともない特別支援学校在籍中に、医療機関から授業や学校生活の指導・支援に関する助言が提供されます。例えば、主治医やリハビリを担当している理学療法士や作業療法士からは、今後も拘縮が進む可能性があり、短下肢装具の着用の必要性や歩行時の身体の動かし方のポイント、学習時の姿勢保持のために、座椅子やマットがあるとよいことなどの助言を得ました。治療が終わり特別支援学校から前籍校の小学校（特別支援学級）に戻る際には、特別支援学校在籍中の指導・支援の方法や、医療機関からの助言などを小学校に引き継ぎ、継続した指導・支援を目指しました。

ここで紹介した事例は、医療機関から得た指導や支援に関する情報について、手術・リハビリの関係で一時的に在籍した特別支援学校を経由して、リハビリ後に転学する前籍校の小学校（特別支援学級）での指導に生かすことを目指した事例でした。この他、医療機関との連携においては、小・中学校等の担任が直接医療機関と連携する方法もあります。保護者に事前に相談して、対象児童生徒の受診日や訓練日に同行してリハビリの様子を見学したり、主治医や理学療法士、作業療法士などから直接話を聞いたりする方法が考えられます。

5 教材・教具の紹介

姿勢や運動・動作に不自由のある肢体不自由のある児童生徒にとっては、日常生活動作に困難が生じ、一般的な内容や方法のままだと学習や活動への参加を阻まれることが少なくありません。指導にあたる先生方は、その都度、指導内容や教材などを変更・調整したり、身体を支えながら動作をサポートしたり、本人の身体の状態にあった道具や機器を用いたりしながら、本人が主体的に学校生活を送ることを目指しているかと思えます。現在では、様々な道具や機器が市販されており、それらを活用することで、必要最小限の援助に留めたり、独力でできることを増やしたりすることにつながります。今回は、主に学習場面等で活用できる文房具を中心に紹介します。

(1) 筆記具

①軸の太さ、形の選択とシャープペンシルの活用

手の動きに課題のあることが多い肢体不自由のある児童生徒にとって、通常の筆記具、すなわち鉛筆は細く、握りにくく、かつ保持するのに力を要することが多いです。太軸の鉛筆を使うことでそれらを解決できる可能性があります。また円筒形や六角形よりも三角軸のもの



写真5-1
三角軸 太軸 芯径 1.3 ミリ シャープペンシル



写真5-2
三角軸 芯径 1.3 ミリ シャープペンシル



写真5-3
六角軸 芯径 1.3 ミリ シャープペンシル



写真5-4
六角軸 芯径 1.3 ミリ シャープペンシル

のが持ちやすい場合もあります。

加えて、鉛筆は書き続けていると削る必要が生じます。シャープペンシルの使用を検討することも考えられます。芯の太さが0.9、1.3ミリのものは折れにくく、書き続けても字の大きさも変わりにくいのです。太軸、三角軸、太い芯の組み合わせが有効である事例がしばしば見られます（写真5-1、5-2、5-3、5-4）。

②消しゴムの使用

通常の消しゴムを使って字を消す際に、力の調整がうまくいかず、紙を破ってしまうことが多々あります。素材を工夫し、少ない力で消すことのできるもの（写真5-5）やペン型のものがあります（写真5-6）。また、製図用の電動消しゴムを使うことで、労力を軽減することもできます。



写真5-5 素材を工夫した消しゴム



写真5-6ホルダー式消しゴム

③ホワイトボードの利用

漢字の書取では、書くことが目的なので鉛筆を使って書くことが基本であると考えられますが、算数や数学の計算、図工や美術におけるアイデアの検討や試し書きでは繰り返し、書いたり消したりします。そのため、一回ごとに消しゴムを使うのは極めて大変です。そういう場合はホワイトボードを使うことで書く、消すという行動をより簡単にできるようになります。

④定規

学習場面で長さを測定したり、線をひいたりする時には、竹定規（竹ものさし）や定規を使用することがあります。特に竹定規（竹ものさし）はもともと反っていることがあり、しっかり押さえつけないと正しく測定したり線が引けなかったりします。そのため、変形しにくいプラスチック製の定規の方が扱いやすく、例えば、L字型になっている定規（写真5-7）のようなタイプの物は、つまみやすくなったり、引っ掛けて測定したりすることが可能になります。また、線の引き始めに工夫のある定規（写真5-8）などもあり、個々の児童生徒

の身体の状態などによって選ぶことをお勧めします。

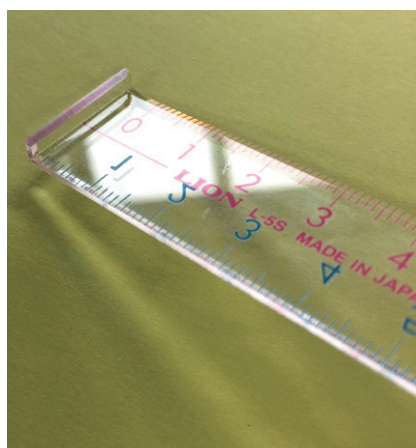


写真5-7 L字型定規

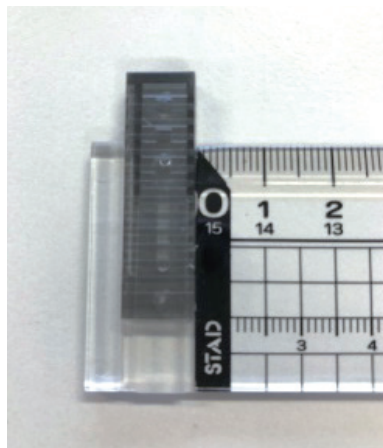


写真5-8引き始めに工夫のある定規

(2) リコーダー

リコーダーは、リコーダー本体の保持、指で穴を塞ぐ、呼気を吹き入れる等いくつかの行動が並行して必要であり、かつそれらを調整する必要があります。それ故、操作に難しさが伴うことがしばしばあります。そこで穴の位置を回転して変えられたり、穴を抑える弁がついたりしているリコーダーを試してみるとよいと思います。



写真5-9
穴の向きを変えられるリコーダー



写真5-10
穴を押さえる弁がついているリコーダー

(3) 座位保持装置や姿勢保持クッション

児童生徒の中には、筋力が弱かったり、関節の拘縮やまひなどの状態などにより身体部位の動きが制限されるなどの影響により、長時間着席し続けることが難しい事例も少なからずいます。そのような場合、座位保持姿勢装置を用いることがあります。導入に当たっては、医師や理学療法士の指示を踏まえて本人の身体の状態に合わせて作成します。学校では、身体の成長によって高さなどが合わなくなっていないか定期的な確認が必要です。

また、身体の状態によっては、一般的な学習机といすを用いている場合もあるかと思いますが、しかし、気がつくと姿勢が崩れたりしているケースも少なくありません。そのような場合、

座位保持装置を用いなくても、写真のような座位姿勢をサポートするクッション等（写真5－11）を用いて、姿勢保持をサポートすることが可能な場合もあります。



写真5－11 座位姿勢をサポートするクッション

(4) 書見台 (ブックスタンド)

教科書を読む場面は、どの教科の授業場面にもある活動だと思われませんが、長時間持つて読むことが負担になることがあります。また、机に置いたまま読むと、前傾姿勢になり姿勢が悪くなることが心配されます。教科書を読む場面などでは、書見台 (ブックスタンド) (写真5－12) を使うことで正しい姿勢を保持しながら教科書に視線を向けることができ、また机の上を広く使うことができます。

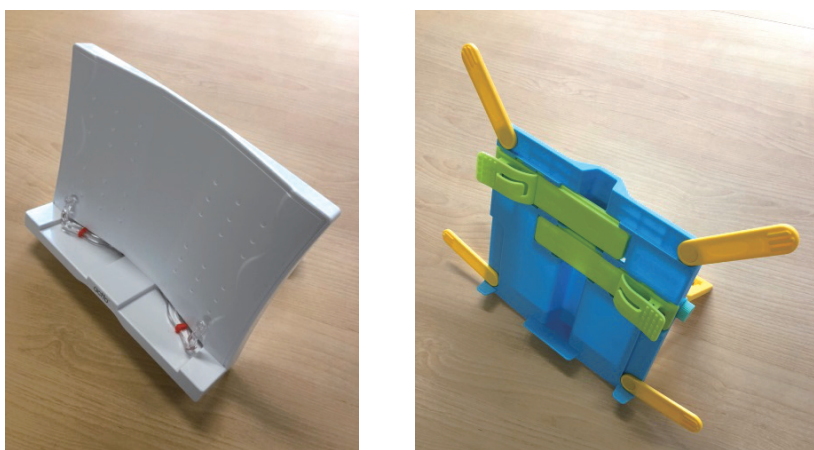


写真 5－12 書見台 (ブックスタンド)



6

自己の指導力向上を目指して

教師自らの指導力を高め、日々の指導の充実を図る機能として、研修があります。学校や教育委員会主催の研修の他に、自己が主体的に受けることができる研修の方法をご紹介します。

(1) 国立特別支援教育総合研究所のインターネット講義配信

障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質能力向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE 学びラボ」～特別支援教育 e ラーニング～を公開しています。

1つの講義の長さは15分から30分程度です。視聴には登録手続きが必要ですが、パソコンやタブレット端末、スマートフォン等から全て無料で視聴できます。

特別支援教育全般や肢体不自由教育に関する講義は以下の通りです（令和3年10月1日現在）。講義内容は、随時更新されます。また、講義は講師による説明と共に資料スライド、字幕が順次表示されながら進みます。スライドと説明のテキストはPDFファイルで提供しており、必要に応じてダウンロードや印刷が可能です（写真6-1）。

【特別支援教育全般】

- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
- 特別支援教育における教材・教具の活用
- 特別支援教育におけるICTの活用
- インクルーシブ教育システムにおける交流及び共同学習
- 「個別の指導計画」の作成と活用
- 合理的配慮と基礎的環境整備
- 多様な学びの場（1）特別支援学校の教育
- 多様な学びの場（2）小学校・中学校等
- 「通級による指導」の成立とその意義

等

【肢体不自由教育】

- 肢体不自由の定義と障害特性
- 肢体不自由教育における教育課程
- 肢体不自由教育の実際その1
- 肢体不自由教育の実際その2
- 肢体不自由教育における自立活動の指導
- 肢体不自由のある子どもへのAAC
- 自立活動の指導－指導計画の作成－
- 肢体不自由教育におけるICFの活用
- 肢体不自由教育の歴史
- 小・中学校肢体不自由特別支援学級での指導等に関する実態



写真6-1 インターネットによる講義配信「NISE 学びラボ」

(2) 社会福祉法人 日本肢体不自由児協会

社会福祉法人日本肢体不自由児協会は、大正14年の「肢節不完児福利会」の設立が始まりです。昭和23年に現在の名称に変更されました。そして、昭和25年に財団設立認可を受け、昭和27年に社会福祉法人へと組織改編が行われて、今日の活動に至っています。家族と社会の間に立って、家族を支援し、社会を啓発し、肢体不自由児が最も恵まれた環境にいられるようさまざまな事業が行われています。主な事業は以下のとおりです。

協会ホームページ：<https://www.nishiky.or.jp/index.html>

① 定期刊行物「はげみ」の発行

定期刊行物「はげみ」が、年6回発行されます。最新の肢体不自由児・者に関する医療、訓練、教育、福祉制度などの情報提供や解説などが掲載されています。

② 研修会の開催

(a) 「障害の重い子どもへのかかわりかた」

障害の重い子どもの健康な生活と教育の一層の向上を図ることを目的として、障害の重い子どもへの生活指導について留意すべき医学的な課題を、小児科、障害児摂食指導（口腔衛生）、理学療法等について、専門的立場から指導にあたっている第一線の講師による講義と実習により生活指導の実際を受講します（同協会ホームページより引用）。

(b) 「肢体不自由児のためのコミュニケーション支援機器活用講座」

どのように肢体不自由児教育でコミュニケーション支援機器を活用するかについて iPad などのタブレット PC の操作と視線入力装置の操作の2グループに分かれてそれぞれ「基本

設定」「ソフトの選択」「入力方法」「授業での活用実践」などを、専門的立場から指導にあたっている第一線の講師による講義と実習により受講します（同協会ホームページより引用）。



(3) 特定非営利活動法人 日本肢体不自由教育研究会

特定非営利活動法人日本肢体不自由教育研究会は、肢体不自由児及び重複障害児の教育・福祉の充実を目指して活動している非営利団体です。昭和44年に任意団体として発足しました。主な活動は以下のとおりです。

研究会ホームページ URL：<https://www.normanet.ne.jp/~nishiken/>

① 定期刊行物 機関誌『肢体不自由教育』の発行

主な活動としては、機関誌『肢体不自由教育』を年5回発行しています。特集テーマに沿った論説や実践事例の紹介や、日々の実践に役立つ連載講座などが掲載されています。

② 「日本肢体不自由教育研究大会」の開催

年1回夏に「日本肢体不自由教育研究大会」を開催し、指導法の研修、研究発表及び協議が行われます。

③ 「障害児摂食指導講習会」の開催

年1回夏に「障害児摂食指導講習会」を開催しています。障害児の摂食介助や指導に関する知識・技量について、講義と実技が行われます。



(4) 各地域の特別支援学校主催の公開研修

特別支援学校のセンター的機能の一環として、夏季休業中などに公開研修会を開催している学校もあります。また、学校研究などの成果を広く発信するために、公開研究発表会などを開催している学校もあります。国内唯一の国立大学法人附属の肢体不自由特別支援学校である筑波大学附属桐が丘特別支援学校では、毎年2月に研究協議会を開催し、全国各地から肢体不自由教育に携わる教職員が集って肢体不自由教育の充実と発展に向けて、協議が行われます。各地域の特別支援学校の研修や研究発表会の開催に関する情報は、各校のホームページや特別支援教育コーディネーターにお問い合わせください。

参考・引用文献

- 国立特別支援教育総合研究所（2015）「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際研究－モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて－」研究成果報告書。
- 国立特別支援教育総合研究所（2020）「特別支援教育の基礎・基本 2020」. ジェアース教育新社.
- 国立特別支援教育総合研究所（2021a）小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を活用した授業改善に関する研究：令和元年度～令和2年度 基幹研究（障害種別研究）.
- 国立特別支援教育総合研究所（2021b）特別支援教育における教育課程に関する総合的研究—新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題—：平成30年度～令和2年度 基幹研究（横断的研究）.
- 文部科学省（2017a）障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査結果。
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/30/1397010-3.pdf（アクセス日，2022年3月1日）
- 文部科学省（2017b）小学校学習指導要領 平成29年告示.
- 文部科学省（2017c）中学校学習指導要領 平成29年告示.
- 文部科学省（2017d）特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領 平成29年告示.
- 文部科学省（2017e）小学校学習指導要領解説総則編.
- 文部科学省（2017f）中学校学習指導要領解説総則編.
- 文部科学省（2018a）特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領解説総則編.
- 文部科学省（2018b）特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）.
- 文部科学省（2018c）特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）.
- 文部科学省（2021）障害のある子供の教育支援の手引：子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて（令和3年6月）.
- 徳永 亜希雄，新谷 洋介，生駒 良雄（2016）特別支援学校（肢体不自由）のセンター的機能推進上の課題の検討－肢体不自由特別支援学級におけるセンター的機能活用上の課題の検討を通して－. SNE ジャーナル. 22 - 1, 132-146.
-

肢体不自由特別支援学級の指導ガイドブック
—日々の指導に生かす肢体不自由教育の基礎・基本—

<改訂版>

肢体不自由教育班

令和4年3月

著作 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

発行 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

TEL：046-839-6803

FAX：046-839-6918

<https://www.nise.go.jp/nc/>





「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」 事例整理集



本資料は、文部科学省が平成 28 年度から平成 30 年度にかけて実施した委託事業「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」の受託団体の成果報告書（文部科学省のホームページにて公開：URL は巻末参照）の情報を活用しやすく提供することを目的としています。本資料の内容は以下の通りです。

○受託団体の成果内容を支援手段、支援時期、教育的ニーズの視点で整理・分類し、
下記の支援手段 1～4 の順で記載

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. コーディネーター等の人材の活用 | 2. 関係機関等との連携 |
| 3. ICT 機器等の活用 | 4. その他 |



- 支援時期を三つに分類 入院前 入院中 退院後
- 支援手段ごとに、大切なポイントを記載
- 教育的ニーズのまとめりに、大切なポイントを記載

○受託団体が作成したリーフレット等の資料の紹介

※事例については、同じような内容のものは、まとめたり、代表的な事例のみを記載したりしています。

～用語の説明～

複数の自治体、複数年度の報告書を整理する都合上、基本的に以下の語句を用いています。

【病院施設内教室】

- 病院施設内にある、小学校や中学校が設置する学級、特別支援学校の分校や分教室。「院内学級」と表記されている報告書もある。

【前籍校】

- 入院する前に通っていた、居住地域の小・中学校等。「原籍校」や「地元校」と表記されている報告書もある。（退院後については、「地元校」と表記する）

【復学】

- 退院して、前籍校に戻ることに。入院当初から、復学に向けた取組が始まっているケースも多い。

【Web 会議システム】

- パソコンやタブレット型端末・スマートフォン等でインターネットを経由して会議を行うシステム。音声や映像だけでなく、データの共有ができるものもある。この整理集では、一部システムの異なる、テレビ会議システムやビデオトークアプリ等も「Web 会議システム」と表記する。

【テレプレゼンスロボット】

- 遠隔で操作することができるロボット。タブレット型端末をセットして使用するものや、ロボットの形をしているものがある。「遠隔操作ロボット」と表記されている報告書もある。

掲載自治体

青森県・秋田県・福島県・栃木県・神奈川県・山梨県・愛知県・岐阜県・高知県・京都市・山口県宇部市

コーディネーター等の人材の活用

多くの特別支援学校では、特別支援教育コーディネーターが中心となり、センター的機能として地域支援を実施しています。児童生徒の入退院とそれに伴う転出入のため、医療機関や前籍校等との一層の連携を進める目的で、特別支援教育コーディネーターとは別に、独自のコーディネーターを配置している学校もあります。自治体によって名称は異なりますが、以下に主な取組と名称を記載しました。



～取組～

- 円滑な転学・復学への支援
- 地域の小・中学校等に在籍する病弱児への支援（学校支援含む）
- 学校・医療機関等との連携の推進
- 保護者の相談窓口
- 教育現場への情報発信（指導主事連絡会議・校長会・教頭会・地区研修会等）

～名称～

医教連携コーディネーター/病弱教育コーディネーター/病弱教育アドバイザー/
教育相談コーディネーター/学校・病院（等）連携支援員など

学校・病院連携支援に特化したコーディネーターの配置はしていなくても、学習支援員等を配置することで、業務量の調整を図り、特別支援教育コーディネーターによる業務の拡充を図っている自治体もあります。

コーディネーターを学校の窓口として、位置づけを明確にすることで、病院等の関係者との連携がとりやすくなったり、関係機関からの情報をコーディネーターに集約できたことで、総合的な観点から相談・支援を進めることが可能になったりした事例があります。

入院児童生徒の教育保障の体制があまり整備されていない段階では、病院の関係者や学校の関係者に入院中の教育の意義について理解してもらうことが必要です。そのために、コーディネーター等が、まず関係者との関係づくりを大切にしている事例が見られます。例えば、病院の関係者との関係づくりについては、コーディネーター等が小児科を基点としながらそれ以外の児童生徒が入院する診療科を訪問し、診療科スタッフとの関係づくりを進めた事例や、がん相談支援室のソーシャルワーカーと情報交換を行う機会をもった事例などがあります。また、学校関係者については、コーディネーター等が自治体内の各市町村の教育委員会を訪問し、担当者等に直接説明をする機会をもっている事例があります。

子供達が、いつ、どのような状況で入院し、教育保障の対象になるのか分からないのが病弱教育の特徴の一つです。そのため、日頃からコーディネーター等が市町村の教育委員会の担当者と関係づくりを進め、入院中の児童生徒の教育についての相談窓口が誰なのかを周知しておくことで、市町村の教育委員会や学校等からの連絡を受けやすくなります。またコーディネーターが保護者等から入院中の子供の教育保障について相談を受けた場合にも、事前に関係者と顔を合わせておくことで、連携がスムーズになると考えられます。

コーディネーターには、子供の教育環境を整備・充実させるために、子供の思いに寄り添い、保護者・学校関係者・病院関係者等の意見を理解し、関係者をつなぐ役割が期待されます。

入院前

【前籍校とのつながり】

入院中、病院（内）にある学校・学級で学習している子供にとって、前籍校とのつながりは大きな励みになります。教育委員会や病院等の関係機関と日頃から連携していくことで、迅速で充実した指導・支援が可能になります。

- ・病弱教育アドバイザーが前籍校及び市町村教育委員会、病院を巡回し、情報共有、関係機関との連携強化に努めた。〈秋田〉
- ・病弱教育アドバイザーが市町村教育委員会への事業説明、理解啓発活動、医療機関等の関係機関への訪問、復学支援会議、相談支援、助言等の活動をした。〈秋田〉
- ・県教育委員会指導主事が入院生徒の在籍高校を訪問して、事業の趣旨を説明し、病院や特別支援学校分教室と連携した教育支援について理解を得た。〈栃木〉

【関係機関等との連携】

地域における病弱教育のセンター的役割を担っている特別支援学校（病弱）は、各地域の最新の情報を集約・発信したり、本人・保護者のニーズに応じて自治体の担当者や関係機関につないだりすることが期待されます。その中心的な役割をコーディネーターが担っています。

- ・関係機関からの情報をコーディネーターに集約することで、様々な情報を踏まえ、総合的な観点から相談・支援を進めることが可能となった。〈京都市〉
- ・コーディネーターとしての位置づけを明確にしたことで、学校側の窓口が明確化され、病院施設内学級のある病院の医師をはじめとする関係者との連携がとりやすくなった。〈京都市〉

入院中

【学習の充実】

病気療養中の自学自習には限界があり、学力の低下を引き起こしてしまう可能性があります。そのため、学習支援員や非常勤講師の配置などにより、入退院によって学習指導に関するニーズへの支援・配慮が途切れないようにすることが重要です。

- ・学習支援員を配置することで在籍高校と病院との連絡・調整が円滑になった。また、在籍高校は、学習支援員により生徒の学習状況を客観的に把握することができたため、単位修得につなげることができた。〈栃木〉
- ・病院施設内の特別支援学校（病弱）の設置は小・中学部のみであるが、入院中の高校生の学習のモチベーションの維持を目的とした学習会を開催した。〈京都市〉
- ・転籍手続きが完了するまでの間、コーディネーターや学習支援員による学習保障を実施した。〈宇部市〉
- ・コーディネーターが特別支援学校での指導経験を活かし、児童生徒の実態に応じた教材の作成や学習支援をした。〈宇部市〉
- ・コーディネーターが遠隔授業の際に機器操作等についてアシストした。〈宇部市〉
- ・遠隔教育を実施時、在籍高校所属の非常勤講師を県費により配置した。非常勤講師は対象生徒の様子を少し離れた席で見守り、必要に応じて指導し、機器等のトラブルへの対応を行った。また、常に生徒の体調の変化に気を配り、変化や不調の訴えがあった時には事前に確認した通り病棟の看護師への連絡を行った。〈岐阜〉

【前籍校とのつながり】

病気の子供にとって、心の支えである前籍校とのつながりを維持していくことが重要です。その際、病院（内）にある学校・学級の教師からの一方向の働きかけではなく、双方向の働きかけを基本とした連携が必要です。お互いのニーズを共有し、具体的に取り組みを進めていくことが重要です。

- ・前籍校からの授業配信に当たって、機器操作に不慣れな教員でも簡単に Web 会議システムで接続できるように特別支援学校の教員が出向き、機器の設置や接続のアドバイスをを行った。〈京都市〉

入院中

【心理的な安定】

病気の子供は、心理的に不安定な状態に陥り易く、健康回復への意欲を減退させている場合が多いとされています。心理的な安定が、治療を受ける態度を向上させたり、医療関係者や家族との関係を良好にしたりするため、これらが間接的に身体機能の回復に重要な意味をもちます。ボランティアの活用など、教員以外との関係性を築くことも有効です。

- コーディネーターが児童生徒への教育相談的なサポートを実施した。〈宇部市〉
- Web 会議システムで大学生との交流を実施し、ピアカウンセリングの機会を設けた。〈京都市〉

【関係機関等との連携のために】

本人・保護者のニーズに応じた関係機関との連携が重要です。そのための高い専門性や柔軟な対応がコーディネーターには期待されています。専任の職員を配置したり、職員配置を変更したりする等の体制づくりの工夫も、より充実した連携をとるためには有効です。

- 学習支援員を配置し、コーディネーターがコーディネーター業務に専念できるようにした。〈山梨〉
- 学校・病院連携支援員1名を県の特別支援教育センターに配置し、入院児童生徒の関係機関等との理解・連携に向けたコーディネートを行った。〈福島〉
- 学校・病院連携支援員と各教育事務所特別支援教育担当指導主事が中心となり地区をコーディネートし、関係機関が連携した支援が実施できるような流れを作ることができた。〈福島〉
- 特別支援学校（病弱）元校長、教頭という経験を生かし、コーディネーターとして、隣接病院との円滑な連絡調整のほか、保護者の相談対応、学籍のある小・中学校等及び市町村教育委員会との連絡調整、さらには学習状況を観察し、日々の状況に応じた指導内容や方法を助言するなど、適切な情報提供及び助言等、迅速かつ丁寧に対応することができた。

〈青森〉

退院後

【退院後のケア】

入院期間の短期化により、退院後も引き続き医療や生活規制が必要な子供が増えています。それにより、入院中だけでなく、退院後も前籍校への支援や、学校間の連携が重要であり、それぞれの子供に合わせて切れ目なく支援できるような体制づくりが望まれます。

- 協議会の開催または、コーディネーターや特別支援学校の教員が地元校を訪問し、学習支援の状況等の情報共有や退院後の支援や連携の在り方について意見交換を行った。〈青森〉
- 児童生徒の退院に当たっては、小・中学校原籍学級に対する訪問支援を行い、退院後の学校生活上の配慮点等について情報提供することにより、スムーズに復学できるようにし、退院後も病弱教育アドバイザーが継続的に支援した。〈秋田〉
- 海外研修旅行への参加にあたって、コーディネーターが高校と主治医との調整の役割を担うことで、両者が連絡を取り合い、当該生徒が安全に参加するための方向性を検討することができた。〈京都市〉
- 配信の支援のために自宅を訪問した際、保護者から今後の生活への不安について相談を受けた。〈京都市〉
- 退院後自宅療養が必要で学校に通えない児童生徒の学習保障のため、コーディネーターや学習アシスタント（病院内学級と同じ人）が地元校と連携し、内容や教材の指示を受けて学習支援を実施した。また、保護者と連絡を取り合い、退院後の学習面で不安に感じている部分を重点的に取り上げた。〈宇部市〉

関係機関等との連携

各病院や学校、自治体における病弱教育の一層の推進を目的に、各種の協議会が開催されています。以下に主な参加者と名称を記載しました。

～参加者～

- 医療関係者（院長・看護部長・小児科医・看護師長等）
- 学識経験者（特別支援教育・小児看護学・ICT 機器等の有識者）
- 市町村教育委員会
- 学校関係者（院内学級設置校長会、高等学校長会、県養護教諭研究会）
- 保護者代表
- 都道府県教育委員会（特別支援教育課、義務教育課、保健体育課、高校教育課）
- 都道府県健康福祉部保健・疾病対策課/都道府県保健福祉部健康増進課・医療政策課 等



～名称～

教育保障体制整備運営協議会/病弱教育推進協議会/学習保障体制整備検討会議など

各自治体により児童生徒数や社会資源、地理的状况、課題等が異なるため、地域に応じた形で開催されています。また、退院後の復学に向けた支援会議も色々な名称で実施されています。

協議会等の目的は、有識者から助言を得ること、各関係者に入院中の教育についての情報や意義等を周知すること、関係機関の課題を共有すること、具体的な事例の検討を行うことなど、各自治体の教育保障体制の整備の状態に応じて、様々な事例がみられます。

様々な立場の関係者が参加する場合、日程調整の困難さが課題の一つとして挙げられます。その課題を解決するために、Web 会議システムを使って関係者をつなぎ、30 分程度の短時間で会議をしている事例もあります。

入院中の児童生徒への学習支援について、保護者、病院関係者、小・中・高等学校等の教員には、どのような内容・流れ・システムで実施されているのかわかりづらいものです。そのため、協議会等で情報を提供・共有するだけでなく、入院中の児童生徒への学習支援の流れや、入院前・入院中・退院時等の各時期に必要な支援について説明資料を用意することも有効な取組です。

入院中の児童生徒の教育を保障・充実させるためには、児童生徒の在籍校だけではなく、前籍校・病院・都道府県や市町村教育委員会・福祉や医療分野に関わる自治体の部局などが、それぞれの役割を担い、連携することが重要です。

入院前

【学習の機会の保障】

子供の病気、治療、生活の制限、子供と家族への対応などについて医療関係者等との連携が不可欠です。個別の教育支援計画等を活用して、子供への支援・配慮について関係者間で共通理解を図ることが大切です。

- ・病院施設内教育について、病院の治療スケジュールとの兼ね合いを考慮しながら調整を重ね、週当たりの授業時間を増やした。〈愛知〉
- ・協議会を設置し、入院児童生徒の教育保障の在り方について、8月・11月・2月の年3回協議した。委員構成は病院施設内教室のある病院と特別支援学校（病弱）本校と隣接している病院の小児科医師（病院や医療の側面からの意見）、学校関係者として市教育委員会が設置している病院施設内教室を担当している学校長・市教育委員会指導主事（地域の現状や課題の共有）、県の情報ネットワーク担当者、学識経験者。〈愛知〉
- ・特別支援学校（病弱）の分校がない病院に入院中の子供に対して、①在籍校、特別支援学校（病弱）、学校・病院連携支援員によるケース会議 ②市町村教育委員会、在籍校、特別支援学校（病弱）によるケース会議 ③在籍校教員、特別支援学校（病弱）、学校・病院連携支援員、医療機関、該当生徒・保護者によるケース会議を実施して、学習支援を行った。〈福島〉

【前籍校とのつながり】

入院中、病院（内）にある学校・学級で学習している子供にとって、前籍校とのつながりは、大きな励みになります。病気の子供にとって、心の支えである前籍校とのつながりを維持していくことが重要です。地域の小・中学校において、病弱教育の理解啓発を進めていくことが重要です。

- ・病弱教育アドバイザーがすべての市町村教育委員会へ訪問し、その後、病弱教育担当教員研修会を実施したことで参加者が増え、講演後の情報交換会でも活発な意見交換ができた。県全体と地区別とで計2回開催した。〈秋田〉

【周辺環境の整備】

病気の子供のQOLの高い学校生活を保障していく上で、関係者間の日常的な連携・協力が重要です。本人・保護者のニーズに応じて対応できるよう、日頃から自治体の担当者や関係機関とネットワークを築いていくことが期待されます。

- ・病院施設内教室担当者ネットワーク、義務教育教科等担当指導主事会議、就学事務研究協議会、地区特別支援連携協議会、教育事務所開催の研修会、教育課程研究協議会を活用して病院施設内教育について理解啓発を行った。〈青森〉
- ・協議会を開催し、事例を基に医師、ICT機器等の有識者、市教育委員会等の各関係機関と課題を共有し、課題についての改善点の提案、助言を得た。〈青森〉
- ・遠隔教育実施に伴う確認事項を作成し、緊急時対応等について病院と確認した。〈岐阜〉
- ・保健福祉部局との連携において、小児慢性特定疾病児童等自立支援員との話し合いの場を設けた。〈山梨〉
- ・病院と連携して入級時カンファレンスを実施した。病院関係者（主治医・看護師）・担任・支援員・入院学習アシスタント・市教委担当者が参加し、病気の状況について・病院施設内教室の授業で配慮する点・退院の見込み等について話し合った。〈宇部市〉
- ・事業について保健福祉部から病院へ連絡することで、分教室は病院との連携が回りやすくなった。〈栃木〉
- ・小・中学生や高校生の入院する診療科を特別支援学校の教員が訪れ、小児科を基点としながらそれ以外の診療科スタッフとの関係づくりを進めた。〈京都市〉
- ・保健福祉部作成の小児がん療養についてのハンドブックに高校生支援の情報を加筆してもらうことで高校生や保護者への周知に役立った。〈栃木〉
- ・がん対策推進会議に担当者が出席し、ライフステージに合わせた当事者教育の視点から事業の説明をした。〈山梨〉
- ・入院児童生徒の教育の意義や実際の取組を多くの関係者に周知するため、各種研修会や会議において実践発表等の機会を設けた。〈山梨〉
- ・小児科の医師・看護師長以外からの情報を得られるように、高校生支援に関するリーフレットを大学病院内の別の病棟にも置き、小児科の看護師長より看護師長会で紹介してもらった。〈京都市〉
- ・がん相談支援室のソーシャルワーカー等病院関係諸機関と連携し情報交換を行う機会をもった。〈京都市〉

入院中

【学習環境の整備】

病気の子供は、長期、短期、頻回の入院等による学習空白によって、学習に遅れが生じたり、回復後においては学業不振となったりすることが多くあります。そのため、実態に応じて、病院等と連携して、療養中でも可能な限り学習できるような環境整備や、体制づくりなどの工夫が必要です。

- ・ 特別支援学校分教室の他、病院内多目的室やカンファレンスルームを指導場所として借用し、支援を実施した。〈栃木〉
- ・ 治療のため、病院施設内教室での授業に出席できない児童生徒に対して、教員が病室に向いて授業を行うベッドサイドでの授業を新たに設けた。〈愛知〉
- ・ 県立特別支援学校（病弱）の2校で、関係病院との調整を進め、Web 会議システムや必要な ICT 機器等の基礎的環境を整備し、教室と病棟やベッドサイド等をつないで授業を実施することとした。〈神奈川〉

【前籍校とのつながり】

入院中、病院（内）にある学校・学級で学習している子供にとって、前籍校とのつながりは、大きな励みになります。病気の子供にとって、心の支えである前籍校とのつながりを維持していくことが重要です。授業の進捗や、行事に関する情報など、日常の情報交換等を継続することが大切です。

- ・ 前籍校と授業の進め方を綿密に確認し合いながら取り組んだ。〈青森〉
- ・ 前籍校とつなぐ遠隔教育の実施にあたり、学校と子供の病状や心境に応じた参加の仕方や活動時間を調整した。〈秋田〉
- ・ 必要機材の提供や機器設置と調整等、市教育委員会や大学と連携し、前籍校との遠隔教育を実施した。〈秋田〉

【進路についての支援】

学校を休みがちになることによる学力の不足等が低学歴ひいては就労の問題に影響している可能性が指摘されています。高等学校の入試情報等、子供の実態に応じた進路情報の収集・提供を行うことが大切です。

- ・ 高等学校進学以降も入院が継続する見込みであったことから、入学前から遠隔教育に向けて学校間で連携を回り、高校進学後、スムーズに遠隔教育を開始することができた。〈京都市〉
- ・ 病院内で高校受験をして、高校への入学が決定した。〈京都市〉
- ・ 前籍校教員は進路懇談のために病院を訪ねることは難しく、主治医の空き時間も限られていたため、Web 会議システムを使用し、関係者それぞれの空き時間 30 分を活用してカンファレンスを実施した。主治医からの情報を学校及び前籍校が正確に共有でき、生徒の進路の実現に向けて医療と教育が同じ方針の下で対応していくことが可能となった。〈京都市〉

【心理面のケア】

病気の子供の不安の状態像には複数の要素が影響していると考えられます。主治医や病棟との連携を密にし、子供が治療の見通しをもてるようにしたり、前籍校と連携して前籍校の状況を伝えたり、復学時に周囲の理解が得られるよう、情報提供を行ったりすることが大切です。

- ・ 医療関係者と、再発の可能性、感染症・ストレス等への配慮、運動量等の調整、服薬の副作用に対するメンタルケアの必要性について話し合いをした。〈青森〉
- ・ 医療の観点からの心理的ケアも必要であると判断し、小児医療センターの医師を通して、治療にあっている整形外科の主治医および在籍高校とのカンファレンスを実施し、当該生徒の心理的支援に関しての検討を行った。〈京都市〉



入院中

【関係機関等との情報共有】

長期間に渡って入院や通院をする子供の学習や支援を進めていくにあたっては、医療関係者や前籍校等との連携が大切です。入退院時だけでなく、定例で日時を設定したり、必要な書類の書式を統一したりすることで、情報共有がしやすくなります。

- ・医療関係機関、保健福祉事務所、県の健康増進課等の連携会議の場を設置し、児童生徒へのかかわり方や配慮事項を共通理解し連携する場となった。〈山梨〉
- ・病院と連携し、治療状況及び情報共有のためのカンファレンスを実施した（毎週）。参加者は、病院関係者（主治医・看護師長・栄養職員・リハビリ職員等）と担任。治療経過について、それぞれの部署での気付きや情報交換を行った。〈宇部市〉
- ・入院児童生徒・保護者のニーズや様々な情報を共有するため、病院スタッフとのケース会議を月1回定例で実施した。〈京都市〉

退院後

【学習環境の整備】

自宅療養が必要な子供にとって、しっかりと療養することはもちろん大切ですが、学齢期の子供にとって、学習空白を少しでも減らすことも、とても大切なことです。そのため、保護者を含め、さまざまな関係機関が連携・協力し、学習環境を整えることが必要です。

- ・インターバル治療等のため入退院を繰り返す場合、一時退院中においても主治医の許可があれば自宅から施設内教育の学級への通学を許可することとした。〈愛知〉
- ・市教育委員会と連携し、特別支援学校（病弱）のセンター的機能を活用して、地元校と自宅をつなぐ授業の実施に向けて取組を進めた。〈神奈川〉

【前籍校とのつながり】

退院後の復学に向けて病院や学校等の関係機関が連携し、退院後の状況や必要な配慮を共有することが大切です。自宅療養が続く場合には、学習空白を作らないためや地元校の友達とのつながりのために、Web会議システム等の学習環境を整備することも考えましょう。

- ・協議会の開催または、コーディネーターや特別支援学校の教員が地元校を訪問することで、学習支援の状況等の情報共有や退院後の支援や連携の在り方について意見交換を行った。〈青森〉
- ・特別支援学校（病弱）のセンター的機能の取組として、地元校へのICT機器等の貸し出し及びWeb会議システムの操作面の技術支援等の提供により、地元校でも自宅と教室をつなぐことが可能となった。復学に向けた相談体制も図ることができた。〈神奈川〉
- ・病院と連携し、復学時にカンファレンスを実施した。参加者は、病院関係者（主治医・看護師）・担任・支援員・入院学習アシスタント・市教委・前籍校教員（管理職・担任・養護教諭）・保護者。病気の回復状況・前籍校での学校生活における具体的な配慮点、院内学級で行った学習内容、退院後の学習支援、保護者の要望の確認等を行った。〈宇部市〉
- ・学校だけでなく、保護者や主治医とも相談したことで、自宅と地元中学校の授業をWeb会議システムでつなぎ、計画的に復学支援を実施できた。〈神奈川〉



退院後

【心理面のケア】

治療中や退院後等、自宅療養が必要な子供に学習できる環境を整えることは、学習空白を作らないためだけでなく、子供の不安を少しでも軽減するためにも大切です。

- ・退院後自宅療養が必要で学校に通えない児童生徒の学習保障のため、コーディネーターや学習アシスタント（病院施設内教室と同じ人）が地元校と連携し、内容や教材の指示を受けて学習支援を実施した。また、保護者と連絡を取り合い、退院後の学習面で不安に感じている部分を重点的に取り上げた。〈宇部市〉
- ・退院後1ヶ月を目処に、地元校・保護者・本人に復学支援アンケートを実施し、本人が回復状況から学校生活に不安を持つ事例等、必要に応じて対応を助言した。〈青森〉



コラム

ICT を活用した、特別支援学校(病弱)間の連携について

特別支援学校（病弱）及び院内に特別支援学級を置く学校が市町村を超えて所属している「県病弱虚弱教育研究会」において、研修や県内の病弱虚弱教育に係る情報共有を行っている。

そこで、この研究会を通して、事業の成果に係る情報提供をし、連携体制を構築することを目的とした。

情報共有により、県内の特別支援学校（病弱）同士での、Web会議システムを活用した学校間交流につながった。具体的には、南極観測隊員経験者が外部講師となり、南極の映像を見たり南極の氷に触れたりしながら、自然に対する興味・関心を高めることを目的とする「南極クラス」という授業を同時刻に2校で実施したのち、Web会議システムを用いて、お互いに質問をシェアする授業を行った。講師のリアルな体験を聞いた上で、Web会議システムを用いて、質問シェアすることにより、学習内容の振り返りにつながるとともに、離れた場所において、感じたことや分かったことを共有することができた。



ICT 機器等の活用

入院中の児童生徒への教育を保障・充実させるために、ICT 機器等を活用した遠隔教育は有効な手段の一つです。遠隔教育を行うために使用している機器には、自治体や学校・病院等の実情に応じて主に以下のようなものがあります。

～使用機器～

- インターネット接続環境【モバイルルーター・無線 LAN・有線 LAN】
- パソコン・タブレット型端末
- Web 会議ソフト（アプリ）
- カメラ【ノート PC やタブレット型端末についているカメラ・Web カメラ・ビデオカメラ等】
- マイク【ノート PC やタブレット型端末、ビデオカメラについているマイク等】
- スピーカー【ノートパソコンやタブレット型端末についているスピーカー・イヤホン等】



最も単純な事例は、インターネット回線と受信側・送信側に 1 台ずつのノートパソコンもしくはタブレット型端末です。

板書や教員の顔をより見やすくするために、黒板等を 2 台のカメラ機器で分割して映し、受信側の児童生徒も 2 台のタブレット型端末で映像を見られるようにしている事例もあります。



また、児童生徒自らが見たい場所を見られるようにするために、遠隔操作できる Web カメラの使用、タブレット型端末をテレプレゼンスロボットに取り付けて使用する事例もあります。

スピーカー機器としてイヤホンを使用する事例では、受信側の児童生徒が一人で使用する部屋等がない場合に音が周囲に漏れないようにするためや、聞き取りやすくすること等が理由としてあります。

入院中の児童生徒について遠隔教育を行うには、病院の協力が不可欠です。また、児童生徒の地元校と遠隔授業を行うには地元校の協力も必要です。

協力を得るためには、大きく二つのことが課題になります。一つ目は、入院中の児童生徒への教育の意義・必要性を理解してもらうこと、二つ目は、インターネット回線でつなげることについての情報漏洩等の安全面への理解です。

一つ目の入院中の児童生徒への教育の意義・必要性への理解については、入院中は病気等の治療が第一に大切ですが、治療に支障のない範囲において学齢期の子供に教育の機会を保障することも大切であることを理解してもらう必要があります。理解してもらうための工夫として、協議会等の場で情報を提供・共有し理解啓発を行うこと、リーフレット等を作成し、小・中・高等学校等や病院の関係者に配付するなどの事例があります。また、病院内の教室で行われる学習発表会等に病院関係者を招待したり、病院の廊下に児童生徒の制作物を展示したりすること等も工夫として挙げられます。

二つ目のインターネット回線でつなげることについての安全面への理解については、それぞれの環境により課題も様々ですが、ICT 機器やインターネットのシステム等に詳しい担当者が病院等との話し合いの場に同席し、病院や地元校の心配事項について、何が課題かを理解し解決策を提示することで協力を得やすくなった事例もあります。

教育の意義・必要性への理解と安全面への理解の両輪を大切にすることが、遠隔教育を進めるために必要です。

【学習の充実】

治療や体調の状況等によって病室から移動するのが難しいなど、授業への参加に制約がある子供にも、ICTを活用する等によって、学習の機会を保障することが必要です。単にWeb会議システム等でつなげるだけでなく、より見やすく、聞き取りやすい工夫をすることや、学習の効果を高めるための工夫をすることが大切です。

- ・ 県立特別支援学校（病弱）の2校で、関係病院との調整を進め、Web会議システムや必要なICT機器等の基礎的環境を整備し、教室と病棟やベッドサイド等をつないで授業を実施することとした。〈神奈川県〉
- ・ 遠隔教育を実施し、加療や体調不良時等を除いてほぼ毎日出席して授業を受けることができた。補習においても遠隔教育システムを利用した。〈岐阜〉
- ・ 一人で学んでいる病棟の児童と教室の児童をWeb会議システムでつなぎ、同じ年代の児童と学び合う機会がもてるようにした。〈神奈川県〉
- ・ 同時双方向型授業は、タブレット端末やパソコンを使い、本校と病院施設内教室や病院施設内教室と病室とをWeb会議システムでつないだ。各教科、部集会、特別の教科道徳等での交流及び共同学習や自立活動等、多岐にわたる実践を行った。教室と病室とをつなぐ際には、タブレット端末の向きを見たい方向に遠隔操作できるテレプレゼンスロボットを使用した。〈愛知〉
- ・ 病院施設内教室と病室とをWeb会議システムでつなぎ、病室の生徒が教室で行われている実験に画面越しに参加することで、同じ実験を体験できるようにした。病室から教室にあるテレプレゼンスロボットを操作し、実験の様子や板書等、病室の生徒が見たいところを主体的に見られるようにした。また、教室にいる生徒が実験による変化の様子を発表する際は、教室内の生徒だけでなくタブレット端末に向けても発表するよう促すことで、同じ授業を受けている意識を持つことができた。〈愛知〉
- ・ 植物・生物の持込ができない分教室の理科の授業では、本校の理科の授業とWeb会議システムでつなぐことで集団での学習を行うとともに、実験等の体験的な学習機会の保障を行った。分教室から遠隔操作できるリモート顕微鏡を使用し、メダカの卵の中の様子の観察を行った（写真1）。〈京都市〉
- ・ 本校にいる家庭科の教員が、病室にいる複数の児童に向けて授業を配信した。分教室での授業と同じような形で学習ができるよう、教員の顔と教科書・ホワイトボードを2台のカメラで写し、それらが児童に同時に見えるようにしながら授業を進めた（写真2）。〈京都市〉
- ・ 入院中の中学3年生に対し、前籍校から授業配信を行った。教室に常時パソコンを設置することができなかったため、モバイルルーターとタブレット型端末を使ってWeb会議システムでつないで配信を行った。板書の文字が見えにくい時は板書の写真をメール添付で送ってもらったり、もう1台のタブレットで見たりしながら学習を進めた。学習で使うプリントは電子メールで送ってもらい、病室に貸し出しているプリンターで印刷して学習した（写真3）。〈京都市〉
- ・ 在籍高等学校と病室をWeb会議システムでつないで英語のコミュニケーションの授業を実施した。〈京都市〉
- ・ 主に小学校高学年や中学生向けに「ベッドサイド学習セット」を作り、各自の病室での自主学習や授業配信動画視聴等に活用できるようにしている。タブレット型端末・パソコン、つなぎ方のマニュアル、個室ではない時用のヘッドホン、授業配信動画のログイン方法マニュアル等がセットになっているため、教員が一对一で指導できない時でも学習をすすめることができた（写真4）。〈京都市〉
- ・ 入院中の病室等で入院児童生徒の学習ができるように、学習支援サイトやNHK for school等の既存のデジタルコンテンツの利用に加え、自作の教材を作成して活用した。〈愛知〉
- ・ 本校で実験した授業を撮影・編集して動画を作成し、実験が困難な病院内の児童に対し、間接体験や疑似体験として学習を深化させるように活用した。1つの実験について各1本（約10分）の動画を作成した。〈愛知〉
- ・ タブレット型端末を英語アプリやリスニングに活用した。〈宇部市〉



写真1 メダカの卵の観察



写真2 配信側の様子

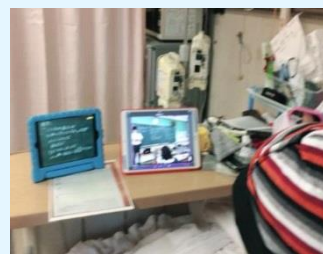


写真3 受信側の様子



写真4 ベッドサイド学習セット

【前籍校とのつながり】

入院で病院内にある学校・教室で学習している子供にとって、前籍校（地元の学校）とのつながりは、心を励ます支えになります。また、日頃から前籍校と交流することや、学校間で子供の様子や学習状況等を共有しておくことで、地元の学校に、退院後に必要な配慮事項を理解してもらいやすくなります。

- ・遠隔教育の実施にあたり、学校と子供の病状や心境に応じた参加の仕方や活動時間を調整した。〈秋田〉
- ・必要機材の提供や機器設置と調整等について、市教育委員会や大学と連携し、遠隔教育を実施した。〈秋田〉
- ・特別支援学校のセンター的機能の取組として地元校に ICT 機器等を貸し出し、同時双方向型授業配信による授業を実施した。〈神奈川〉
- ・施設入所のため、特別支援学校（病弱）に転入した生徒を対象に、復学に向けたスムーズな移行として、定期的に Web 会議システムを活用して、前籍校とつないだ。〈神奈川〉
- ・文化祭を前籍校からの配信により視聴した。リモートカメラを設置することで見たいところをフォーカスしたり、視界を左右に自由に動かしたりすることができた。〈京都市〉
- ・タブレット型端末の Web 会議アプリを活用して交流及び共同学習を実施した。〈宇部市〉
- ・他府県からの入院等により前籍校が遠隔地にある場合、病院と前籍校を web 会議システムでつないでケース会議を実施し、管理職や担任以外の児童生徒の指導に関わる教員も参加して情報を共有することができた。〈京都市〉
- ・前籍校と病院をテレビ会議でつないでケース会議を実施する等、退院後に児童生徒が前籍校に復帰するに当たっての支援を行った。〈京都市〉
- ・ビデオレターによる前籍校との交流を実施した。〈宇部市〉

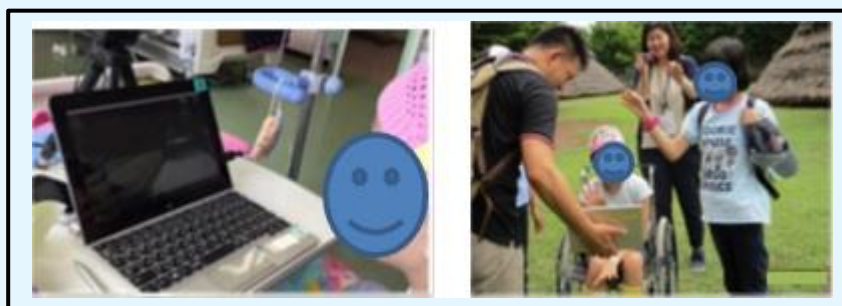
【学習の機会の保障】

病気の子供は、病気や治療上必要な生活規制のために、日常生活や学校生活上の様々な経験が不足しがちです。主治医等、関係者と調整を図っても直接的な体験が難しい場合には、ICT を活用するなどして、参加・体験できないが工夫することが求められます。

- ・治療等により病院から外出できない児童生徒と遠足先の博物館をつないで中継した。遠足の場면을共有でき、クラスメートとの一体感につながった。〈神奈川〉
- ・校外へ出かけられない児童と校外学習先をつなぎ、他校の児童とともに伝統工芸について学ぶ環境を設定した。職人からの指導を受け、実際に病棟で製作を行った（写真5）。〈神奈川〉
- ・高校のサマーセミナーの英語のスピーチコンテストで、Web 会議システムでつないでみんなの前でスピーチをすることができた。〈京都市〉
- ・街頭に出て外国人にインタビューする取組では、クラスメートがタブレットを持って移動し、当該生徒もタブレットを介して遠隔でインタビューに参加することができた。〈京都市〉



写真5 病棟と校外学習先をつないだ学習



特別支援学校（病弱）本校の校外学習先と分教室ベッドサイドをつないだ様子

【進路についての支援】

入院が必要な子供の進路について支援するにあたっては、学習の状況や今後必要になる生活規制等の配慮面など、現在在籍する学校と保護者だけでなく、入院後もしくは退院後に在籍する学校、主治医等と情報を共有しながら進めることが必要になります。

- 前籍校教員は進路懇談のために病院を訪ねることは難しく、主治医の空き時間も限られていたため、Web 会議システムを使用し、関係者それぞれの空き時間 30 分を活用してカンファレンスを実施した。主治医からの情報を学校及び前籍校が正確に共有でき、生徒の進路の実現に向けて医療と教育が同じ方針の下で対応していくことが可能となった（写真6）。〈京都市〉



写真6 Web 会議でのカンファレンス

【集団活動・コミュニケーションの場の設定】

病院にある学校・学級では、子供が少人数であることが多く、また生活規制のため集団での授業に参加できないこともあります。学びを深めたり、社会性を養ったりするためにも、ICT 等を活用し、子供同士の対話の機会を増やす工夫が求められます。

- ベッドサイドで個別学習をしている児童生徒と病棟の児童生徒とを Web 会議システムでつなぎ、集団活動の場面を設定した。〈神奈川〉
- 病院施設内の2つの教室と病室のベッドサイドとを Web 会議システムでつなぎ、選挙管理委員による生徒会役員選挙や生徒会活動の説明を実施した。〈神奈川〉
- 病院施設内教室と病室とを Web 会議システムでつなぎ、病室の生徒が教室で行われている実験に画面越しに参加することで、同じ実験を体験できるようにした。病室から教室にあるテレプレゼンスロボットを操作し、実験の様子や板書等、病室の生徒が見たいところを主体的に見られるようにした。また、教室にいる生徒が実験による変化の様子を発表する際は、教室内の生徒だけでなくタブレット型端末に向けても発表するよう促すことで、同じ授業を受けている意識を持つことができた。〈愛知〉
- 月1回、複数の病院に設置している分教室を Web 会議システムでつなぎ、校内集会を実施した。集会そのものの楽しさはもちろん、「同じように入院治療をしながら学んでいる子供たちのつながりの場」という意味でも、所属感や安心感を得られる取組となっている。〈京都市〉
- 病棟学習室と教室をつなぎ、画面を通して実体顕微鏡を使い、メダカの受精卵の観察をする授業を実施した。また、児童同士による意見交換も行った。〈神奈川〉
- 本校と病院施設内教室双方でグループを形成し、ロボットの組立てや課題に沿ったプログラミングを実施した。互いの進捗状況をタブレット端末やテレプレゼンスロボットを用いて確認し合い、成果を発表した。それぞれのグループが意識して協力する姿が見られ、集団活動の幅が広がった。自立活動として位置付けることにより、コミュニケーション能力の向上やより良い人間関係の形成を図ることをねらいとして指導することができた。〈愛知〉
- 月に1回の頻度で、本校と、本校と隣接する病院施設内教室、その他の病院施設内教室の3か所を Web 会議システムでつないで学部集会を行った。本校と病院施設内教室ではスクリーンに映像を映し、隣接する病院ではテレビに映した。自己紹介や互いに考えたゲームの企画・運営、文化的行事や総合的な学習の時間で取り組んでいる内容を紹介し合うなど、時期によってさまざまな活動を行った。集団での学習により生徒同士のコミュニケーションが活発で、自分の役割に責任感を持って取り組む様子が見られた。〈愛知〉
- 授業の進め方のルールを学ぶことができたほか、友達とのやりとりも行っていったことで、円滑な復学となった。〈青森〉
- 国語の学習として、Web 会議システムでつないで学部集会を行った。本校と病院施設内教室ではスクリーンに映像を映し、隣接する病院ではテレビを通して意見を交換し、インターネット上でブレインストーミングのような形でノートのやりとりができるソフト・アプリも活用して視覚的にお互いの意見を交換することができた。〈京都市〉
- 2つの病棟学習室をテレビ会議システムでつなぎ、毎日、朝の会を行うことにより、同じ学校の仲間としての意識を高めることができた。また、ベッドサイドで学習する児童生徒においては、映像で相手とリアルタイムで交流できるようになり、孤独感や病気に対する不安感を軽減させることにつながった。〈神奈川〉

入院中

【自己肯定感を高めるために】

病気で生活規制が必要なため成功体験や自己肯定感が不足・低下していたり、受け身になりがちになったりする子供の授業を考える際には、ICT等を活用し、学ぶことに興味や関心がもてるようにすることや、自分で選択・活動し、達成感を得られるように工夫することが大切です。

- 主体的に見たい方向に遠隔操作できるカメラを使うことで、授業への参加意識を高めることができた。〈青森〉

【心理面のケア】

病気への不安や入院・治療のため家族や友達と離れた孤独感などから、心理的に不安定になっている子供にとって、友達とつながる時間を設けることは、心理的な安定だけでなく、治療や学習への意欲向上にもつながります。子供の心理状態を把握し、ICT等を活用して、効果的に友達とつながる機会を設けることが大切です。

- Web会議システムで前籍校とつなぎ、画面に映る友達や先生、教室の様子を見て、入院前と変わらないと確認し、安心できたことで、心理的な安定につながった。〈青森〉
- 月1回、各分教室をWeb会議システムでつなぎ、集会を実施した。病状等により集会に出席できない子供たちもベッドサイドから参加し、孤独感の解消にもつながった（写真7）。〈京都市〉
- 当該生徒は入院前の前籍校で生徒会の役員をしており、生徒会活動を配信でつなぐことが心の安定につながった。生徒会の引継ぎ式を配信でつなぎ、臨場感を感じられるよう、引継ぎ式の最後に花道を退場する際には、担任がタブレット型端末を手にして花道を通った。〈京都市〉

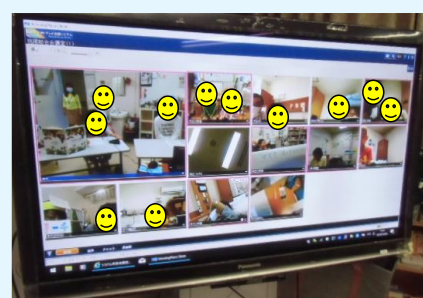


写真7 Web会議システムを使った集会

【関係者間の情報共有】

ICT等を活用し、病気の子供の学習や生活を支援するため、関係者が情報を共有しながら対応することが必要になります。Web会議システム等を使用することで、病院から離れた場所にある前籍校の教員等も参加しやすくなります。

- 前籍校教員は進路懇談のために病院を訪ねることは難しく、主治医の空き時間も限られていたため、Web会議システムを使用し、関係者それぞれの空き時間30分を活用してカンファレンスを実施した。主治医からの情報を学校及び前籍校が正確に共有でき、生徒の進路の実現に向けて医療と教育が同じ方針の下で対応していくことが可能となった。〈京都市〉
- 校内委員会において組織化し、本校の小学部・中学部の各部や各病院単位でグループを形成し、必要に応じて適宜連絡・調整をしながら本校と病院施設内教室との同時双方向型の通信等を行った。また、機器の整備計画や整備状況を適時報告して次の実践に生かし、試行錯誤しながら改善を図った。〈愛知〉

退院後

【学習の機会の保障】

退院し地元の学校に戻ったとしても、体調不良、感染症の予防等のため登校できないことがあります。学習の空白をできる限り作らないためにも、自宅から授業を受けられる環境を整えることが大切です。退院する前から地元の学校とWeb会議システム等でつながる取組をしておくことで、退院後も自宅と学校をつなげる環境を整えやすくなります。

- 前籍校から技術のプログラミングの授業を配信してもらい、自宅で授業を受けることができた。これにより、復学への見通しを持つとともに、復学後に体調が悪くて登校しにくい日には配信という形で学習できることを知ってもらえる機会となった。

集団での学び 主体的な学びを保障
～分教室と本校をテレビ会議でつないで～

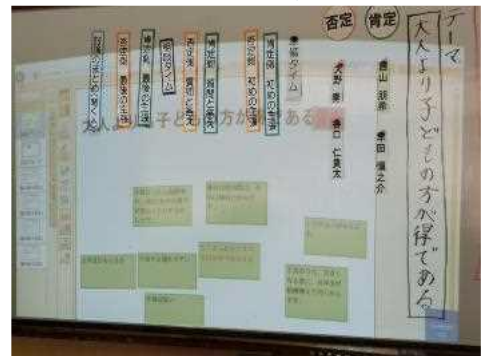
6年生の国語の単元「学級討論会をしよう」は、「討論会の話題にそって、互いの立場や意図をはっきりさせながら、疑問点を整理して自分の意見を言ったり、話し手の意図をとらえながら聞いたりして討論することができるようにする」ことをねらいとしている。

病院分教室の6年生の在籍が1名であったため、本校6年生の学級と病院分教室をテレビ会議でつなぎ、本単元の学習を行った。

【取組の様子】

討論会は次のような流れで行った。

- ・テーマに対し、肯定グループと否定グループに分かれ、一人ひとりの意見をネット上のノートに書き込む。
- ・書き込んだ内容をもとに主張の内容や順番などを相談する。
- ・それぞれのグループが主張と質疑応答を行う。
- ・前半の討論をもとにグループで意見をまとめ、最後の主張を行う。
- ・参観者（分教室、本校の教員）が討論についての講評を述べ評価する。



※合同の討論会の前に、本校だけで別のテーマで討論会を行い、分教室児童はその際の討論の方法をネット上のノートなどを見て把握するようにした。

【使用機器・システム】

本校	病院分教室
電子黒板	電子黒板
コンピュータ	コンピュータ
タブレット PC	タブレット PC
Web カメラ	Web カメラ
マイクスピーカー	マイクスピーカー
USB 延長ケーブル	USB 延長ケーブル
プロジェクター（ホワイトボードに投影）	
テレビ会議システム	
協働学習システム（ノートをネット上で共有し同時共同編集が可能）	

その他

リーフレット等を使った情報発信や書類の整備等



入院前

- 短期在籍者の転学に係る個別の教育支援計画、評価、学習の記録等の様式を見直し、書類を簡略化した。〈愛知〉
- 小・中学校等の教員を対象にして、入院に際して学習支援を受けるための具体的な手続きの他、同時双方向型授業配信を実施するための留意事項等に関するリーフレットを作成した。〈青森〉
- 医師や看護師、特別支援学校分教室職員の意見を取り入れ、入院高校生への学習支援の流れを示した説明資料を作成したことにより、必要な手続きと役割分担が明確になった。〈栃木〉
- 入院中の教育について周知するため、ポスターを作成し、県内全ての小・中学校に掲示用として配布した。〈山梨〉
- 教職員のための入院児童生徒ガイドブック（リーフレット）を作成し県内の全教職員に配布した。〈山梨〉
- 転校時や連携時のフロー図の確認や書類の整合性を図るなど、連携のためのツール等を整備した。〈山梨〉
- 復学支援マニュアルを作成。入院児童生徒の復学支援を「入院時」「入院中」「退院時（退院後も含む）」の3つの時期に分け、関係者（原籍校教員、病院内特別支援学級教員、保護者、本人、医療関係者）がいつの時期にどんな支援をすれば良いのかを分かるようにした。〈岐阜〉
- 病院施設内教育についてのポスターやパンフレットなどを病院内で掲示、配付したことにより、小児科病棟以外に入院加療する児童生徒や保護者にも、教育の場の情報を提供することができた。〈山梨〉
- 病院ホームページに「病院施設内の教育」について掲載をしてもらった。〈山梨〉
- 高校生や保護者へ入院中の教育支援の概略を伝えるリーフレットやポスターを作成、配付した。また、医師や看護師等が病院内の会議にて周知を図ったことで、小児科以外の診療科にも事業を周知することができた。〈栃木〉
- リーフレットを作成・活用し、市町村教育委員会をはじめ、小・中学校、保護者、病院等に対して転学等の仕組みや指導・支援等の手立てについて理解啓発を図った。〈青森〉

入院中

- 病院内の掲示板を活用し、児童生徒の学習の様子を伝えたり、病院施設内教育の行事に病院関係者を招待したり、病院行事へ病院施設内教育の関係者が参加したりと、様々な機会に協働し情報共有をすることで、連携の強化を図った。〈京都市〉

退院後

- 「復学支援シート（注釈：復学時に記入する連携のためのシート）」をケースに合わせて作成し、連携ツールとした。カンファレンスが実施できない場合にも、病院、前籍校、保護者をつなぐツールとした。〈山梨〉
- 退院後1ヶ月を目処に、地元校・保護者・本人に復学支援アンケートを実施し、本人が回復状況から学校生活に不安を持つ事例等、必要に応じて対応を助言した。〈青森〉

リーフレット等について

教育委員会や教育センター、特別支援学校（病弱）等では、病弱教育についてのリーフレット等が作成されています。児童生徒や保護者、地域の小・中・高等学校等に向けたものが多く、内容としては、以下の内容のものが作られています。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| I. 病弱教育についての理解啓発 | IV. 転入学の手続き |
| II. 病院にある分校・分教室・特別支援学級の紹介 | V. 復学支援、退院後の支援 |
| III. 入院中の学習保障の紹介 | VI. その他 |



①入院している児童生徒への学習支援ガイド〈青森県〉

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/nyuuingaido_syukusyoubann.pdf

②病気や入院中だからこそ学習保障を！〈青森県〉

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/gakusyuuhosyou.pdf>

③病気の子供への支援ガイド〈秋田県〉

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10637>

④病気の子供への支援ガイド (Part.2) 〈秋田県〉

https://www.mext.go.jp/content/20200217-mxt_tokubetu01-000004662-09.pdf

⑤入院中の高校生の皆さんへ〈栃木県〉

http://www.tochigi-edu.ed.jp/okamototoku/nc2/?page_id=111

⑥病気の子どもや入院している子どものための支援ハンドブック〈福島県〉

https://special-center.fcs.ed.jp/cabinets/cabinet_files/download/154/a122935b750760438aaa729123ab2860?frame_id=189

⑦病気の子どもや入院している子どもの支援ガイド〈福島県〉

https://special-center.fcs.ed.jp/cabinets/cabinet_files/download/117/d9fdd4451e31c9bd485f311e5f01bf7d?frame_id=111

⑧「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」報告書〈神奈川県〉

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/hk2/cnt/f6722/index.html>

【配布先】

- 小・中学校、高等学校、特別支援学校 ○教育事務所 ○市町村教育委員会
 ○医療機関(小児科以外の別の病棟含む) ○保健福祉事務所 ○医療ソーシャルワーカー協会

域内全ての機関に配布しているケースや、病院内に設置したり、入院時に必要書類と共に配布をしたりするなど、入院児童生徒等への教育保障体制を充実させるため、配布等にも工夫がされています。

<p>⑨</p> 	<p>⑩</p> 	<p>⑪</p> 	<p>⑫</p> 
<p>⑬</p> 	<p>⑭</p> 	<p>⑮</p> 	<p>⑯</p> 

⑨入院中にも学べる場所があります「教職員のための入院児童生徒支援ガイド」〈山梨県〉

https://www.mext.go.jp/content/20200217-mxt_tokubetu01-000004662-19.pdf

⑩復学支援マニュアル 〈岐阜県〉

https://www.mext.go.jp/content/20200217-mxt_tokubetu01-000004662-24.pdf

⑪京都市の病弱教育（京都市立桃陽総合支援学校）〈京都市〉

https://www.mext.go.jp/content/20200217-mxt_tokubetu01-000004662-33.pdf

⑫分教室案内（京都市立桃陽総合支援学校）〈京都市〉

https://www.mext.go.jp/content/20200217-mxt_tokubetu01-000004662-34.pdf

⑬訪問教育（京都市立桃陽総合支援学校）〈京都市〉

https://www.mext.go.jp/content/20200217-mxt_tokubetu01-000004662-35.pdf

⑭高校生の学びの支援（京都市立桃陽総合支援学校）〈京都市〉

https://www.mext.go.jp/content/20200217-mxt_tokubetu01-000004662-36.pdf

⑮入院児童生徒前籍校配布用リーフレット（京都市立桃陽総合支援学校）〈京都市〉

https://www.mext.go.jp/content/20200217-mxt_tokubetu01-000004662-37.pdf

⑯院内学級パンフレット 〈宇部市〉

https://www.mext.go.jp/content/20200217-mxt_tokubetu01-000004662-42.pdf

入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の趣旨

平成 24 年 7 月に、中央教育審議会初等中等教育分科会においてとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」においては、「（子供が）病院に入院した際は、病院に併設されている学校、あるいは、病院内に設けられた学校や学級に転校等を行わなければ正式には、当該学校等の教育を受けることができない。退院すると以前在籍していた学校に戻ることで、近年は入院が短期化していること、退院しても引き続き通院や経過観察等が必要なため、すぐに以前在籍していた学校に通学することができない子供が増えていること等を踏まえ、特別支援学校、病院内に設置された学級と在籍していた学校における転学手続の運用等を一層柔軟にしていくことを検討すべきである。」との指摘がなされており、長期にわたり又は継続的に入院する児童生徒等（以下「入院児童生徒等」という。）への教育的ニーズの把握及び支援を行う体制を構築することは喫緊の課題となっている。

また、平成 26 年 5 月の児童福祉法の一部改正に伴う参議院附帯決議では「児童福祉法の基本理念である児童の健全育成を着実に実施するため、長期入院児童等に対する学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保等に係る措置を早急かつ確実に講ずること。」と規定された。

附帯決議を受けて実施した「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」の結果、長期にわたり入院した児童生徒の約 4 割には、様々な理由により在籍校による学習指導が行われていないことが明らかになった。

これらの状況を踏まえ、入院児童生徒等に対する、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して切れ目のない教育を行う体制の構築方法についての研究を実施する。

研究内容

（ア）在籍校から病院に入院した児童生徒に対して、当該病院の所在する教育委員会等と在籍校を所管する教育委員会等の継続した連携方法の構築に関する研究、（イ）後期中等教育を受ける入院生徒が、退院後に復学又は転学を円滑に行えるよう、関係機関の連携方法構築に関する研究、（ウ）入院児童生徒等への復学又は転学を見据えた指導内容・評価等に関する研究、（エ）入院児童生徒等に対するタブレット端末等 ICT 機器及び通信機器等の有効な活用方法の研究、（オ）入院児童生徒等への復学又は転学を見据えた交流及び共同学習に関する研究

受託した教育委員会

平成 28 年度

青森県・秋田県・福島県・神奈川県・高知県・京都市

平成 29 年度

青森県・秋田県・福島県・神奈川県・山梨県・高知県・京都市

平成 30 年度

青森県・秋田県・栃木県・神奈川県・山梨県・愛知県・岐阜県・京都市・宇部市

文部科学省ホームページ【入院児童生徒等への教育保障体制整備事業 成果報告書】

平成 28 年度

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h28/1398201.htm

平成 29 年度

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h29/1409793.htm

平成 30 年度

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h29/1409793_00001.htm

〈問い合わせ先〉

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 病弱班

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

TEL：046-839-6803

（令和3年7月発行）

病気療養等により支援が必要な児童生徒のための

遠隔教育

Q&A



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

令和3年7月

はじめに

病院等において疾病により療養を継続している児童生徒の学習を保障するために、インターネットを介した同時双方向通信による学習活動の有効性が、文部科学省「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」によって示されました。また、平成30年9月20日付けで、文部科学省初等中等教育局長から、「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」が示されました。これにより、小・中学校（小・中学部含む）の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合においても出席扱いとすることができるほか、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師以外の看護者（保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等）を配置することによって当該教科等の評価に反映することができるようになりました。このことから、病気療養児童生徒に対するインターネットを介した同時双方向通信による学習活動が積極的に推進されるものと考えられます。

しかし、各自治体や学校においては、インターネットの回線の整備や必要な機器の準備・設定に課題があったり、実際に遠隔による授業を行うための知識を有する教員が未だ少なかったりする現状が見受けられます。

これらの課題を踏まえ、本研究所の教材・教具班と病弱班が協働し、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の特別支援教育調査官の協力を得ながら、この度「病気療養等特別な支援を要する児童生徒のための遠隔教育 Q&A」（以下、遠隔教育 Q&A）を作成しました。

本遠隔教育 Q&A は、初めて遠隔教育を実施しようとする学校の校長等管理職、特別支援教育コーディネーター、校内の情報教育担当教員、病弱・身体虚弱特別支援学級（院内学級含）担任が、遠隔教育を進める上で直面する、制度や機器設定に関する疑問や質問を想定し、それに答える形で作成しました。

本遠隔教育 Q&A によって、一人でも多くの病気療養児病気療養児の学びが保障されることを心から願っています。

もくじ

【基礎編】

- Q1 遠隔教育の意義は何ですか。 … 1
- Q2 これまでに出されている病気療養児に対する遠隔教育に関する通知を教えてください。 … 2
- Q3 病気療養児に対して、受信側に教員を配置せずに遠隔教育を実施しても、授業に出席したことになりますか。 … 3
- Q4 平成30年9月通知等を踏まえて遠隔教育を始めたいのですが、「病気療養児」とはどのような状態の児童生徒のことですか。 … 4
- Q5 高等学校の病気療養児に対して遠隔教育を行いたいのですが、令和元年11月の通知に示されている「病室等において、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒」とは、どのような状態の生徒のことですか。 … 5
- Q6 高等学校の病気療養児に対して、オンデマンド配信での教育を考えているのですが、必要な手続きはありますか。 … 6
- Q7 特別支援学校高等部の訪問教育の中で、同時双方向型とオンデマンド型の遠隔教育を行う予定ですが、オンデマンド型の遠隔教育についても、修得単位数等の上限が撤廃になったのですか。 … 7

【入院前 - 準備編 - 】

- Q8 遠隔教育を始めたいのですがどのようにすればよいですか。 … 8
- Q9 病院との間で、誰と何をどのように話し合えばよいですか。 … 9
- Q10 病院側から実施が困難であるとの回答があった場合どのように対応したらよいですか。 … 9
- Q11 遠隔教育の実施について、保護者に何をどのように説明すればよいですか。 … 10

Q12	遠隔教育実施について本人には、何をどのように説明すればよいですか。	…10
Q13	在籍している学級の児童生徒には、どのように伝えればよいですか。	…11
Q14	学校内の教職員には、どのようにコンセンサスを図ればよいですか。	…11
Q15	設備・機器は何を準備すればよいですか。	…12
Q16	どのようなアプリを使用するとよいですか。また、コストはどのくらい掛かりますか。	…12
Q17	設備の整備に係る費用は誰が負担しますか。	…13
Q18	病院内の Wi-Fi を使用させていただける場合、注意することは何ですか。	…13
Q19	対象児童生徒本人が遠隔教育をやめたい、もしくは映像を見られたくないといった場合、どのように対応すればよいですか。	…14
Q20	学校の準備として必要なことは何ですか。	…15
Q21	学級担任として、準備することはありますか。	…15
Q22	特別支援教育コーディネーターとして、準備することはありますか。	…16
Q23	養護教諭として、準備することはありますか。	…17
Q24	遠隔教育に関する指導のアドバイスなどは誰に依頼するとよいですか。	…17

【入院中 - 実践編 - 】

Q25	入院中の遠隔教育実施について、病院内で教員がずっとついていないといけませんか。	…18
Q26	遠隔教育に係る学習の評価はどのように行いますか。	…18

- Q27 異なる学校の同学年児童生徒が入院している場合、各学校の学習進捗が同じなら一緒に遠隔教育を行ってもよいですか。 …19
- Q28 そばについている対応者は対象児童生徒の質問等に答えたり、指導を行ったりしてもよいですか。 …20
- Q29 テストを行うときにはどのように実施したらよいですか。 …20

【退院後 - フォロー編 - 】

- Q30 退院後も自宅療養になった場合、遠隔教育を実施することは可能ですか。 …21
- Q31 自宅等で遠隔教育を行う際に準備する機器・設備はどのようなものがありますか。 …21
- Q32 自宅等で遠隔教育を行う場合、誰かが必ず付き添う必要がありますか。 …22
- Q33 自宅で通信等の機器トラブルが起こった場合、どのように対処すればよいですか。 …22
- Q34 登校して教室で授業を受けられるようになった際に気を付けることは何ですか。 …23
- Q35 自宅療養時における遠隔教育の場合、授業の実施の可否はどのように判断したらよいですか。 …23

基礎編

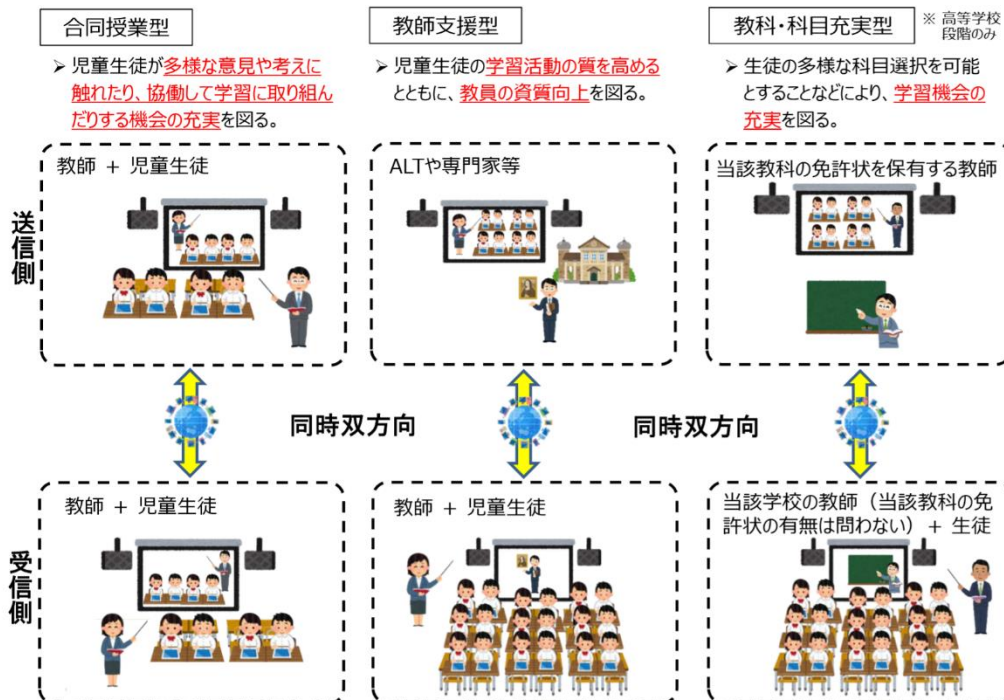
Q1 遠隔教育の意義は何ですか。

遠隔教育では、距離にかかわらず相互に情報の発信・受信のやりとりができる双方向性を生かして、在籍校からの授業配信や前籍校との合同授業の実施など、教員の指導や児童生徒の学習の充実に繋げることができます。本遠隔教育 Q&A は病気療養が必要な児童生徒に対する遠隔教育に関して説明しています。

なお、文部科学省が示している遠隔教育の類型は図1のとおりです。



図1 遠隔教育の類型



Q2 これまでに出されている病気療養児に対する遠隔教育に関する通知を教えてください。

代表的な通知は以下のとおりです。

【小・中学校段階】

◆30 文科初第 837 号「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（平成 30 年 9 月 20 日）

【高等学校段階】

◆27 文科初第 195 号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」（平成 27 年 4 月 24 日）

◆27 文科初第 289 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（平成 27 年 4 月 24 日）

◆元文科初第 1114 号「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」（令和元年 11 月 26 日）

◆2 文科初第 259 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和 2 年 5 月 15 日）

◆2 文科初第 1818 号「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）」（令和 3 年 2 月 26 日）

これらの通知において、病気療養児についても示しています。

その他、関連する資料等については、巻末に示していますので参照してください。

Q3 病気療養児に対して、受信側に教員を配置せずに遠隔教育を実施しても、授業に出席したことになりますか。

小・中学校段階の場合は、病気療養児に対して同時双方向型授業配信を行った場合は、受信側に教員が配置されていなくても指導要録上は出席扱いとすることができます。ただし、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる者（以下、対応者）がそばにいる体制を整えることが必要です。

【参考通知】

◆30 文科初第 837 号「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（平成 30 年 9 月 20 日）

高等学校段階の場合は、平成 27 年度に遠隔教育について制度化されており、令和元年 11 月の通知により、病気療養中等の生徒については、受信側の教員の配置は必ずしも要しないこと、となりました。

【参考通知】

◆元文科初第 1114 号「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」（令和元年 11 月 26 日）

◆2 文科初第 1818 号「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）」（令和 3 年 2 月 26 日）

Q4 平成30年9月通知等を踏まえて遠隔教育を始めたいのですが、「病気療養児」とはどのような状態の児童生徒のことでしょうか。

この通知の留意事項では、「本取扱いにおける病気療養児に該当するかどうかの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成26年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ30日以上の欠席という定義を一つの参考、小・中学校等又はその管理機関が行うこと。」としています。

「年間延べ30日以上の欠席という定義を一つの参考としつつ」とありますが、30日以上の欠席がなければ該当しないということではありません。30日以下の欠席であっても、遠隔教育が必要であると小・中学校や教育委員会が判断すれば、対象となります。

※令和3年6月に「教育支援資料」の内容について改訂され、「障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」と名称が改定されましたが、病気療養児の扱いについては、変更されていません。

Q5 高等学校の病気療養児に対して遠隔教育を行いたいのですが、令和元年11月の通知に示されている「病室等において、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒」とは、どのような状態の生徒のことでしょうか。

2 文科初第 259 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和 2 年 5 月 15 日）では、以下の様に示されています。

第 3 留意事項

1. 施行規則第 96 条第 2 項及び第 133 条第 2 項の規定の、生徒が疾病による療養のため又は障害のため長期欠席状態にあるか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が義務教育段階における就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成 26 年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ 30 日以上の欠席という定義を一つの参考としつつ、学校又はその管理機関が行うこととすること。
2. 施行規則第 96 条第 2 項及び第 133 条第 2 項の規定の、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生

徒としては、例えば病院で治療を受ける生徒や、障害児入所施設でリハビリテーションを受ける生徒等が考えられるが、自宅で療養をする生徒であって、風邪等の一時的な疾病により療養する生徒等は原則として認められないこと。

「年間延べ 30 日以上の欠席という定義を一つの参考としつつ」とありますが、30 日以上の欠席がなければ該当しないということではありません。30 日以下の欠席であっても、遠隔教育が必要であると高等学校や教育委員会が判断すれば、対象となります。

Q6 高等学校の病気療養児に対して、オンデマンド配信での教育を考えているのですが、必要な手続きはありますか。

27文科初第289号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」(平成27年4月24日)では、高等学校において、病気療養児を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合、特別の教育課程を編成して教育を実施することができることとされています。

また、「この特別の教育課程において、通信の方法を用いた教育を行う

必要があると文部科学大臣が認める場合には、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示）第1章第7款に定める各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の取扱い等に準じ特別の教育課程を編成すること。」と示されています。

高等学校において特別の教育課程を編成する場合、文部科学大臣の指定が必要となります。オンデマンド配信での教育においても、その手続きが必要となります。

必要な手続きについては、以下の Web ページを参考にしてください。

不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項等

<平成27年4月24日付け 文部科学省初等中等教育局長通知>

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1359821.htm

Q7 特別支援学校高等部の訪問教育の中で、同時双方向型とオンデマンド型の遠隔教育を行う予定ですが、オンデマンド型の遠隔教育についても、修得単位数等の上限が撤廃になったのですか。

令和2年4月1日付学校教育法施行規則の改正は、同時双方向型の遠隔教育に対する要件の緩和となりますので、オンデマンド型の授業によるものは、全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の2分の1未満であるという考え方は、変わっていません。

入院前 - 準備編 -

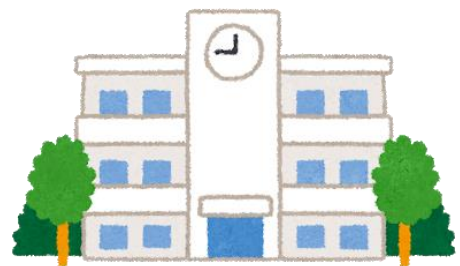
Q8 遠隔教育を始めたいのですがどのようにすればよいですか。

遠隔教育を始める場合、学校と児童生徒本人、保護者、医療機関等が連携しながら進める必要があります。

学校においては、対象となる児童生徒や保護者の意向を踏まえた上で、学級担任が特別支援教育コーディネーター等と連携して、管理職を交えて検討します。必要があれば、地域の病弱教育を担う特別支援学校や地域の教育センター等へ相談しましょう。

特別支援教育の推進には校長のリーダーシップが欠かせないことから、校長が特別支援教育コーディネーター等に対して本件の対応に当たるよう指示することにより、関係者との円滑な連携につながることもなります。

学校の通信状況等に課題がある場合は、情報教育担当の教育委員会担当課に相談する必要もあります。



Q9 病院との間で、誰と何をどのように話し合えばよいですか。

まず保護者の了解を得て、医療機関と連絡を取りましょう。特に主治医、当該病院の医療コーディネーター等の相談担当者と相談し、遠隔教育が児童生徒の健康上問題がないか等をよく相談する必要があります。情報共有を進めながら、可能であるならば、病院のカンファレンスに参加するなどし、遠隔教育を開始する状況を整えましょう。

Q10 病院側から実施が困難であるとの回答があった場合どのように対応したらよいですか。

個人情報に関係することや、通信ネットワークの設備などの状況に関すること等により、当該病院での実施が困難である場合は、教育委員会に相談してみましょう。必要に応じて病院側への説明や具体的な改善策などについて相談をしてもらうとよいでしょう。

児童生徒の病状等によっては遠隔教育に適していないこともあります。その場合は、適宜病院側と相談し、病状等に応じた適切な教育方法について検討し、計画を立てるようにしましょう。



Q11 遠隔教育の実施について、保護者に何をどのように説明すればよいですか。

学校として実施可能な支援について、児童生徒本人や保護者に情報提供しましょう。また、当該病院や通学している学校での遠隔教育の適用例についても適切に伝える必要があります。同時に、病気



療養中であり、児童生徒の病状や治療の状況を踏まえ、授業の計画等を変更することが有りうること、授業を受けるためには、体調管理が必要であることを伝えることが大切です。その上で、児童生徒の心身の状況に応じて、できることを検討することが大切であることも確認しましょう。

Q12 遠隔教育実施について本人には、何をどのように説明すればよいですか。

最初に、児童生徒自身の希望、病状等を確認し、保護者への説明と同様に、まず現在実施可能な体制や病院ができる支援について情報提供しましょう。また、遠隔教育を受けた場合や受けなかった場合の学習支援についても、児童生徒の病気や発達段階等の状況に応じて伝える必要があります。何より最優先するべきは、児童生徒本人の希望や気持ちに耳を傾けることです。

Q13 在籍している学級の児童生徒には、どのように伝えればよいですか。

本人や保護者以外が説明する場合は、話す時期や話す内容については本人や保護者の許諾を得ることが必要です。その上で、プライバシーに留意しながら、当該児童生徒の状況や遠隔教育の具体について説明しましょう。説明する際に、児童生徒が理解しやすいように、発達段階に応じた配慮も必要です。

本人、保護者の希望により、入院時に支援を行っていた特別支援学校（病弱）のセンター的機能を活用し、特別支援学校（病弱）の教員が説明したり、病院関係者が病状の説明をしたりする場合があります。

通信技術の進歩によって教室が病院にも広がり、当該児童生徒と一緒に勉強できるようになったと伝えることが基本的な姿勢だと思われます。

（当該児童生徒が学級のみんなに顔を見せることを拒否している場合はQ20を参照のこと）

Q14 学校内の教職員には、どのようにコンセンサスを図ればよいですか。

校長の指導の下、取組についての基本的な情報について共有しておく必要があります。他の学級の教員や担任している児童生徒からも様々な質問が出る可能性があります。その際、全学校職員が答えられるようにしておくことが大事です（校内の体制についてはQ21参照）。

Q15 設備・機器は何を準備すればよいですか。

基本的な仕組みとして、カメラとマイク機能が搭載されたパソコン又はタブレット型端末と、送信側、発信側それぞれに通信環境（校内LANやWi-Fiルーター等）が整っていれば可能です（図2参照）。

準備を行う際に、まずは発信側の活動の様子や板書が受信側に明確に見えること、授業を行う教員の声ははっきりと聞こえ、受信側からの発言等も発信側に聞こえているかを確認することも大事です。

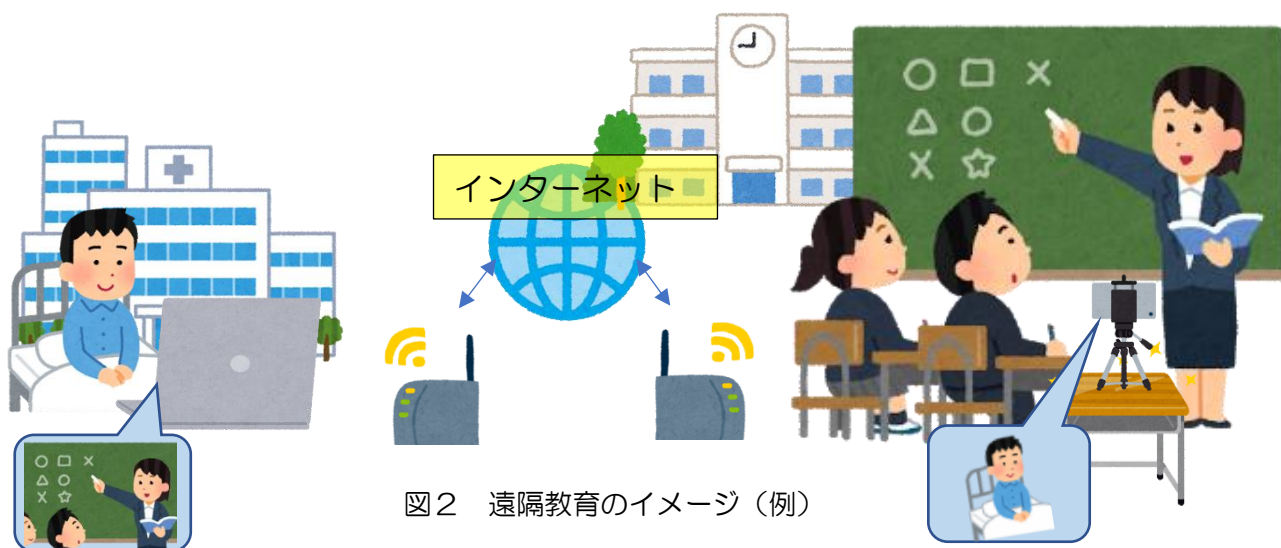


図2 遠隔教育のイメージ（例）

Q16 どのようなアプリを使用するとよいですか。また、コストはどのくらい掛かりますか。

タブレット型端末の機種によっては、初期設定でビデオ通話アプリがインストールされている物もあります。インターネットに接続できる環境があれば無料で使用できる場合もあります。最近では様々なビデオ通

話アプリがあり、有料または無料、その他の機能についても異なります。
まずは使用する環境等を考慮して、その中でもっとも使いやすい物から
使いましょう。

教育委員会、病院、学校等ですでに決められたアプリがある場合もある
ので相談してみましょう。

Q17 設備の整備に係る費用は誰が負担しますか。

基本的には設置者である教育委員会が負担します。しかし、それぞれの
自治体の状況によっては条件整備、予算等に違いがあります。まずは教育
委員会に問い合わせましょう。

Q18 病院内の Wi-Fi を使用させていただける場合、注意することは
何ですか。

病院の持つ通信環境にマイナスの影響（※セキュリ
ティの問題や通信速度の低下等）を与えないように
する必要があります。病院側の担当者と情報共有を
してください。



Q19 対象児童生徒本人が遠隔教育をやめたい、もしくは映像を見られたくないといった場合、どのように対応すればよいですか。

まずは、当該児童生徒の意思を尊重することが大切です。

児童生徒が何に問題を感じて、遠隔教育を望まないのかについて丁寧な聞き取りを行い、改善していくことが必要です。治療によって生じた身体的な変化について、教室にいる友達等に知られたくない場合は、教室側の映像と音声を受信できるようにだけにして、病院側の情報は音声だけを送信できるようにする等の工夫が可能です。



本人の心身の状況や意思等により、遠隔教育を続けることが望ましくなく、一時中断や中止した場合も、学習機会が保障されるように、他の学習支援を講じるようにしてください。



Q20 学校の準備として、必要なことは何ですか。

当該児童生徒の健康状態を考慮し、本人の希望を丁寧に聞き取った上で、遠隔教育の開始を検討しましょう。設備等については、教育委員会と相談し、整備を進める必要があります。

遠隔教育による学習の開始後、校長は担任から定期的な報告を受け、当該児童生徒の状況を把握することに努めましょう。特別支援教育についての校内委員会の場などで、必要に応じて学校全体で情報共有することが大切です。



Q21 学級担任として、準備することはありますか。

校長や特別支援教育コーディネーター等によって構成された特別支援教育についての校内委員会の中で、当該児童生徒に関する情報共有を行いましょう。

その上で、実際の授業において板書や発問等、遠隔教育に対応した工夫をすることが大切です。教室にいる児童生徒と同様に、当該児童生徒とのコミュニケーションを大切にし、学習を進めることが必要です。また、当該児童生徒の支援



について校内、保護者、関係機関等で情報を共有するツールの一つとして、個別の教育支援計画を作成しましょう。作成の際には校内の特別支援教育コーディネーターと相談しながら作成を進めましょう。

Q22 特別支援教育コーディネーターとして、準備することはありますか。

当該児童生徒と保護者から遠隔教育実施の希望が担任に示されたところで、特別支援教育コーディネーターは校内に検討チームを設置しましょう。そして場合によっては、本人、保護者、担任や教育委員会、病院等との調整を担当します。活用できる校内資源や地域資源を調べ、必要に応じて相談できるよう準備することも大切です。遠隔教育が開始されたら、具体的な課題等について、児童生徒と担任等の間を調整します。また、当該児童生徒の個別の教育支援計画の作成について学級担任から相談があった場合には、協力して作成しましょう。



Q23 養護教諭として、準備することはありますか。

当該児童生徒の健康状態、特に入院に至った疾患について病名などの個人情報の取扱いに注意しながら校内委員会等へ情報提供することが大事です。また、定期的に担任や児童生徒、保護者とコミュニケーションを図ることで健康面と併せて気持ちの面でサポートすることも必要です。



登校できるようになった際の、健康管理や教室環境等についても、主治医や学校医からの助言等を得ながら、学校としてできることを検討するように準備することも大切です。

Q24 遠隔教育に関する指導のアドバイスなどは誰に依頼するとよいですか。

遠隔教育を行うための基本的な校内体制作りや、実際の運用の手順については、地域の病弱教育を担う特別支援学校の地域支援を担当する窓口（特別支援教育コーディネーター等）に相談をしてみてください。（センター的機能の活用）人的配置や機器の配備に関する制度的な相談については、まずは教育委員会に問い合わせましょう。

入院中 - 実践編 -

Q25 入院中の遠隔教育実施について、病院内で教員がずっとついていないといけませんか。

小・中学校段階の場合は、受信側には必ずしも教員がついていなくても出席扱いとすることができます（Q4若しくは巻末資料の関連法令「30文科初等 837号『小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）』」参照）。また、高等学校段階における遠隔教育においても、受信側に必ずしも教員を配置することは要しないこととされています。

ただし、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（巻末資料の参考資料参照）に「学校と保護者が連携・協力し、児童生徒の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整える」と示されているように、児童生徒の健康状態を把握し、緊急時には医師や医療のスタッフと連携するといった対応ができる対応者がつく必要があります。

Q26 遠隔教育に係る学習の評価はどのように行いますか。

「同時双方向型授業配信においては、教師と病気療養児が互いにやりとりを行うこと。なお、病気療養児の状態によっては音声や文字のみによるやりとりも可能であること」（巻末資料「小・中学校等における病気療

養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」参照）とされています。また、「同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に病気療養児を訪問することにより、学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましい」（同上記資料）とされています。このような、日頃の授業や訪問によって把握した学習状況について、評価を行うことが基本となります。

学習の理解度を確認するために授業中にテストを行い、回答を書き込んでもらうなどの場合には、受信側にプリンターを設置したり、タブレット型端末で回答を書き込んでもらったりといった機器の活用も工夫として考えられます。

Q27 異なる学校の同学年児童生徒が入院している場合、各学校の学習進度が同じなら一緒に遠隔教育を行ってもよいですか。

配信側の教員は、当該児童生徒の籍のある学校の教員となります。受信側にも当該児童生徒の籍のある学校の教員が配置されていれば、遠隔合同授業を実施することは可能です。

一方、受信側に当該児童生徒の在籍する学校の教員が配置されず、異なる学校の教員から授業を配信されても、その場合は出席扱い等とはなりません。

遠隔合同授業を行う際も、送信側は一方的に授業を配信するのではなく、受信側の教員と事前に打ち合わせを行い、授業中においても教員と病

気療養児が互いにやりとりを行うことが必要です。

Q28 そばについている対応者は対象児童生徒の質問等に答えたり、指導を行ったりしてもよいですか。

遠隔教育の受信側に、教員ではなく、保護者や看護師等が対応する場合、基本的に健康管理と緊急時対応が中心となります。教育委員会や学校から派遣された学習支援員は自治体によりガイドラインで示されている職務が異なりますので、それに準じてください。

ただし、通信環境や機器の特性に由来する「読みにくさ」「聞き取りにくさ」など、基本的な学習環境作りへの対応は必要に応じて実施していただく場合があります。ガイドラインの内容について送信側の授業者や学校はよく確認しておき、そばについている対応者と打合せをしておく必要があります。

Q29 テストを行うときにはどのように実施したらよいですか。

児童生徒の体調や学習の方法（通信以外の機器の使用など）に合わせて、テストを受けやすい環境作りを行います。その際、問題を読みやすくする、解答を書きやすくする、障害や疾病の状態に応じた道具を使うなどの個別の配慮については、合理的配慮の考え方に基づいて、環境作りと対応を行うこととなります。

退院後 - フォロー編 -

Q30 退院後も自宅療養になった場合、遠隔教育を実施することは可能ですか。

退院後も自宅で遠隔教育による学習を行うことは可能です。実施するには機器等の準備も含め、改めて体制を整備する必要がありますので、保護者、学級担任、教育委員会の担当者としてしっかり打合せをしておくことが重要です。

Q31 自宅等で遠隔教育を行う際に準備する機器・設備はどのような物がありますか。

自宅等で行う場合は、それまで病院の病棟で使用していた施設・設備がそのまま使用できない場合がほとんどであると考えられます。

最も簡易に設備等を準備する場合は、授業内容にもよりますが、タブレット型端末とWi-Fiルーターがあれば最低限の遠隔教育は実施可能です。場合によっては通信に必要なアプリも準備しましょう。通信が途中で途切れることがないようにするために、タブレット型端末とルーターの距離を近くしたり、可能であれば有線LANを使用したりすることも考えられます。



Q32 自宅等で遠隔教育を行う場合、誰かが必ず付き添う必要がありますか。

自宅等で遠隔教育による学習を行う際にも、健康管理や緊急時に対応できるように体制を整えてください（巻末資料「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」参照）。

付き添う対応者は、教員でなくても、保護者、特別支援教育支援員などが考えられます。対応者は、児童生徒の体調をしっかりと把握することが重要です。

Q33 自宅で通信等の機器トラブルが起こった場合、どのように対処すればよいですか。

ICT 機器にはトラブルはつきものであると考えましょう。「タブレットが壊れた」「通信が途絶えた」など、想定できるトラブルに備え、対応マニュアル等の作成や、二次的な対応策を検討し準備しておく必要があります。児童生徒の学習が実施困難になることを避けるためにも、トラブルがあっても慌てずに対応し、計画の変更をしながら一定の学習が確保できるようにしていきましょう。



Q34 登校して教室で授業を受けられるようになった際に気を付けることは何ですか。

入院中や自宅で遠隔教育を実施していたことにより、当該児童生徒の心理的ハードルが低いと考えられるとはいえ、長期間病院や自宅等で療養をしているため、療養中の児童生徒は在籍学級に戻ることに不安を持つことが考えられます。

この場合、教室で授業を受ける前に本人と教育相談等を通してどのようなことに不安を抱いているかなどしっかりと話を聞くことが大切です。

Q35 自宅療養時における遠隔教育の場合、授業の実施の可否はどのように判断したらよいですか。

自宅等で遠隔教育による学習を行う際には、児童生徒の身体の状態をしっかりと把握した上で実施することが必要です。

自宅等で遠隔教育を行う際には、付き添いをする対応者と授業者が事前に連絡を取り合い、可否を判断します。事前に担当医と「このような状態であれば実施しないほうが良い」という情報を共有しておき、判断が難しい場合は、病院の担当医と相談することも考えられます。

卷末資料

○関連通知等

○参考資料

【巻末資料一覧】

〈関連通知等〉

- ◆文初特 294 号「病気療養児の教育について（通知）」（平成 6 年 12 月 21 日）
- ◆25 文科初第 756 号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日）
- ◆文部科学大臣決定「不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」（平成 17 年 7 月 6 日, 平成 28 年 5 月 25 日改正）〈一部抜粋〉
- ◆文部科学省令第十九号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 27 年 4 月 1 日）
- ◆27 文科初第 195 号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」（平成 27 年 4 月 24 日）〈一部抜粋〉
- ◆27 文科初第 289 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」平成 27 年 4 月 24 日 〈一部抜粋〉
- ◆30 文科初第 837 号「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（平成 30 年 9 月 20 日）〈一部抜粋〉
- ◆特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年 2 月告示）（第 1 章第 2 節第 8 款の 6）
- ◆元文科初第 1114 号「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」（令和元年 11 月 26 日）〈一部抜粋〉
- ◆2 文科初第 259 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和 2 年 5 月 15 日）
- ◆2 文科初第 1818 号「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）」（令和 3 年 2 月 26 日）

〈参考資料・文献〉

- ◆文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」
- ◆文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2021）「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」
- ◆遠隔教育の推進に向けたタスクフォース（2018）「遠隔教育の推進に向けた施策方針」
- ◆中央教育審議会初等中等教育分科会資料（2018）「遠隔教育の推進について」
- ◆文部科学省（2019）新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）
- ◆文部科学省（2020）教育の情報化に関する手引-追補版-
- ◆文部科学省（2021）遠隔教育システム活用ガイドブック 第 3 版
- ◆文部科学省（2018）遠隔学習導入ガイドブック 第 3 版
- ◆国立特別支援教育総合研究所（2017）病気の子どもの教育支援ガイド, ジアース教育新社
- ◆国立特別支援教育総合研究所（2020）特別支援教育の基礎・基本 2020, ジアース教育新社

関連通知等

文初特 294 号「病気療養児の教育について（通知）」（平成 6 年 12 月 21 日）

入院中の病気療養児の中には、病弱養護学校の教育を受けることが本来適当であるにもかかわらず、入院前の小・中学校に在籍したまま長期にわたり欠席している場合があることから、各小・中学校においては、在籍する児童生徒のうち病院への入院等により欠席する者について保護者の協力を得ながら、入院先や医療・生活規制を必要とする期間、欠席日数、病状などを的確に把握し、市町村教育委員会と協議しつつ、病弱養護学校等への転学の必要性について適切に判断すること。（以下略）

（通知 記 1 入院中の病気療養児の実態の把握 の（1）より）

URL : https://www.nise.go.jp/blog/2000/05/b2_h061221_01.html

25 文科初第 756 号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日）

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

（略）

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

（略）病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

（略）

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。（略）

1 障害の種類及び程度

(略)

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。(略)

1 障害の種類及び程度

(略)

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(通知 記 1 入院中の病気療養児の実態の把握 の(1)より)

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm

文部科学大臣決定「不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」(平成 17 年 7 月 6 日、令和元年 7 月 17 日改正)

(略) 疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは同条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者(以下「療養等による長期欠席生徒等」という。)を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認める場合、当該小学校等を、この指定要項に定めるところにより、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 56 条(同令第 79 条及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第 86 条(同令第 108 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別の教育課程を編成して教育を実施する小学校等として指定する。(1 趣旨 より)

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387176.htm

文部科学省令第 19 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成 27 年 4 月 1 日)

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条、第五十九条（第七十条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十八条、第七十七条及び第一百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

27 文科初第 195 号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」(平成 27 年 4 月 24 日)

療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して通信により行う教育には、添削指導及び面接指導によるもののほか、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので同時かつ双方向的に行われるもの（以下「メディアを利用して行う授業」という。）及び事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能なもの（以下「オンデマンド型の授業」という。）を含むこととしたこと。また、メディアを利用して行う授業及びオンデマンド型の授業が行われる各教科・科目又は各教科の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものとしたこと。（第 2 改訂の内容より）

URL :

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/10/16/1362954_01.pdf

27 文科初第 289 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」平成 27 年 4 月 24 日

全日制・定時制課程の高等学校及び中等教育学校の後期課程において、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校又は中等教育学校の後期課程を欠席すると認められる生徒等を対象として、その実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合に、不登校生徒を対象とした現行の特例制度と同様に、特別な教育課程を編成することを可能とする。

この場合、高等学校及び中等教育学校の後期課程で、通信の方法を用いた教育として、事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業の方式（以下「Ⅲ 留意事項 第 2」において「オンデマンド型の授業」という。）が認められることとなる。

（Ⅰ 制度改正の趣旨より）

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1360985.htm

30 文科初第 837 号「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(平成 30 年 9 月 20 日)

小・中学校等では、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対する学習支援として同時双方向型授業配信やそれを通じた他の児童生徒との交流を行っている場合があり、それにより病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学につながるなどの効果が見られている。このような状況を踏まえ、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小・中学校等において同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができることとするものである。(第 1 趣旨 より)

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm

特別支援学校高等部学習指導要領 (第 1 章第 2 節第 8 款の 6)

6 療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の 1 単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等。)については、実情に応じて適切に定めるものとする。

URL : https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_tokubetu01-100002983_1.pdf

元文科初第 1114 号「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について(通知)」(令和元年 11 月 26 日)

高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、机間巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置すべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあつては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室等に配置すべき教員は、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。

ただし、病室等において、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、施行規則第 88 条の 3 の規定に基づきメディアを利用して行う授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。(記 「第 1 平成 27 年 4 月 24 日付け 27 文科初第 289 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」の記Ⅲ留意事項の第 1 の 2 について」 より)

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1422988.htm

2 文科初第 259 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」
(令和 2 年 5 月 15 日)

規則第 96 条第 2 項において、メディアを利用して行う授業により修得する単位数は、高等学校及び中等教育学校の後期課程の全課程の修了要件である 74 単位のうち、36 単位を超えないものとされているが、病気療養中の生徒であって、相当の期間学校を欠席すると認められるものが当該授業により修得する単位については、この限りでないこととすること。
また、規則第 133 条第 2 項において、特別支援学校の高等部の全課程の修了の要件として定める単位数又は授業時数のうち、メディアを利用して行う授業によるものは、それぞれ全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の 2 分の 1 に満たないものとされているが、同旨の改正を行うこととすること。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1422988_00001.htm

2 文科初第 1 8 1 8 号「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について(通知)」(令和 3 年 2 月 2 6 日)

高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては、施行規則第 96 条第 2 項の規定により、全課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数は、36 単位を超えないものとされているところ、授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものについては、上記の単位数の算定に含める必要はないこと。

特別支援学校の高等部にあつては、施行規則第 133 条第 2 項の規定により、全課程の修了の要件として定められた単位数又は授業時数のうち、メディアを利用して行う授業の方法によるものは、それぞれ二分の一に満たないものとされているところ、その単位数又は授業時数の算定も同旨とすること。

URL : https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00016.html

参考資料・文献

◆文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」

（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm）

◆文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2021）「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」

（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm）

◆遠隔教育の推進に向けたタスクフォース（2018）「遠隔教育の推進に向けた施策方針」

（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1409323.htm）

◆中央教育審議会初等中等教育分科会資料4（2018）「遠隔教育の推進について」

（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/_icsFiles/afielddfile/2018/11/21/1411291-9_1.pdf）

◆文部科学省（2019）新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）

（https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afielddfile/2019/06/24/1418387_01.pdf）

◆文部科学省（2020）教育の情報化に関する手引-追補版-
表紙・はじめに・目次：

https://www.mext.go.jp/content/20200622-mxt_jogai01-000003284_001.pdf

第1章：

https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt_jogai01-000003284_002.pdf

第2章：

https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt_jogai01-000003284_003.pdf

第3章：

https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt_jogai01-000003284_004.pdf

第4章：

https://www.mext.go.jp/content/20200701-mxt_jogai01-000003284_005pdf.pdf

第5章：

https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt_jogai01-000003284_006.pdf

第6章：

https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt_jogai01-000003284_007.pdf

第7章：

https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt_jogai01-000003284_008.pdf

第8章：

https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt_jogai01-000003284_009.pdf

巻末資料：

https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt_jogai01-000003284_010.pdf

◆文部科学省（2019）遠隔教育システム活用ガイドブック 第3版

(https://www.mext.go.jp/content/20210601-mxt_jogai01-000010043_002.pdf)

◆文部科学省（2018）遠隔学習導入ガイドブック 第3版

目次～第1章

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afiel_dfile/2018/09/13/1409199_001.pdf)

第2章～第3章

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afiel_dfile/2018/09/13/1409199_002.pdf)

第4章～第5章

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afiel_dfile/2018/09/13/1409199_003.pdf)

第6章、おわりに

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afiel_dfile/2018/09/13/1409199_004.pdf)

*遠隔学習導入ガイドブック第1版及び第2版は、「人口減少社会における ICT の活用による教育の質の維持向上に係る実証事業」の成果物として、

「https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1364592.htm」

にまとめられている

◆全国特別支援学校病弱教育校長会「病気の児童生徒への特別支援教育～病気の子どもの理解のために～」(病類ごとの支援冊子)

(http://www.zentoku.jp/dantai/jyaku/index_book.html)

病気療養等により支援が必要な児童生徒のための遠隔教育 Q&A

令和3年7月 発行

作成：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
教材・教具班、病弱班

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

URL：<https://www.nise.go.jp/nc/>

特教研B-353

令和2年度

地域実践研究事業報告書

地域における インクルーシブ教育システムの推進



令和3年5月



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

<表紙の絵>

このイラストは、平成 30 年度の地域実践研究員（長期派遣型）の 6 名の先生方が検討して、インクルーシブ教育システム推進センターのイメージマスコットを作成したものです。名前はトゥインクル SUN です。

はじめに

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、令和3年度から第五期中期目標期間に入りました。今期においても、我が国の特別支援教育の課題でもあるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、より一層、特別支援教育の充実に努めていくこととしています。

その際に、各地域での実践の参考となる資料として、令和2年度における地域実践研究事業の報告書をまとめました。ここでは、第四期に実施した地域実践研究事業とは何か、地域実践研究の研究成果の概要などについて記載しています。

平成28年度から始まった本事業については、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が抱える課題解決のため、本研究所と教育委員会が協働して研究活動を実施しました。第四期の五年間で、延べ58の県や市町の教育委員会から、長期派遣型や短期派遣型の地域実践研究員として、延べ63人の教員や指導主事が、定期的に本研究所に集うなどして、研究員とともに研究活動に取り組みました。

本報告書では、令和2年度に12県市の教育委員会から派遣された13人の地域実践研究員の研究成果を取り上げています。大別すると、「インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備に関する研究」と「インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育に関する実際研究」になります。前者においては、「インクルーシブ教育システムの理解啓発の推進」、後者においては、「交流及び共同学習の充実」が具体的なテーマとして掲げられ、地域の実情に応じた取組が、一年間にわたり、行われたところです。

地域の実情に応じたインクルーシブ教育システムの構築は、一朝一夕にできあがるものではないと考えます。

そのため、第五期においても、地域支援事業として、本研究所は、継続して、インクルーシブ教育システム推進センターを中心に、事業を展開していくこととしています。

共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育システムの構築は、それぞれの地域の実情に即して、教育委員会や学校の関係者、保護者、そして地域の人々などが協力して、創造的な工夫と地道な実践によって形作られていくものと考えます。

そのような営みに、本研究所が適切に関わっていくことが、本研究所の大切な役割でもあります。

本書が、各地域での主体的・協働的な活動に役立つことを期待して挨拶とします。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長
宍戸 和成

目 次

地域実践研究事業の概要	1
地域実践研究の成果の概要	9
・ インクルーシブ教育システムの理解啓発の推進に関する研究	11
・ 交流及び共同学習の充実に関する研究	23

この報告書について

本書は、国立特別支援教育総合研究所が令和2年度に実施した地域実践研究事業について報告するものです。前半では、地域実践研究事業の全体像について概要を紹介します。後半では、地域実践研究の研究成果について、全体像と地域から1年間、本研究所に派遣された地域実践研究員の研究成果を中心に報告します。

地域や学校においてインクルーシブ教育システム構築に取り組んでいらっしゃる方々に、本事業を一層ご理解いただき、ご活用いただければ幸いです。

地域実践研究事業の概要

● 地域実践研究事業とは？

平成28年度よりインクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が抱える課題を本研究所と教育委員会が協働して行う「地域実践研究事業」を実施しました。教育委員会は、地域実践研究のサブテーマから、地域の課題・実情に応じたテーマを選択し、地域の課題解決に取り組んでいただきました。研究所は、サブテーマごとに研究所の研究者、教育委員会から派遣された地域実践研究者による研究グループを組織して研究活動を推進しました。研究期間中または研究終了後に、研究所と教育委員会の共催により、「地域実践研究フォーラム」等を実施し、インクルーシブ教育システムの構築に資するための研究成果の普及に努めています。

研究テーマ		
H 2 8 ・ 2 9	M1	地域におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する研究
		インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究
	M2	交流及び共同学習の推進に関する研究
		教材教具の活用と評価に関する研究
H 3 0 ・ R 0 1	M1	教育相談、就学先決定に関する研究
		インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究
	M2	多様な教育的ニーズに対応できる学校づくりに関する研究
		学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究
R 0 2	M1	インクルーシブ教育システムの理解啓発の推進に関する研究
	M2	交流及び共同学習の充実に関する研究

M1 メインテーマ1：インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制整備に関する研究

M2 メインテーマ2：インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育に関する実際研究

● 地域実践研究者の派遣について

地域実践研究者の派遣形態については下記のように「長期派遣型」と「短期派遣型」があります。都道府県・指定都市、市区町村から派遣いただいています。

長期派遣型の特徴

- 【形態】・研究者が研究所に常駐して研究に取り組むため、日常的に担当研究者と相談・協議をすることができます。
 ・文部科学省主催の会議やセミナーに出席したり、先進地域への情報収集に出掛けることで、最新の情報を収集し地域に還元することができます。
 ・研究所で開講している研修講義を聴講することができ、これにより、特に将来のリーダーとしての資質向上が期待されます。
- 【対象】・都道府県、指定都市教育委員会の指導主事や学校の教員
- 【申請方法】・都道府県・指定都市教育委員会から、所定の様式にて電子メール又は郵送にて申請

短期派遣型の特徴

- 【形態】・派遣期間が短い（研究所への派遣は年3回、各回2日程度）ため、地域実践研究者を派遣しやすくなります。代替の職員も必要ありません。
 ・短期派遣型の研究を推進する「研究推進プログラム」を実施します。このプログラムに参加することにより、他の指定研究協力機関と課題解決の共有を図ることが可能になります。
- 【対象】・都道府県、指定都市又は市区町村の教育委員会や教育センター等の指導主事等
- 【申請方法】・都道府県、指定都市及び市区町村教育委員会から、所定の様式にて電子メール又は郵送にて申請

● 地域実践研究事業への参画地域と地域実践研究員一覧

(平成28・29年度)

メインテーマ1：インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備に関する研究				
地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究	平成28年度	青森県	佐々木 恵	長期派遣型
	平成29年度	奈良県	井上 和加子	長期派遣型
		和歌山県	太田 梨絵	
		神奈川県	高味 翔三	
		高知県	山中 智子	短期派遣型
インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究	平成28年度	埼玉県	西 聡	長期派遣型
	平成29年度	青森県	藤川 くみ	長期派遣型
		埼玉県	坂口 勝信	短期派遣型
		千葉県	松見 和樹	
		相模原市	福井 智之	
		新潟市	西村 圭子	
		神戸市	後藤田 和成	

メインテーマ2：インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育に関する実際研究				
交流及び共同学習の推進に関する研究	平成28年度	静岡県	井上 久美子	長期派遣型
	平成29年度	静岡県	遠藤 麻衣子	長期派遣型
		相模原市	西内 一裕	短期派遣型
教材教具の活用と評価に関する研究	平成28年度	神奈川県	小原 俊祐	長期派遣型
	平成29年度	長野県	二村 俊	長期派遣型

(平成30年度・令和元年度)

メインテーマ1：インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備に関する研究				
教育相談、就学先決定に関する研究	平成30年度	長野県	熊谷 祥	長期派遣型
	令和元年度	長野県	内田 潤一	長期派遣型
		富士見市	齊藤 七実	短期派遣型
			加藤 篤史	
		柏市	青木 孝予	
坂城町	宮坂 正			
インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究	平成30年度	青森県	島津 裕子	長期派遣型
		埼玉県	若月 雅子	
		静岡県	古川 和史	
		釜石市	浅野 純一	短期派遣型
		宮城県	遠藤 浩一	
		鹿沼市	青木 高訓	
			吉江 紫	
		兵庫県	岡野 由美子	
	島根県	高梨 俊美		
	令和元年度	青森県	高坂 正人	長期派遣型
		埼玉県	三好 辰昌	短期派遣型
		釜石市	太田 和成	
		鹿沼市	吉江 紫	
			雉嶋 邦彦	
藤枝市		古川 和史		
田原市		鈴木 美保		
兵庫県	勝山 護			

(平成30年度・令和元年度)

メインテーマ2：インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育に関する実際的研究				
多様な教育的ニーズに対応できる学校づくりに関する研究	平成30年度	静岡県	沖出 淳	長期派遣型
		横須賀市	久保田 毅	短期派遣型
		奈良県	北井 美智代	
	令和元年度	静岡県	大石 恵理	長期派遣型
		横須賀市	小泉 姿子	短期派遣型
	学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究	平成30年度	和歌山県	岩橋 是尚
富士見市			飯村 恵	短期派遣型
			加藤 篤史	
令和元年度		静岡県	渡邊 直樹	長期派遣型
		御嵩町	広瀬 浩一	短期派遣型

(令和2年度)

メインテーマ1：インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備に関する研究				
インクルーシブ教育システムの理解啓発 の推進に関する研究	令和2年度	青森県	橋本 政孝	長期派遣型
		埼玉県	阿部 央憲	
		静岡県	村松 泉	
		札幌市	松井 泰子	短期派遣型
		釜石市	和田 智恵	
		鹿沼市	雉嶋 邦彦	
			高野 久美子	
		相模原市	西内 一裕	
		田原市	鈴木 美保	
		神戸市	遠周 幸代	
		鳥取市	西小路 真智子	

メインテーマ2：インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育に関する実際的研究				
交流及び共同学習の充実に関する研究	令和2年度	静岡県	紅林 亜朋	長期派遣型
		横須賀市	三浦 千夏	短期派遣型

● 地域実践研究員の声

令和2年度は、地域実践研究員（長期派遣型）のみなさんに、研究所での研究活動や生活の様子について、研究所メールマガジンに投稿していただきました。

「インクルーシブ教育システムの理解啓発の 推進に関する研究」

橋本 政孝 （青森県）（令和2年10月号掲載）

久里浜に来て、早半年が過ぎようとしています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による困難な状況が続く中、地域実践研究員としての生活も、テレワークというこれまでに経験のない形でスタートすることとなりました。先生方と直接お会いできないこと、外出自粛による活動の制限、感染を防ぐための生活、いくつもの不安を抱えていたのが率直な気持ちです。しかし、このような状況においても、リモート会議をはじめとした様々な環境作りに努めてくださった研究所の先生方のおかげで、研究生活はとても充実したものとなっています。

研究所では、「インクルーシブ教育システムの理解啓発の推進に関する研究チーム」の一員として、青森県教育委員会と情報や課題を共有しながら、日々研究に取り組んでいます。ある日のチーム会議では、「共生社会」をテーマに、様々な角度や視点から意見交換が行われました。特別支援学校の教員を目指そうと決めた中学生の頃、「障害の有無に関係なく、みんなが互いを認め合ったり支え合ったりできる、そんな世の中になるといいなあ。」と考えていたことを思い出し、まさにその理念や方法を追求する先生方の言葉の一つ一つに、感銘を受けます。

地域実践研究では、インクルーシブ教育システム及び教育相談に関する先生方の専門性向上を目指し、青森県内特別支援学校の全教諭及び臨時講師の先生方を対象に、意識調査を行わせていただきました。調査を通して、本テーマに関する先生方の課題意識や地域の現状を明らかにし、今後に向けた具体的な取組の方向性を示していけるよう取り組んでいます。本研究が、地域の小・中・高等学校等を含めた様々な環境における特別支援教育の推進と、地域連携の体制強化に繋がることを目指し、引き続き進めて参りたいと思います。

一年という限られた時間ではありますが、このような恵まれた環境で研究に取り組めることに感謝し、青森県の特別支援教育の更なる発展に寄与できるよう、一日一日を大切に頑張っていきたいと決意を新たにしています。

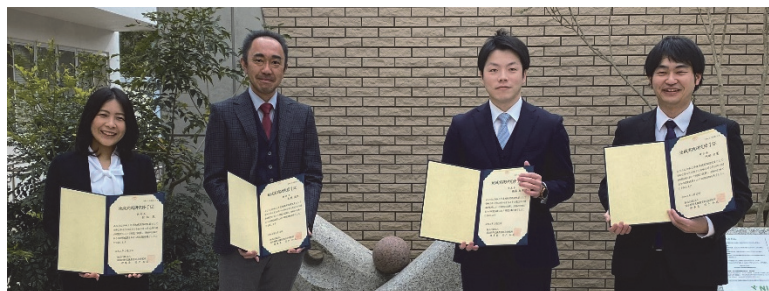
「インクルーシブ教育システムの理解啓発の 推進に関する研究」

阿部 央憲 （埼玉県）（令和2年10月号掲載）

「またあの場所で学ぶことができる！」・・・昨年度末に研究所派遣の知らせを受け、5年前の専門研修の思い出が今も輝き続けている私は大きく心を躍らせました。しかしながら、コロナ禍の影響で実際に研究所を訪れたのは6月8日。それまでお世話になる研究所の先生方にも直接お会いすることのないまま、自宅でテレワーク生活を送ることになりました。残念な気持ちも大きかったのですが、分からないことがあっても研究所の先生方がすぐにメールや Web 会議で対応してくださったので、不安になることはありませんでした。そして満を持して6月に皆さんにお会いできた時、これまで画面でしか見たことがなかった芸能人と出会えたような気持ちになりました。

私は現在「埼玉県内の小・中学校等における特別支援教育に関する持続可能な研修パッケージの提案」という研究テーマに取り組んでいます。昨年度までの研究において小・中学校の先生方が実際に授業で行っている指導の工夫をまとめた“みんなが分かる授業づくりアイデアシート”を中核に据えた、どの学校でも取り組むことができるような研修パッケージを目指しています。“どの学校でも取り組めて、効果を感じられる研修とは何か”ということを常に考え、埼玉県内の市町村教育委員会の指導主事の皆様から質問紙でご意見をいただいたり、小学校・中学校で研究授業や協議を実践していただいたりしながら、研修パッケージの作成および改善を図っています。

今回の研究を進めるに当たり、研究所の先生方や地域実践研究員の仲間をはじめ、派遣元の埼玉県教育委員会、このような時勢にもかかわらず研究への協力を引き受けてくださる市教育委員会、研修パッケージを実践してくださる小学校・中学校の皆様からのご支援のありがたさを日々実感しています。派遣期間も残り半年となりましたが、研究成果を地域に還元できるように努めて参ります。



「インクルーシブ教育システムの理解啓発の 推進に関する研究」

村松 泉 (静岡県) (令和2年11月号掲載)

研究室から見える青く晴れ渡る空、きらめく海と波の音に日々癒やされながら研究を進めています。ですが、小学校教員である私にとって、やはり子供達のにぎやかな声が懐かしく、隣の筑波大学附属久里浜特別支援学校から聞こえる子供達の声を聞くと安心します。

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言により、来所ができなかった6月までの2か月間は、袋井市で市の課題を深く理解するために、情報収集を行いました。これは、研究を計画するに当たりとても大事な期間となりました。学校現場の声や市としての取組などを把握できたことで課題内容が明確になり、目的意識をもって研究所に来所することができました。来所後は、研究を進めるに当たり、学校現場の思いや現状を整理した上で、研究の方向性について検討し協議を重ねました。多くの研究員と協議を重ねたことで、自分自身の見方や考え方に改めて気付くとともに、自分とは異なった見方や考え方を知ることができました。また、協議を通してこれからの義務教育の在り方や特別支援教育の在り方について学びを深める機会ともなっています。

袋井市の小・中学校では、特別支援学級在籍児童生徒数が増加していることや、通常の学級においても、学習上または生活上多様な困難さがある児童生徒が多く在籍するなどの課題があり、児童生徒のより充実した学びを実現するために柔軟に対応することが求められています。そこで、教員同士が、それぞれの見方や考え方を共有して広い視野を得ることが、多様な困難さに対して柔軟な対応を実現し、課題解決に繋がっていくのではないかと考えました。こうした背景から小学校教員が互いに見方や考え方を共有し、多様な視点から児童理解を深めることができるツールの作成を目的とした研究を進めています。現在は、作成した「児童理解共有シート(試案)」を現場の先生方に実践していただき、その後、アンケート調査を行い、結果を分析しています。

これまで、学校では、目の前の子供達に対する支援方法を考えてきましたが、研究所では袋井市全体の子供達について考えています。目の前に子供の姿はありませんが、子供達の姿を思い描きながら、袋井市や静岡県の特別支援教育の一助になるよう日々研究に努めたいと思います。

「交流及び共同学習の充実に関する研究」

紅林 亜朋 (静岡県) (令和2年11月号掲載)

これまで、教員として働きながら、子供とともに学ばせてもらってきました。学校を離れて、研究所で、教育現場とは少し違った環境で研究し、学ばせてもらえる機会を得られたことに感謝しています。4月、新型コロナウイルスの影響から、自宅でのテレワークを始めました。初めは不安がありましたが、研究所の先生方から研究生生活の情報提供(最新の教育情報、研究のこと、生活に関すること)やパソコンの環境設定などの支援を受け、研究生生活をスタートできたと思います。また、6月に研究所に伺ってからは、今の状況下で、「何ならできるか」、「どうしたらできるか」等を一緒に考えていただき、円滑に活動できるようになりました。

私は、「交流及び共同学習の充実に関する研究」のチームの一員として、「静岡県『交流籍』を活用した交流及び共同学習ガイドブックの内容充実」のテーマの下、研究を進めています。これまで、ガイドブックのさらなる充実のために、交流及び共同学習の法的根拠や裏付け、現在に至るまでの歴史、世界の動向、国の動向、現在の実践等を様々な文献から情報収集したり、実際に行っている現場の先生へ居住地校交流に関するインタビュー調査を行ったりしてきました。今後は、これまでに収集した情報を整理し、現場の先生方の実践などをガイドブックへ反映することに努めて参ります。

今日まで、研究所の先生方、派遣元の静岡県教育委員会、インタビュー調査を受けてくださった静岡県内の先生方、地域実践研究員の仲間、所属校の同僚など、多くの方に支えられていることを実感し、お礼の気持ちももちながら研究を進めています。交流及び共同学習が充実するには、「共生社会」を強く意識することが最大の条件になってくると考えます。これからも、感謝の気持ちももちながら、世界や国が目指す「共生社会」の実現に少しでも貢献できるよう、研究所で学び、整理した知見等をガイドブックとしてまとめ、静岡県内の先生方や子供達に還元することを目指して、残りの日々を努力したいと思います。

短期派遣型として、以下の地域実践研究員が研究に取り組みました。

「インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究」

松井 泰子	(札幌市)
和田 智恵	(釜石市)
雉嶋 邦彦	(鹿沼市)
高野 久美子	(鹿沼市)
西内 一裕	(相模原市)
鈴木 美保	(田原市)
遠周 幸代	(神戸市)
西小路 真智子	(鳥取市)

「交流及び共同学習の充実に関する研究」

三浦 千夏 (横須賀市)



●地域実践研究フォーラム 令和2年度

地域実践研究フォーラムは、地域実践研究に参画している地域において、研究成果を速やかに普及することを目的として実施しています。

令和2年度は、長期派遣型の指定研究協力地域である3県で4つの地域実践研究フォーラムを開催しました。それぞれのフォーラムでは、地域における取組と課題等について教育委員会からの説明、地域実践研究員からの地域実践研究の取組と成果についての報告及び本研究所研究員からの研究や事業の報告等を行いました。概要は以下のとおりです。

●「インクルーシブ教育システムの理解啓発の推進に関する研究」では、青森県、埼玉県、静岡県（袋井市教育委員会と共催）において実施しました。

○青森県 期日：令和3年2月10日（水）
場所：青森県総合学校教育センター
方法：本研究所からオンライン配信
報告者：橋本政孝 地域実践研究員



○埼玉県 期日：令和3年3月上旬から下旬
方法：申込者に対するオンデマンド配信
報告者：阿部央憲 地域実践研究員

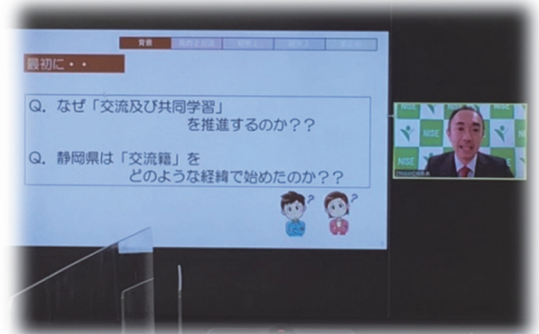


○静岡県 期日：令和3年2月15日（月）
場所：袋井市教育会館及び各学校
方法：本研究所からオンライン配信
報告者：村松 泉 地域実践研究員



●「交流及び共同学習の充実に関する研究」では、静岡県において実施しました。

○静岡県 期日：令和3年2月18日（木）
方法：本研究所から学校等に対するオンライン配信
報告者：紅林亜朋 地域実践研究員



各フォーラムには、特別支援学校、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校の教員、県教育委員会及び市町村教育委員会の職員、保護者の方など約50名から250名の参加がありました。

ご参加いただいた方のアンケートには、「インクルーシブ教育を推進していくことは共生社会を作っていくことの元になることが大変よく分かりました。私たち教員が背負うのは「共生社会の担い手」の育成であり、他者を尊重すること、協働すること、自分の良さを認識すること、その全てが繋がっていくのだということが学びでした」などインクルーシブ教育システム構築につながる感想が多数寄せられました。

開催に当たりまして、各県市教育委員会をはじめ多くの方々にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

地域実践研究の研究成果の概要

ここからは、地域実践研究の研究成果の概要を報告します。

まず、各研究の全体について、要旨や成果の活用等について説明し、ポンチ絵を用いて研究の構造や成果を示します。続いて、各研究に参画した地域実践研究員の研究成果を報告します。地域実践研究員（長期派遣型）は、1年間、本研究所において地域実践研究のチームの一員として活動し、地域の課題を解決する研究を実施しました。また、地域実践研究員（短期派遣型）は、研究所の研究員と連携しながら、地域で研究を進めました。その研究成果は、地域に還元するとともに、各地域実践研究を構成する要素としてとりまとめ、同様の課題のある地域に活用いただけるように発信しました。

令和2年度 地域実践研究

インクルーシブ教育システムの理解啓発の推進に関する研究

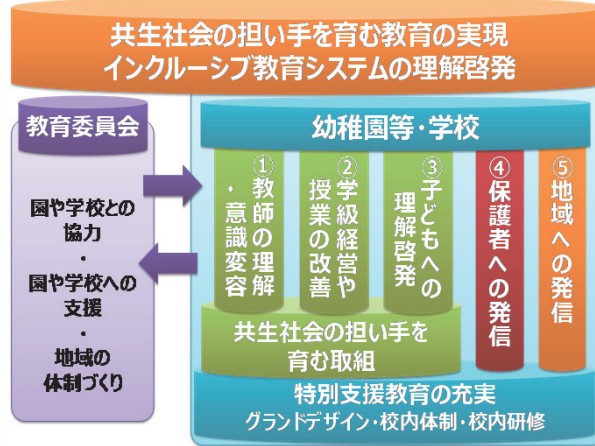
【背景】 共生社会の形成やインクルーシブ教育システムの構築には全ての教師、子ども、保護者・地域の理解が重要。そのため、どのような教師や学校を目指し、どう取り組むべきかについて具体的な検討と提案が必要。

【目的】 10の県市の研究と研究所の研究チームの研究の全体を通して、以下を提案することを目的とした。

- 「特別支援教育の目的や意義について十分理解している」教師とはどのような姿なのか
- 「特別支援教育に関して組織的な対応ができる」学校とはどのような姿なのか
- 教育委員会による研修や支援等、どのような内容の取組が、どのようになされるとよいか
- 子どもたち、保護者や地域に、インクルーシブ教育システムの理念をどのように伝えることができるのか

学校・地域等への発信

- 札幌市→①②**
市立幼稚園の好事例を分析
保育所こども園幼稚園に普及
- 鹿沼市→①②**
基礎的知識の研修と研究推進校の実践の普及
- 神戸市→①②**
特支Coの専門性向上による小・中学校への啓発
- 鳥取市→①②**
小・中学校におけるインクルーシブ教育システムの実態把握
- 釜石市→①②④⑤**
校内研修モデルの効果を分析
保護者、地域への発信



校内研修モデルの作成

- 埼玉県→①②**
小・中学校で持続可能な研修モデルの作成、検証
- 静岡県→①②**
小・中学校教員の子ども
の見方を多様化・深化させる
モデルの作成
- 相模原市→①②**
小・中学校教員の多様性
の理解を促進するモデルの
作成

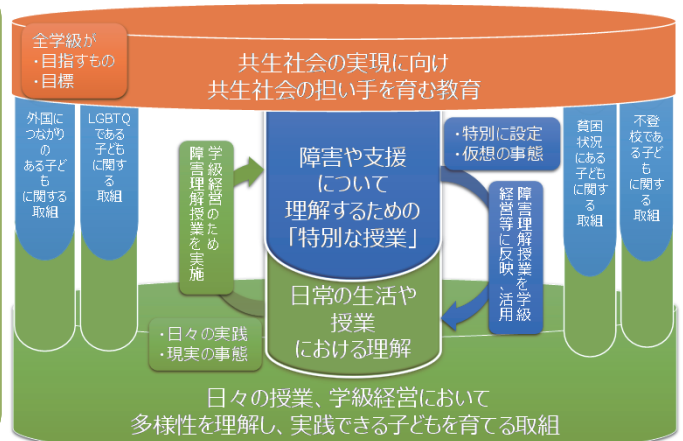
地域の体制づくり

- 青森県→【圏域】** 特別支援学校の専門性向上による地域支援充実
- 田原市→【市町村】** 保育所こども園から高校・特支・福祉連携による体制づくり

子どもへの理解啓発

研究所の研究チーム→③

- ・小学校における日常的な授業や学級経営における多様性理解、尊重の在り方の提言
- ・障害理解授業への提言
授業における多様性理解の在り方を検討、提言
 - ①障害理解教育は「障害特性理解教育」ではないこと
 - ②「障害」による困難さは環境（人、もの、活動）との間に生じる部分が大きいと捉えること
 - ③共に生きていくという姿勢を示すこと
- ・日常的な授業や学級経営と特別な授業の往還による学びの深化を目指すことが重要であることの提言



【まとめ】 インクルーシブ教育システムの理念を理解啓発することとは

- ①特別支援教育と通常の学級における教育との融合を目指すこと
- ②特別支援教育の視点から、通常の学級における教育の意義や価値を見出すこと
- ③10年後の社会を想像し、子どもたちを共生社会の担い手として育むことを教育の基本とすること
そのための学校づくりや地域の体制づくりを進めることが重要
- ④上記の①から③を教育の方向性として地域に示すこと

インクルーシブ教育システムの理解啓発の推進に関する研究

【研究代表者】 久保山 茂樹

【指定研究協力地域】 長期派遣型：青森県、埼玉県、静岡県

短期派遣型：札幌市、釜石市、鹿沼市、相模原市
田原市、神戸市、鳥取市

【要 旨】

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けて、全ての学校の全ての教師、子ども、保護者や地域の理解が不可欠であり、そのための方策を具体的に提言する研究が求められている。そこで、本研究は、国立特別支援教育総合研究所(2020)に引き続き、①「特別支援教育の目的や意義について十分理解している」教師とはどのような姿なのか、②障害のある子どもに対して「組織的な対応ができ」インクルーシブ教育システムの理念を啓発できる学校とはどのような姿なのか、③教育委員会による支援等はどのようになされるとよいのかを明らかにすることを目的とした。加えて、特に本研究では、④子どもたちに対して、インクルーシブ教育システムの理念をどのように伝えることができるのかを明らかにすることを目的とした。

本研究に参画した 10 県市の研究は、校内研修モデルに関する研究、学校や地域等への発信に関する研究、地域の体制づくりに関する研究に分類され、各参画地域の課題解決に向けた成果が得られた。また、子どもたちに対しては、多様性の理解を進めることが重要であり、その方法として、日常的な学習や学級経営と特別な学習である「障害理解授業」とを往還させることが重要であることを小学校の実践から明らかにした。また、目指したい障害理解授業として、「障害特性理解」ではないこと、障害による困難さは環境との間に生じる部分が多いこと、共に生きていくという姿勢を示すことを提言した。

研究結果から、インクルーシブ教育システムの理解啓発のためには、特別支援教育と通常の教育との融合を目指すこと、通常の学級の教師が既に実践している個に対する支援の意義を見だし共有すること、子どもたちを共生社会の担い手として育むことを教育の基本とすること、教育が向かうべき方向性を教育委員会が地域に示すことが重要であること等を提言した。

【キーワード】

共生社会の担い手を育む、学習指導要領前文、特別支援教育と通常の学級の教育の融合、障害理解授業、校内研修、地域の体制づくり

【成果の普及】

青森県、埼玉県、静岡県では、オンラインまたはオンデマンド配信によって「地域実践研究フォーラム」を実施し教育現場や教育行政に対して研究成果を報告した。青森県の研究成果は県教育委員会作成の「教育相談ガイドブック」に活用された。埼玉県及び静岡県の研究成果は小・中学校等を対象とした研修パッケージとして県内に普及した。釜石市は市民向けの広報紙を、田原市は教育や福祉関係者向けのリーフレットをそれぞれ作成し配付した。札幌市の研究成果は保育所・認定こども園・幼稚園向けの冊子として配付予定である。また、研究全体については令和 2 年度研究所セミナーで報告した。さらに日本特殊教育学会や日本保育学会等で発表する予定である。

埼玉県内の小・中学校等における特別支援教育に関する 持続可能な研修パッケージの提案

阿部 央憲(埼玉県立草加かがやき特別支援学校)

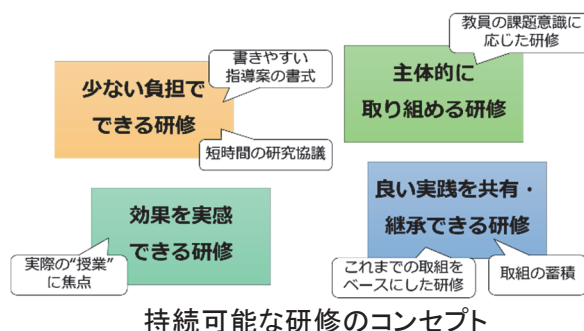
1. 研究の趣旨及び目的

昨年度作成された「みんながわかる授業づくりアイデアシート」と研修モデルを基盤とし、どの学校でも取り組むことができる“持続可能な研修パッケージ”の作成を目指すこととした。また、研修パッケージの作成を通して、インクルーシブ教育システムの理解啓発を推進するための小・中学校等における研修の在り方について考察することを目的とした。

2. 方法

(1) 研究1 : 研修パッケージ(案)の作成

昨年度研究の成果や課題、文献等をもとに、研修パッケージの位置づけや“持続可能な研修”のコンセプト、研修パッケージの構成案を検討したうえで、研修パッケージ(案)を作成した。



(2) 研究2 : 質問紙による意見収集と研修パッケージ(改訂版)の作成

埼玉県内の全市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象に質問紙調査を行い、研修パッケージ(案)について意見聴取を行い、結果をもとに研修パッケージ(改訂版)を作成した。

(3) 研究3 : 研修パッケージ(改訂版)に基づいた研修実施と研修パッケージ(完成版)の作成

春日部市および入間市の小・中学校3校において、研修パッケージ(改訂版)を実施した。研修実施直後の調査として研究協議を実施した直後に授業者を対象としたインタビューと、研究協議に参加した教員を対象としたアンケートを実施した。また研究協力期間終了時の調査として、教職員対象のアンケートと管理職等へのインタビューを実施した。調査結果等をもとに、研修パッケージの修正を行い、研修パッケージ(完成版)を作成した。

3. 研究の結果と考察

持続可能な研修のコンセプトとして、「負担の少ない研修」、「効果を実感できる研修」、「主体的に取り組める研修」、「良い実践を共有・継承できる研修」の四つの要素を掲げ、市町村教育委員会の指導主事や学校現場からの意見を反映させた研修パッケージを作成した。また、研修パッケージが活用されるためには、管理職や教員が「研修を実施する必要性」を感じられるように情報発信等を行っていくことが必要であると考えた。

研修パッケージの構成

- ・通常の学級における特別支援教育に関する資料
- ・みんなが分かる授業づくりアイデアシート
- ・指導案に添付する記入枠
- ・研究協議の進め方(説明資料)
- ・振り返りの進め方(説明資料)

4. 成果の活用

本研究の成果を埼玉県インクルーシブ教育システム研修会(オンデマンド配信)において発表した。また、研修パッケージを周知するためのリーフレットを作成する予定である。

青森県における教育相談体制の強化と更なる支援の充実にに関する研究 —教育相談に対する教員の理解と教育相談ガイドブックの作成に向けて—

橋本 政孝(青森県立むつ養護学校)

1. 研究の趣旨及び目的

県内特別支援学校教員のインクルーシブ教育システム及び教育相談に関する理解の程度や課題意識を把握し、本県の強みや重点的に取り組むべき点について明らかにするとともに、本県が作成する「教育相談ガイドブック(基礎編・実践編)」への記載項目や内容を検討し、提案することを目的とした。

2. 方法

(1) 質問紙調査の実施

県内全特別支援学校 21 校の全教諭及び臨時講師を対象に、インクルーシブ教育システム及び教育相談に関する理解の程度や認識、課題意識を把握するため、質問紙調査を行った。

(2) 情報収集

「教育相談ガイドブック」の在り方について検討するため、本県以外の自治体発行のガイドブックやリーフレット等、計 457 冊を対象に、内容や構成について調査した。

3. 研究の結果と考察

(1) 質問紙調査の結果

特別支援教育経験年数の違いにより、課題意識やニーズに違いがあること、また、本県の強みとして、教育相談業務経験のある教員の存在や本県教員の専門性向上への意識の高さが明らかになった。

(2) 情報収集

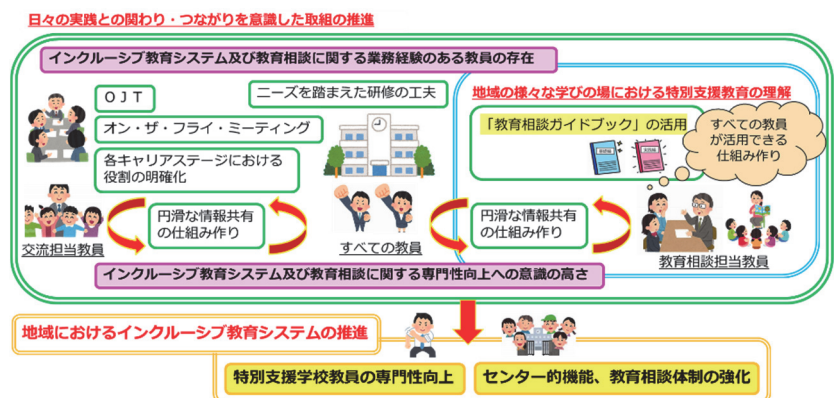
全国的に、インクルーシブ教育システムに関わる合理的配慮や交流及び共同学習等についてのガイドブック等は多く発行されている一方で、教育相談に焦点化したものは数が少ない傾向であった。

(3) 考察

調査から見えた本県の強みとなる点を活かし、専門性向上に向けた取組として、OJTやオン・ザ・フライ・ミーティング等を効果的に取り入れた日常的な学びや情報共有の仕組み作りを行うとともに、教員のニーズを踏まえた研修を行うことで、学校全体における専門性の担保・共有につながると思う。また、本県が作成している「教育相談ガイドブック」を効果的に活用することで、教育相談担当に限らず、すべての教員の専門性向上が期待でき、教育相談体制の強化につながる取組の一つであると思う。

4. 成果の活用

青森県教育相談ガイドブック作成会議に年間4回参加し、全国自治体のガイドブック等に関する情報提供や、質問紙調査の結果を踏まえた記載項目や内容の提案を行った。また、青森県地域実践研究フォーラムにおいて、研究結果を報告した。今後は、県内特別支援学校に報告書を送付し、研修等に活用していただけるよう、情報提供する予定である。



地域におけるインクルーシブ教育システムの推進に向けた取組

通常の学級における多様な視点による児童生徒理解の充実

—「児童生徒理解共有シート」の開発—

村松 泉(静岡県袋井市立山名小学校)

1. 研究の趣旨及び目的

本研究では、教員同士が学び合い深め合う仕組みをつくることは、多様な困難さに対し柔軟に対応できる教員を組織的に育成していくことに繋がるものと考え、①多様な児童生徒に対応することのできる教員の学びの在り方について明らかにし、②教員が互いに学び合いながら児童生徒理解を組織的に深めることのできる「ツール」の開発を目的とした。

2. 方法

(1)「学び」の仕組みに関わる先行研究及び資料等のレビュー

学習指導要領や先行研究等のレビューから、「学び」の仕組みを確認し、教員集団における「学び」の在り方について検討した。

(2)今後の教員の学びの在り方の検討(「ツール」の開発)

国立特別支援教育総合研究所の研究員と協議を行い、「ツール」の構成や内容を検討し、「児童生徒理解共有シート(案)」を作成した。

(3)アンケート調査及び結果の分析

研究協力校(中学校1校、小学校3校:計4校)において、「児童生徒理解共有シート(案)」を活用した取組に基づくアンケート調査を実施した。調査結果を基に分析し、「児童生徒理解共有シート(改訂案)」を作成した。

3. 研究の結果と考察

研究全体を通して、教員が児童生徒に対する互いの見方や考え方を関連付けたり組み合わせたりしていくことにより、新たな児童生徒理解に繋がることが分かった。教員が「児童生徒理解共有シート(改訂案)」を活用することで児童・生徒理解を深めるだけではなく、教員自身が思考ツールを活用して思考することを通して、思考する授業づくりについて考えるきっかけになると考える。また、自分だけの見方や考え方に捉われるのではなく、多様な教育的ニーズに対して多様な見方や考え方を通して、児童生徒と関わっていくことが、教員の共生社会の形成に向けた取組に繋がっていくと考えられる。

日 付: 月 日 () 授 業 者 氏 名: _____ 児童理解共有シート②(授業者思考編)

教科・単元: _____

児童の名前 () 先生の名前 学年	児童の名前 () 先生の名前 学年	児童の名前 () 先生の名前 学年
児童は、 そこから、 していた、 だから、 ということが考えられる。 したらどうか。	児童は、 そこから、 していた、 だから、 ということが考えられる。 したらどうか。	児童は、 そこから、 していた、 だから、 ということが考えられる。 したらどうか。

【自分にとって、気づいたことから、考えたこと】

【どんな工夫や疑問ができたか】

児童生徒理解共有シート②(授業者思考編)

4. 成果の活用

令和2年度末に袋井市で開催された地域実践研究報告会にて、研究成果を報告した。また、研究成果報告書を、静岡県教育委員会及び袋井市教育委員会に提出した。今回の研究成果である「児童生徒理解共有シート(改訂案)」の活用や、教員の学びの在り方を広めることで、児童生徒理解の充実が図られ、多様な教育的ニーズのある児童生徒を含めた授業づくりに生かされることを期待する。

その子らしさが発揮される幼児教育の在り方と 幼児の見方や捉え方の共有に向けたエピソード集の作成 —「つながる ひろがる 札幌市の幼児教育」の実現に向けて—

松井 泰子(札幌市幼児教育センター)

1. 研究の趣旨及び目的

札幌市立幼稚園 9 園と認定こども園 1 園は、札幌市幼児教育センターを補完する「研究実践園」として位置付けられ、札幌市の幼児教育の質の向上を図る重要な役割を担っている。また、札幌市の幼児教育の担い手は9割以上が私立の幼児教育施設であり、特別な教育的支援を必要とする幼児への関わり方や指導についての研修ニーズが高い。そこで、幼児教育施設の保育者に対し、インクルーシブ教育システムの理解啓発を図ることを目的として、研究実践園の実践を基に具体的な手だてや教材等をまとめた「エピソード集」の作成及びその効果的な発信について研究を進めることとした。

2. 方法

(1) 研究実践園における幼児の実態に即した具体的な手だて(エピソード)の集約

私立の幼児教育施設の保育者が知りたいことや悩みなどのニーズについて、実際に施設を訪問している幼児教育支援員等から意見を聴取した。そして、保育者が活用しやすいエピソードの様式を作成し、研究実践園の事例を集約した。

(2) 幼児教育施設の保育者のニーズに合った発信内容の研究

集約したエピソードを踏まえ、保育の中で大事にしたいことや保育者の援助のポイント等、自分たちが伝えたいことを示すことができる方法を研究実践園教員と交流し、エピソードの様式や記載内容について考察した。

3. 研究の結果と考察

幼児期にふさわしい教育を行う際にまず必要なことは、一人一人の幼児に対する理解を深めるということである。保育者の捉え方により指導のポイントも変わってくるため、「幼児の姿の読み取り」は、特に重要であり、エピソードを通して具体的に発信したいと考えている。

また、エピソードを整理する手掛かりとして『スケジュールの変更が苦手』などの「子どもの姿」を挙げたが、その姿の背景には、子どもが困っている「理由」があり、その結果としてこのような行動・状態に表れているのではないかと、さらに、子ども自身は困っておらず、保育者が「扱いにくい」と感じているだけではないかと、などについて考察し、まとめていきたい。

本研究では、研究実践園同士の横のつながりを生かし、広い視点での意見交流を行いながら取組を進めてきた。読み手にとって分かりやすい内容を考えることにより、発信方法が精査され、今後の市立幼稚園の実践研究の発信全般についても大変参考になるものとなった。

4. 成果の活用

作成したエピソード集は、まず研究実践園で共有し、園の教育に活かすとともに、今後もエピソードを追加するなど更新していく。また、幼児教育支援員等が幼児教育施設にアドバイスする際の資料として活用し、幼児の内面の読み取りや困っているのが子どもか保育者かを振り返ることで、幼児の見方や捉え方が変わることを示していきたい。このような視点の変化が、支援の変化につながるのと考え方を幼児教育施設と共有し、札幌市が目指す幼児教育に向かって今後も研究を進めていきたい。

共生社会に向けた教職員や地域への理解啓発の取組 ～10年後の釜石を目指して～

和田 智恵(岩手県釜石市教育委員会)

1 研究の趣旨及び目的

東日本大震災津波から本年で9年が経過した。市の人口が年々減少している中において、特別支援学級に在籍する児童生徒数や、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒数は大きく減少することはなく、全体に占める割合は増加傾向にある。市内の各学校においては、児童生徒や保護者に対する支援の在り方を模索している状況であり、支援が必要な幼児の保護者に対しても、特別支援教育への理解を促していく必要がある。

そこで、指導・支援の在り方に関する悩みを教職員が一人で抱え込まず、学校・地域・行政がチームとなり、未来を担う子どもたちを支える釜石を目指し、特別支援教育の充実を目指した研究に取り組むこととした。

2 方法

(1)管理職・教職員等への理解啓発

各種研修の充実、教職員の意識や理解の状況についての現状把握、校内研修会

(2)保護者・地域の方々への理解啓発

市広報・市ウェブサイトによる情報提供、発達支援教室に通う保護者を対象とした就学支援説明会の実施、釜石市子ども課臨床心理士の協力を得ながらの就学相談の充実

(3)行政・関係機関への理解啓発

教育支援体制の整備

3 研究の結果と考察

(1)管理職・教職員等への理解啓発

教職員を対象とした校内研修会を通して、「特別支援教育の視点」や、児童生徒理解を深め実践につなげていくことの大切さについて、実感を伴って理解を促すことができた。

(2)保護者・地域の方々への理解啓発

市広報にてインクルーシブ教育システムについての説明と校内研修の様子を伝える記事を掲載することで、理解啓発を促す機会となった。

(3)行政・関係機関への理解啓発

保護者を対象とした就学支援説明会の実施により、保護者の悩みを把握することができた。基本的な情報や、相談窓口等をまとめた情報提供に関わる媒体を、市内の保護者への配布を念頭に置いて制作することが急務であると考えている。

4 成果の活用

- ・教職員の特別支援教育に対する理解を深める。
- ・保護者や地域住民へ特別支援教育で大切にしたい考え方を発信する。

研究協力校におけるインクルーシブ教育システムの推進に向けた取組

雉嶋 邦彦・高野 久美子(栃木県鹿沼市教育委員会)

1. 研究の趣旨及び目的

鹿沼市では、本市として取り組むべき教育の構図を描き新しい教育の実現を図るため、平成24年3月に「鹿沼市教育ビジョン」を策定し、平成29年度からの「基本計画Ⅱ期」においては、「個に応じた特別支援教育の推進」を掲げ、「インクルーシブ教育システムの構築」を取組の一つとして定めている。インクルーシブ教育システムを構築し、推進していくためには、特別支援学級担当者のみならず、全ての教員がインクルーシブ教育システムについて理解し、それに必要とされる専門性を高めることが大切である。

そこで、インクルーシブ教育システム構築に向けて研究協力校を指定し、研究と実践を深め、市内全教員に対する理解啓発を目的として、本研究に取り組んだ。

2. 方法

(1)インクルーシブ教育システムの理解と専門性向上のための研修

① 研究協力校の職員を対象とする研修

(2)研究協力校における実践研究

(3)研究協力校職員への追跡調査

3. 研究の結果と考察

研修会を行った後、教職員の意見より、児童への基本的な支援の共通理解ができた等の肯定的な意見が多く、実態に即した研修となった。また、教職員へのアンケート調査や聞き取り調査の結果、それぞれの研修会の追跡調査の結果からは、児童を見る視点の変化や児童からの要望を授業展開の中で取り入れる事が増え、児童の自己肯定感も高まっていると考える。また、職員室での会話が増え、会話の内容も児童の見取りや支援方法について話しているとの声もあった。このことから、適切な研修によって、教員の専門性の向上と意識の高揚が見られ、具体的な支援の工夫や教師間の連携につながると考えられる。

研究協力校での実践では、管理職のリーダーシップのもと、校内研修体制の整備と個のニーズを意識した授業づくりを中心に組み立てられ、結果、教員の意識だけでなく授業等での指導や日常の児童へのかかわり方が変容し、それが児童の変容にもつながった。

4. 成果の活用

今後は、参加対象者や開催日程等の検討や各学校での研修の機会が設定できるよう、教育委員会からの情報発信やサポート等の方策を検討していく。また、研究協力校の実践研究を更に進めていくだけでなく、各小中学校が校内体制を整備し、自校のインクルーシブ教育システム構築をさらに進めていけるよう、研究協力校において公開研究会を開催する等、取組をより具体的に発信していく。

多層指導モデルMIMと絵本「かなわね」を活用した 通常の学級における『温かさ』のある教育の推進 ～多様な教育的ニーズを的確に捉えて～

西内 一裕(相模原市教育委員会)

1. 背景と目的

本市では、第2次相模原市教育振興計画において、「温かさ」と先進性のある教育の推進」を基本姿勢の一つとして教育施策を展開している。昨今の多様化する教育的ニーズへの対応は依然として課題であり、多様性の理解を伴った教員の専門性の向上とともに、通常の学級を含めた周囲の児童生徒に対する障害理解の醸成が求められているが、発達障害のある児童生徒に対する理解や支援については、決して十分とは言い切れない状況がある。そこで本研究では、通常の学級担任における児童生徒の実態把握の特徴や多層指導モデルMIMの効果、意義について検討するとともに、学習障害をテーマに描いた絵本「かなわね」を活用した実態調査により、学校における児童生徒の多様性の理解や校内支援体制の現状等を明らかにすることを目的とした。

2. 方法

MIMの実践では、市内の小学校及び義務教育学校(前期)のうち、8校(第1学年全 26 学級)を研究推進校として指定し、1年間のMIMの実践とともに、通常の学級担任に7月と12月に児童理解に関するアンケート調査等を行い、年度初めからどのような変化があるのかを調査した。

絵本の活用では、絵本を全小学校及び義務教育学校(前期)へと配布(71校)するとともに、支援教育コーディネーターへのアンケートを通じた校内支援体制等に関する実態調査を行った。

3. 研究の結果と考察

研究推進校のMIMの実践からは、読みの力のアセスメントであるMIM-PMをもとに多層指導を工夫し、その結果を伸ばしていく好循環により、児童の読みの力の定着だけでなく、教員が児童を多面的、多角的に見立てその理解を深めることができることが分かった。また、通常の学級担任のアンケート調査からは、年度当初の児童の読みの力の把握の難しさや、MIMの実践を通じた担任の児童理解の深まりが分かり、教員の指導力向上や児童理解にも効果的な学習モデルであることが分かった。

多様性の理解につながる絵本の活用では、配布後に児童への読み聞かせや職員研修などで活用されるなど、その汎用性の高さが分かり、また、支援教育コーディネーターへの実態調査からは、学習障害に対する具体的な支援方法について、その専門性を向上させていく必要があることや、客観的な指標のあるアセスメントツールを効率的に活用する必要があることなどが分かった。

本研究におけるMIMの実践は、こちらが意図して研究推進校を指定したものである。その学習モデルを実践していくことで、教師の学びも深まり、多様性の理解へとつながっていくと考える。一方、絵本は幅広い層で読むことができ、学習障害に関する興味関心を高めることができる。その後の発展は読み手の共感度や立場などにもよるが、MIM-PMと同様に児童理解を深め具体的な支援へとつなげていくきっかけとなったと考える。

4. 成果の活用

MIMと絵本の両取組を推進していくことで、それぞれの相互作用により、より効果的に多様性の理解を推進していくことができる。学習等につまずき、転んでしまった児童生徒を対処的に支援するのではなく、見えにくさのある多様な教育的ニーズを的確に把握し、つまずく前の積極的な支援へとつなげていけるよう、引き続き『温かさ』のある教育の実現に向けこの両取組を推進していく。

こ保小中高特別支援学校連携研修における理解啓発の推進 ～「ふるさと田原の学校で きらり子ども輝く」の実現に向けた切れ目ない支援を目指して～

鈴木 美保(愛知県田原市教育委員会)

1. 研究の趣旨及び目的

個別支援のニーズが年々高まる一方で将来を見通した支援の連携体制において、保護者の不安、保育士・教員の共通理解の不足が本市の課題であった。そこで、令和元年度は、こ保小中高までの切れ目ない支援体制の整備に必要なものは何かを探ることを目的として研究を行った。

今年度、本市内にある愛知県立福江高等学校に、県下2番目となる通級指導教室が設置された。また、市内初の特別支援学校として愛知県立豊橋特別支援学校高等部分教室「潮風教室」が、同じく福江高等学校内に開設された。そこで、こ保小中高特までが連携した切れ目ない支援を目指すこととし、「通常学級におけるインクルーシブ教育システムを推進しやすい連携体制づくりの促進」と、「学校が関係機関と連携しやすい市内連携体制づくり」を目的とした。

2. 方法

(1)顔の見える関係作りの促進

- ①早期からの教育相談、情報交換体制作り
- ②保育士・小中高等学校教員を対象とした研修会（2回開催）

(2)切れ目ない支援体制の見える化

- ①福祉部局担当員による小中学校への巡回訪問
- ②市内関係機関連携マップの作成

3. 研究の結果と考察

これまで7月下旬に開催していた就学及び特別支援教育についての保護者学習会を6月開催とし、夏休み以降に行っていたこ保・小・中学校担当者の支援の必要な子に関する情報交換会と特別支援学級授業参観及び教育相談を6月から開始した。就学相談の時期を早期から整えたことにより、時間にゆとりが生まれ、きめ細かな支援の引継ぎにつなげることができた。

特別支援学校高等部分教室潮風教室の部主事による小中学校巡回訪問では、市内特別支援学級在籍児童生徒に対する具体的な支援方法について専門性を生かした助言を受ける機会となった。

保育士と教員を対象とした2回の研修会では、潮風教室や高等学校通級指導教室の生徒の学びの様子を目にしたことで本市の子どもたちの具体的な将来の姿を共有する機会となり、ライフステージに応じた適切な支援を切れ目なく引継いでいくことの必要性を改めて実感することができた。

福祉部局担当員による小中学校巡回訪問説明会では、市内子育て関連事業について教員の認知度が非常に低く、学校現場が関係機関を十分に活用できていないことが明らかとなった。そこで、市内関係機関連携マップを作成し、教員や関係機関職員に配付した。

4. 成果の活用

福祉部局担当員による小中学校への巡回訪問を継続実施し、市内関係機関連携マップを活用した連携や制度についての説明をしたり、支援の必要な子どもに対する情報の共有を図ったりして福祉と教育の連携体制の充実を図っていききたい。また、こ保小中高特の合同研修会及び意見交流の場を年間計画の中に位置付け、子どもたちに直接支援を行う学級担任等担当者レベルでも、より強固な連携を図っていききたい。さらに、令和3年度は、国立特別支援教育総合研究所の地域支援事業に参画し、本市が目指す将来を見通した支援体制の連携を推進していききたい。

神戸市における小・中学校の特別支援教育コーディネーターの資質向上に向けた取組

遠周 幸代(神戸市教育委員会)

1. 研究の趣旨及び目的

神戸市における、特別支援教育コーディネーターが抱える課題を少しでも解決し、特別支援教育コーディネーターのさらなる資質向上及びスキルアップをめざし、特別支援教育コーディネーターにとってわかりやすく実践で役立つツールを発信することを研究の目的とした。

2. 方法

具体的には、この1年間で、次の4つのことを実施した。

- ①特別支援教育コーディネーターへのアンケートの実施
- ②特別支援教育コーディネーターハンドブックの改訂
- ③特別支援教育コーディネーターのQ&Aの作成
- ④みんなの特別支援教育「④就学支援・合理的配慮編」の作成

3. 研究の結果と考察

①のアンケートの結果からは、神戸市の特別支援教育コーディネーターのうち、経験年数が1、2年目の特別支援教育コーディネーターだけで、半数以上を占めていることがわかった。このことから、神戸市の特別支援教育コーディネーターの約半数は、経験の浅い教員が指名されている現状であると言える。また特別支援教育コーディネーターの研修について、特別支援教育コーディネーターの基礎的役割に関連する用語や基本的な内容について研修を実施していく必要があることが示唆された。加えて、より実践的な事例をあげた内容の発信が必要とされることや、平成30年度からスタートした高等学校の通級による指導、放課後デイサービス等の急増を受けて、特別支援教育の新しい動向についても、特別支援教育コーディネーターが知識を持っておく必要があるという考えに至った。そこで、②特別支援教育コーディネーターハンドブックの改訂や、③特別支援教育コーディネーターのQ&Aの作成、④みんなの特別支援教育「④就学支援・合理的配慮編」の作成を行った。③については、各学校で、特別支援教育コーディネーターが保護者等から相談を受けることを想定して、基礎的な知識や神戸市の考え方がわかるようなQ&Aを作成した。Q&Aの内容としては、経験の浅い特別支援教育コーディネーターが知っておきたい用語等を解説したり、相談内容等を想定したり、実践に役立つ内容を取り入れている。

4. 成果の活用

②特別支援教育コーディネーターハンドブック(改訂版)、③特別支援教育コーディネーターのQ&A、④みんなの特別支援教育「④就学支援・合理的配慮編」等の成果物は、今後、特別支援教育コーディネーターの活動に実際に役立ててもらうために、研修で紹介し、神戸市のイントラネットに掲載する予定である。これらの成果物は、特別支援教育コーディネーターをはじめ、管理職や特別支援学級、通常の学級担任にも参考になり、特別支援教育についての理解を深めるためのツールの一つになれば良いと考えている。

通常の学級の担任の特別支援教育に関する意識調査

西小路 真智子(鳥取県鳥取市教育委員会)

1. 研究の趣旨及び目的

本研究では、今後さらに一人ひとりのニーズに応じた教育の実現を充実させるため、「鳥取市の小・中・義務教育学校における通常の学級の担任の特別支援教育に関する意識」を把握することを目的とする。

2. 方法

すべての小・中・義務教育学校の通常の学級の担任に質問紙でのアンケート調査を実施し、学校種別や年代別の意識の違いに焦点を当てて考察する。

3. 研究の結果と考察

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成に携わったことがあると70%以上の教員が回答した結果から、児童生徒自身が困っている状況に気づく体制が整い始めていると思われる。しかし、個別の教育支援計画の作成に保護者が携わったと回答したのは、39%に留まった。作成の際には、主に特別支援教育主任が携わっている割合が高い結果から、通常の学級の担任に適切な助言が行えるよう、特別支援教育主任の専門性の向上が必須である。また、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用に関して、校種別で差が見られた。今後、学校間の意識の差の要因の検証が必要である。また、通常の学級の担任は専門家との連携が必要である、との意識を持っている。個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成にかかわらず、保護者やLD等専門員、通級指導教室担当者と通常の学級の担任とをつなげる役割を特別支援教育主任が担い、校内体制を整えることも必要である。そのための道筋をどのように示すかが課題であると考え。「授業をする際に、発達障がいのある児童生徒を含む児童生徒に対しての支援について」、「現在実施している支援」に学校種に差が見られる項目があった。この結果の背景としては、学級担任制と教科担任制の授業形態の違いが要因の一つと推測される。これに対し年代での大きな差は見られなかった。また、「今ある校内等の支援をいかに、効果的な指導・支援をするために必要だと思われること」の回答については、年代で多少の差は見られたが、大きくは「担任の児童生徒理解」64%(352人)、「教職員間の共通理理解」64%(351人)、「教材研究等のための時間の確保」45%(248人)とどの年代でも必要と感じていることが同じであった。

4. 成果の活用

これらの結果から、まずは特別支援教育主任の専門性の向上を図り、校内体制の構築に向けた取り組みを実施する。また、今後さらに小学校、中学校の切れ目ない支援の充実をはかるため兼務教員に関係する担当課と連携を図り、特別支援教育担当教員の兼務の具体的な取り組みについて検討する。

令和2年度地域実践研究「交流及び共同学習の充実に関する研究」

【背景】 近年、交流及び共同学習を推進していくための手立ては提供されてきているが、取組の充実に向けた課題は多く残されており、研究及び実践の蓄積が不可欠である。

【目的】 これまでの交流及び共同学習に関する施策、研究、実践を概観するとともに、課題とされている事項のうち、①障害のある児童生徒の保護者の意識や思いの把握、②居住地校交流の充実、③中学校における校内（特別支援学級と通常の学級）の取組の充実、の3点を取り上げ、保護者や担当教員等へのインタビュー調査等を通して、交流及び共同学習の充実に向けた視点、今後取り組むべき視点を検討・整理・提供することを目的とした。

【研究方法（交流及び共同学習の充実の視点の整理に向けたアプローチ）】

- ①交流及び共同学習に関する文献研究（論文・報告・資料等をもとにした施策、研究、実践の概観）
- ②障害のある児童生徒の保護者へのインタビュー調査（保護者の意識や思いの把握）

＜指定研究協力地域の取組＞

- ③居住地校交流の推進を担う特別支援学校の教員へのインタビュー調査（静岡県）
- ④中学校の特別支援学級担任への質問紙調査及び校長を交えたインタビュー調査（横須賀市）

【文献研究から ー取り組むべき課題ー】

- 障害種、実施形態・内容、学年等も踏まえた、多様な実践の蓄積
- 児童生徒や保護者の視点を踏まえた実践の検討
- 実践の質・成果や実践の評価に関する検討
- 通常の学級に在籍する教育的ニーズを有する児童生徒も含め、すべての児童生徒にとっての学びの充実の実現

【保護者の思いから ー期待と課題ー】

- 友だちとの交流を拡げ深める
- 自己について認識していく
- できることを増やす（学習、行動、他者関係、等）
- 同じ場で過ごす中でこそ期待できる育ち
- 周囲の児童生徒から学ぶ効果
- 実態、内容、ねらい、願い等の共有、共通理解
- 周囲の児童生徒、きょうだいの思い

【居住地校交流の充実の視点】

- 事前の打合せや事前学習の実施、情報共有
- 実施に向けた体制づくり（手順や役割）
- 教員間での副次的な籍に関する学習の積み重ね
- 小・中学校で学ぶ児童生徒への丁寧な説明
- 小・中学校の管理職、特別支援教育コーディネーター、教職員への理解啓発
- 居住する地域での暮らしを意識した実践

【中学校における取組の充実の視点】

- 特別支援学級と通常の学級間の連携、調整
- 校内職員や通常の学級の生徒への啓発の工夫
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用
- 特別支援学級の生徒へのサポート体制の充実
- 支援会議の充実、及び特別支援教育コーディネーターの機能充実
- 校長のリーダーシップ

【まとめと今後の課題】

- 実践上の視点**：交流及び共同学習の活動・学習において「児童生徒が今持っている力が発揮できる」「自分が役に立っている実感が持てる」実践の展開
- 今後の展開に向けてのさらなる課題**：上記の【文献研究から ー取り組むべき課題ー】に加え、実践による児童生徒の成長・成果の検討、副次的な籍の普及・展開、ICTを活用した取組の展開、校内における特別支援学級と通常の学級の児童生徒が共に学ぶ活動の充実

交流及び共同学習の充実に関する研究

【研究代表者】 牧野 泰美
【指定研究協力地域】 長期派遣型：静岡県
短期派遣型：横須賀市

【要 旨】

交流及び共同学習はインクルーシブ教育システム構築に向けた基礎的環境整備に位置付けられており、重要な教育活動である。先行研究によって、交流及び共同学習を推進していくための手立て等が提供されてきているが、実践の質の充実、保護者との連携等、課題も多く残されており、インクルーシブ教育システムの推進に向け、交流及び共同学習に係る研究及び実践の蓄積は不可欠である。

本研究では、これまでの交流及び共同学習に関する施策、研究、実践を概観するとともに、課題とされている事項として、障害のある児童生徒の保護者の意識や思いの把握、居住地校交流の充実、中学校における校内（特別支援学級と通常の学級）の取組の充実を取り上げ、保護者や担当教員等へのインタビュー調査等を通して、交流及び共同学習の充実に向けた視点、今後取り組むべき視点を検討・整理・提供することを目的とした。

障害のある児童生徒の保護者へのインタビューからは、交流及び共同学習に期待する事項とともに、児童生徒の実態や活動内容、活動のねらいや保護者の願い等についての情報共有や共通理解の重要性、障害のある児童生徒の保護者はもとより、本人、さらには、通常の学級に在籍する児童生徒やその保護者の視点も踏まえた検討の必要性が示された。

また、指定研究協力地域の課題でもある、居住地校交流の充実、中学校における校内の取組の充実に関しては、居住地校交流の推進を担う特別支援学校の教員へのインタビュー調査、中学校の特別支援学級担任への質問紙調査及び校長を交えたインタビュー調査を実施し、それぞれ、充実に向けて取り組むべき視点を示した。

最後に、今後の課題として、様々な実践の蓄積、児童生徒や保護者の思いを踏まえた検討、実践の質・成果や評価についての検討、副次的な籍の展開、ICTを活用した取組の展開、校内における共に学ぶ活動の充実等を挙げた。

【キーワード】

交流及び共同学習、保護者の意識・思い、居住地校交流、副次的な籍、中学校内における交流及び共同学習

【成果の普及】

本研究の成果の一部は、静岡県主催の成果普及のためのフォーラムにおいて報告した。

今後、研究成果報告書の Web サイトへの掲載等のほか、日本特殊教育学会等の関係学会における発表・シンポジウム、本研究所の専門研修等における講義や協議、都道府県をはじめ各自治体等の研修、各地の校長会、各地の特別支援連携協議会等において活用し普及を図る予定である。

静岡県「交流籍」を活用した交流及び共同学習ガイドブックの内容充実

紅林 亜朋(静岡県立吉田特別支援学校)

1. 研究の趣旨及び目的

『交流籍』を活用した交流及び共同学習について、実際の取組から各関係機関の役割と連携、充実した取組のための工夫や課題を現場の教師から情報収集する。その後、『交流籍』を活用した交流及び共同学習の意義や好事例を整理し、静岡県が発行している『交流籍』を活用した交流及び共同学習ガイドブック(以下、ガイドブックという)に反映し、その内容充実を図ることを目的とした。

2. 方法

『交流籍』を活用した交流及び共同学習における静岡県内の取組を情報収集するため、各関係機関の役割と連携や充実した取組のための工夫や課題などについて、静岡県教育委員会から許可を得た4校の特別支援学校で、居住地校交流を推進している教師にインタビュー調査を実施した。

加えて、インタビュー調査で得られた情報を中心に、静岡県特別支援学校校長会のアンケート結果、文部科学省の資料、国立特別支援教育総合研究所の研究成果、静岡県教育委員会のこれまでの取組などの情報等も含め、ガイドブックの項目ごとに内容を吟味し、ガイドブックへの反映を行った。

3. 研究の結果と考察

調査を行った特別支援学校においては、居住地校交流への取組の展開の仕方に大きく二つのパターンがあった(図1)。また、学区内の地域性や家庭の生活スタイルを意識することの大切さ、居住地校交流におけるインターネットを活用したオンラインの可能性についても見出すことができた。さらに充実した居住地校交流の実施には、児童生徒、保護者を中心に、県教育委員会、市町教育委員会などの行政機関、特別支援学校、小・中学校それぞれの管理職、特別支援教育コーディネーター、担任が、それぞれの役割を担って居住地校交流を作り上げることが大切であることがわかった。

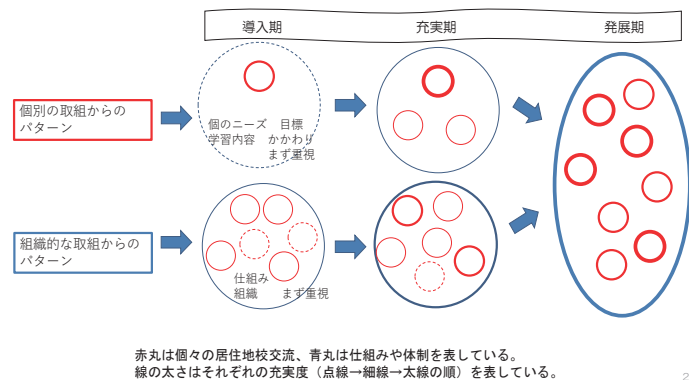


図1 取組の展開の仕方 二つのパターン

4. 成果の活用

令和2年度末にオンラインで開催された「地域実践研究フォーラム in 静岡」において研究成果を報告し、研究成果報告書を静岡県教育委員会と調査に協力いただいた特別支援学校に提出した。さらに修正版ガイドブックを静岡県教育委員会に提出した。具体的なエピソードを盛り込んだ修正版ガイドブックが、実際に居住地校交流に取り組む関係者にとって、「どのように考え、計画したらよいか」「どのように理解啓発を行ったらよいか」等について検討を行うための一助になることが期待される。

横須賀市の中学校における交流及び共同学習の充実に関する研究

三浦 千夏(神奈川県横須賀市教育委員会)

1. 研究の趣旨及び目的

インクルーシブ教育システムを構築し、多様な教育的ニーズのある子どもの学びを保証する学校づくりを進めるためには、交流及び共同学習の充実が不可欠であるが、学校現場では十分な対応がされているとは言い難い現状がある。そこで、横須賀市 23 校の中学校特別支援学級における交流及び共同学習の実態を明らかにし、各校の交流及び共同学習の現状から見えてきた課題を分析、整理する。横須賀市における中学校の現状や生徒の実態を踏まえ、生徒本人及び保護者のニーズに寄り添った多様で柔軟な交流及び共同学習の在り方を提示することを本研究の目的とした。

2. 方法

横須賀市全ての中学校 23 校において、リーダー的役割を担っている特別支援学級担任を対象にした質問紙調査を実施。続いて、質問紙調査の結果から交流及び共同学習について特徴のある取組をしている学校を抽出し、同意の得られた横須賀市の中学校(3校)を対象にした、学校長及び特別支援学級担任へのインタビュー調査を実施して情報の収集、課題等の分析を行った。

3. 研究の結果と考察

交流及び共同学習の授業による成果について、質問紙調査で最も多かった回答は、「特別支援学級の生徒が周囲の状況(相手や場所)に応じた、自分の立ち振る舞いを考えられるようになった」であった。インタビュー調査を実施した学校においては、学校全体が落ち着いて、特別支援学級の生徒を交流学級で受け入れる体制が構築されており、学校長が特別支援教育を学校経営の目標の柱に据え様々な取組をしている現状があった。このことから、交流及び共同学習の充実には、学校マネジメントが重要であることが推察された。教科等の専門性のある教員が特別支援学級の授業を受け持つことは中学校特有の状況で、教員が特別支援学級の生徒の実態を理解する上でも有効である。しかし、全教科担任が特別支援学級の生徒のねらいや手立てを明確にした上で授業を行うことは難しい状況であり、この点を解決する手立てとして、個別の指導計画等に特別支援学級の生徒のねらいや合理的配慮等を明記し、それを教員間で共有することが有効であると推察された。また、特別支援学級の生徒が交流及び共同学習を実施していく際には、学習支援や準備物等の情報の整理と併せ、交流を「させられている」意識にならないような心理的な面での支援も必要である。特に中学校においては、高等学校等への進学についても考慮し、交流および共同学習の教科を選ぶ必要性があり、保護者の願いや本人の意思が一致していないことが交流及び共同学習の課題になっているケースもあることが推察された。なお、個別の指導計画については、各学校で様式が異なり、合理的配慮に関する記載の枠が設けられていない、生徒のねらいが大雑把である等が課題であり、個別の指導計画の様式や書き方について指針を示していくことが今後の横須賀市に求められているものと考えられる。

4. 成果の活用

交流及び共同学習の充実を図っていく上で特徴ある取組を行っている学校の工夫を全ての学校に提示すると共に、個別の指導計画を教員間で共有する学校体制を構築し、特別支援学級の生徒のねらいや合理的配慮等に応じた、多様で柔軟な交流及び共同学習の充実を図っていきたい。

令和2年度地域実践研究事業報告書
地域におけるインクルーシブ教育システムの推進

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 宍戸 和成

令和3年5月

著作 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
インクルーシブ教育システム推進センター

発行 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
〒239-8585

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

TEL : 046-839-6803

FAX : 046-839-6918

<https://www.nise.go.jp>

NISE 講義配信は...

インターネットによる講義配信



NISE 学びラボ

～ 特別支援教育eラーニング ～

2020年4月1日 リニューアルしました！



いつでもどこでも
特別支援教育に
ついて無料で学
ぶことができます

スマートフォンやタブ
レット端末にも対応



Check1



●多様な利用環境で、より視聴しやすくなりました！

パソコン、スマートフォン、タブレット端末から、ほとんどの利用環境で無料で視聴できます。より操作しやすく、視聴しやすい画面設定になりました。

Check2



●教職員等の主体的な学びを支援します！

120以上の講義コンテンツや、複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムから、ご自身のニーズに応じた学習ができます。また、受講状況や視聴履歴が確認できます。

Check3



●団体登録により研修プログラムが設定できます！

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。

URL : https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online

NISE 学びラボ



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

1. ログイン画面

付与されているIDとパスワードでログインします。
初めての方は、画面右「利用申請」から利用申請を行ってください。



団体申込みも可能になりました！
詳細は a-manabilabo@nise.go.jp まで

2. コンテンツの選択

コンテンツ一覧から視聴したい講義のコンテンツを選択します。



ログイン後のホーム画面です。
「コンテンツ一覧」のボタンを押します。

120以上の講義コンテンツが、「分類」→「コース」→「コンテンツ」という階層で整理されています。それぞれの階層リストから興味のある内容を選び、視聴したいコンテンツを選択します。



分類



コース



コンテンツ

他にもこんな機能が...

- ☑ 「研修プログラム」では、受講者のニーズに応じて系統的に学べるコンテンツを提案しています。
- ☑ 「受講状況」では、受講者自身がこれまでに視聴したコンテンツを確認することができます。

リニューアルした



NISE 学びラボ

を、是非ご活用ください！

お問い合わせ先: NISE学びラボ担当 a-manabilabo@nise.go.jp

発達障害教育推進センター

発達障害に関する最新情報や国の動向等について、インターネットを通じて幅広く国民に提供するとともに、教育実践セミナーや地域理解啓発事業等を展開し、発達障害教育に関する理解推進と実践的な指導力の向上を図ります。

Webサイトによる情報提供

国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育推進センター

文字 標準 中 大 行間 標準 中 大 表示色 A A A ルビをふる

ホーム 指導・支援 研修講義 教材・支援機器 研究紹介 施策法令 教育相談 イベント情報

国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育推進センター

発達障害教育推進センターでは、発達障害に関する最新情報や国の動向等について、インターネットを通じて幅広く国民に提供するとともに、教育実践セミナーや地域理解啓発事業等を展開し、発達障害教育に関する理解推進と実践的な指導力の向上を図ります。

平成30年度 発達障害地域理解啓発事業協力機関の公募について

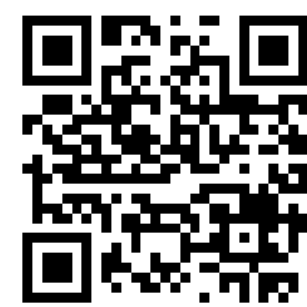
発達障害理解・啓発セミナー参加申し込みのご案内

2018.01.04 平成30年2月17日(土) 研究所セミナーにて、「発達障害理解・啓発セミナー」を開催します! New

2018.02.14 「イベント・研修会情報」を更新しました(ひきこもり、思春期、等に関する研修)。 New

2018.01.22 「イベント・研修会情報」を更新しました(TEACCH、発達障害児の診療・支援、等に関する研修)。

<http://icedd.nise.go.jp>



研修講義の配信 (You Tube)

YouTube JP 検索 ログイン

NISEchannel
国立特別支援教育総合研究所

アップロード動画 ▶ すべて再生

理解と支援「どの子ども伸びるユニバーサルデザインな授業・集団...」
視聴回数 136回・4か月前

理解と支援「発達障害のある児童生徒のための教材・支援機器の...」
視聴回数 252回・5か月前

理解と支援「幼児期の発達障害」
視聴回数 396回・5か月前

概論「ちょっと気になるが出発点!」(平成20年収録)
視聴回数 110回・5か月前

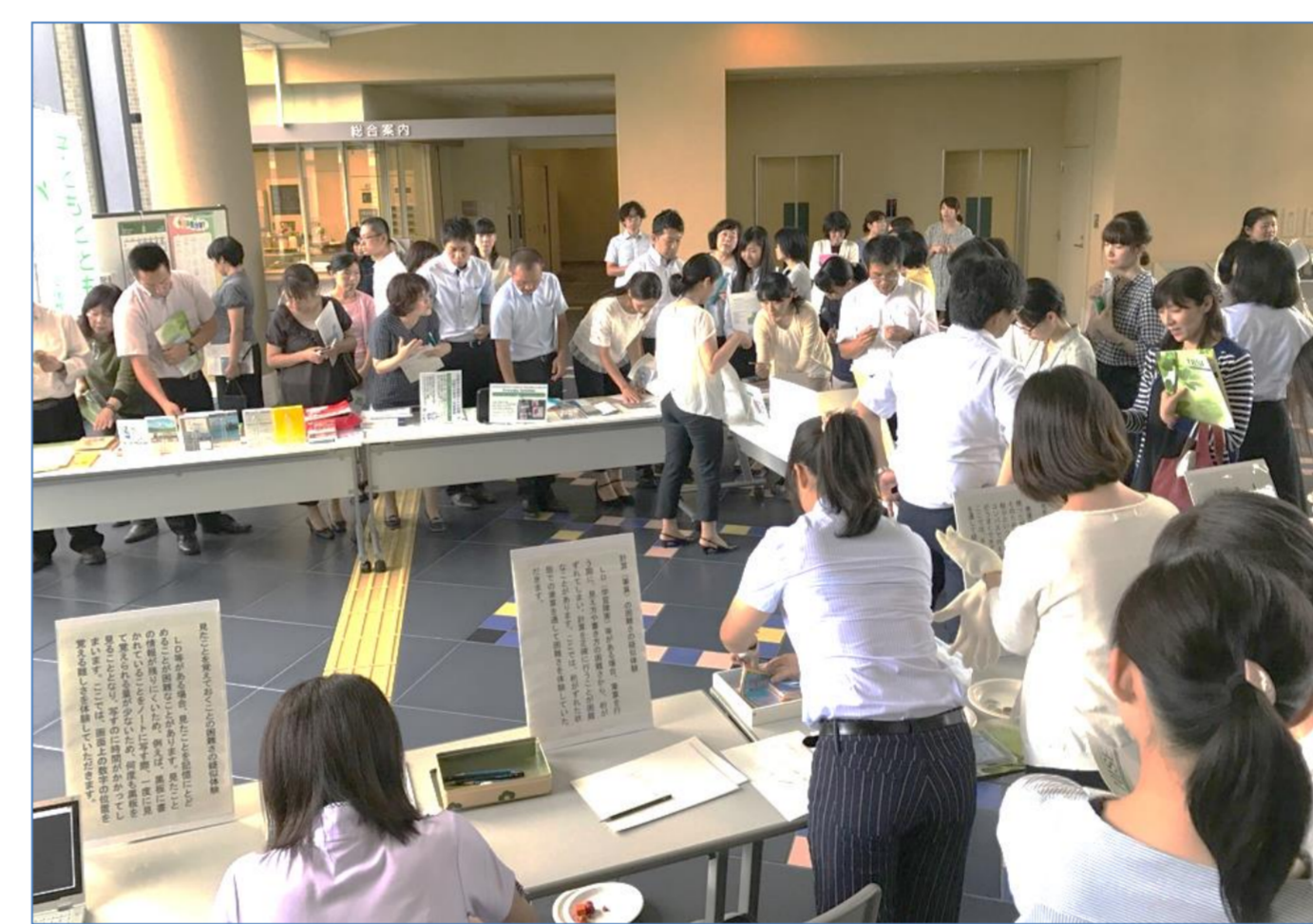
発達障害教育実践セミナー

発達障害のある子供のライフステージに応じた一貫した支援体制の構築を推進することを目的として、教員や教育委員会等の関係者に対し、最新情報の提供や実践事例の報告、研究協議等を行い、発達障害教育への理解推進と実践的な指導力の向上を図っています。



発達障害地域理解啓発事業

保護者と関係機関(教育、福祉等)が連携した、切れ目のない地域支援体制の構築を推進することを目的として、各地域のニーズに応じ、心理的疑似体験や展示等、地域住民の発達障害に関する理解を深める活動を、各自治体と協働で実施しています。



発達障害教育推進センター展示室

発達障害に関する理解の促進、適切な対応や支援の充実を目的として、パネル展示や参考図書・映画の紹介、Webサイトに掲載している教材・教具等の展示を行っています。心理的疑似体験ができるコーナーもあります。



これらの事業の実施にあたっては、都道府県や市町村の教育委員会及び教育センター、厚生労働省の発達障害情報・支援センター、発達障害者支援センター等とも連携しています。



インクルDB

「合理的配慮」実践事例データベース

559事例を収録
(2021年4月現在)

授業中に落ち着きがない…。



みんなの輪の中になかなか入りにくそう…。



書くのが苦手で困っているみたい…。



特別支援教育の研修素材がほしい…。



そんなときは、
すぐに検索を！



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (NISE)
インクルーシブ教育システム推進センター

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号 電話：046-839-6803 (代表)

<http://inclusive.nise.go.jp/>



2021.4

「合理的配慮」実践事例データベースの使い方

インクルDB (インクルーシブ教育システム構築支援データベース)

文字の大きさ 小 標準 大

表示色の変更 標準 1 2

アクセシビリティツールも搭載
ツールの使い方

更新日 2015-07-10

ダウンロード 533

ダウンロード数: 533

検索

検索

条件をチェックして検索!

気になる事例の詳細をクリックしてダウンロード!

事例のダウンロード画面

- 算数では、基礎的な計算問題ができるが、問題量が多いと疲れてしまう。そのため
の配慮として、学習意欲が下がらないよう、「20問中5問までがんばろう」とスモール
ステップで目標を決めている。スモールステップでの達成感、自信をもたせること
で、更に意欲的に問題に取り組めるよう配慮している。
- 指先の力が弱いので、鉛筆を2Bにし、太くて握りやすいグリップを付けるなど書き
やすくなるような配慮をしている。
- 通級による指導では、空間認知の力を付けるため、紐付きお手玉を使う(写真3)、
点つなぎ教材(写真4)を取り入れるなどの、ビジョントレーニングを取り入れている。

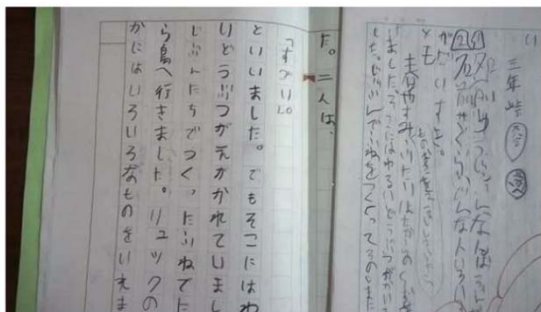


写真1 大きいマス目のある用紙に変更

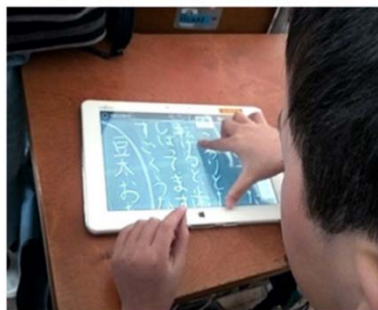


写真2 板書をタブレット端末で撮影し、自ら手で拡大

合理的配慮の情報が満載！
合理的配慮を考える参考に！

合理的配慮が
具体的に紹介され
ている！

基礎的環境整備
も詳しくわかる！

印刷して研修教材
としても使える！



※合理的配慮

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

インクルDBには、交流及び共同学習の取組事例やデータベースを活用した研修例についても、掲載しています。

国立特別支援教育総合研究所(NISE)

特別支援教育教材ポータルサイト (支援教材ポータル)

支援教材ポータルの目的・意義

教育関係者や保護者、教材・支援機器等に関心のある方々に情報を提供するため、児童生徒の障害の状態や特性等に応じた支援機器等教材の様々な活用方法や取り組みに関する情報を収集し、提供するポータルサイトです。本ポータルサイトの利用を通じて、教材・支援機器等への理解を深め、これらの利用が促進されることをねらっています。

「教材・支援機器」「実践事例」の2つの中心になる情報を含む、4つの情報を提供しています。

Web サイトトップページ



支援教材ポータルの構成

1 教材・支援機器を探す

メインになる情報の1つ目で、フリーのキーワードで検索できるほか、「対象の障害」、「特性・ニーズ」、「主な対象年代」、「教科名等」、「支援機器分類」、「動作環境(OS)」等の分類での検索、条件を細かく設定しての検索などが行えるようになっています。検索をすると、前記の内容の他に名称や教材・支援機器等の画像や関連する実践事例、関連データベース情報などが表示されます。

2 実践事例を探す

教材・支援機器と併せて本ポータルサイトの2つ目のメインの情報です。こちらもフリーのキーワードで検索できるほか、「主な対象障害」、「特性・ニーズ」、「主な対象年代」、「教科・領域」、「対象児童の在籍状況」等の条件で探すことができるほか、条件を指定して細かく検索をすることもできるようになっています。

3 教材・支援機器に関する情報

ここでは、教材・支援機器に関する施策や法令、研究論文などのリンクリストを掲載しています。

4 研修・展示会情報

関連する研修会や展示会の様子、教材・支援機器に関する様々な研修・展示会の情報を逐次紹介していきます。

検索画面





ライブラリー

教育支援機器等展示室

iライブラリーとは

“障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を実現する
さまざまな教育支援機器やソフトウェアに関する展示室”です。

[iライブラリーの役割]

国立特別支援教育総合研究所が開発した、あるいは開発に協力した教育支援機器
やソフトウェア、市販品を紹介しています。

[バーチャルツアー] <http://forum.nise.go.jp/ilibrary/>

iライブラリー展示室をパノラマ写真で体感することができます。
パソコンやタブレット、スマートフォンからも閲覧可能です。



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

NISE

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

NISEメールマガジン等のご案内

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

●NISE（特総研）では…

最新の活動内容や特別支援教育に関する様々な情報を、様々なコンテンツによりお届けしています。

●NISEメールマガジン

最新の活動内容や特別支援教育に関する様々な情報を、ご登録いただいている方に電子メールで毎月お届けするサービスです。

- 1 イベントのご案内
- 2 NISEトピックス
- 3 NISE'sコンテンツ
- 4 特別支援教育関連情報 等々



●LINE

NISEの最新情報をLINEでお届けします。

- ・ セミナー、研究協議会などの開催案内 等々



●特総研ジャーナル

NISEの諸活動の成果である様々な”役立つ情報”を紹介する年刊の機関誌です。

(最新号) 特総研ジャーナル第11号 (令和4年4月発行)

- 1 令和3年度研究課題一覧
- 2 事業報告
- 3 諸外国の動向調査報告 等々



●NISE Bulletin

NISEの諸活動を英文にてご紹介する年刊の機関誌です。

(最新号) NISE Bulletin Vol.21 (令和4年7月発行予定)

- 1 NISE's Activities
- 2 Recent Data on Education for Children with Disabilities in Japan , etc.



国立特別支援教育総合研究所メールマガジン

国立特別支援教育総合研究所メールマガジンの発行について

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、情報発信機能をもより一層高めるため、研究所メールマガジンを配信しています。この研究所メールマガジンは、これまで発行の付ってきたさまざまな情報提供の場に加え、研究所の活動や特別支援教育に関する最新の情報を提供いたします。

内容

- ・ 研究所の研究成果の紹介
- ・ 研修コースに関する情報 (実施予定、受講料等)
- ・ 研究所主催のセミナー等(研究員主催のイベント情報) (実施予定、申込料等、結果報告)
- ・ 特別支援教育に関するトピックス
- ・ 研究所からのお知らせ
- ・ その他



国立特別支援教育総合研究所ジャーナル

第11号

2022年4月

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

NISE Bulletin

Vol.21

July 2022

National Institute of Special Needs Education, Japan

NISE ウェブサイトから自由にご覧いただけます。

URL <https://www.nise.go.jp/nc/>

